

監査告示第1号
平成30年1月9日

大分市監査委員 佐藤 日出美

大分市監査委員 古庄 研二

大分市監査委員 佐藤 和彦

大分市監査委員 大石 祥一

大分市長から平成27年度及び平成28年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

平成28年度包括外部監査「大分市における教育及び保育に関する事業について」

平成29年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
1	15	指摘事項	学校評価	<p>各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目標を設定し評価することにより、組織的な活動としての学校運営の継続的な改善を図る、そしてこれを保護者や地域住民等に対しても適切に説明することで学校づくりを進める「学校評価」という取り組みが行われている。</p> <p>これは、組織マネジメントの発想の下、校長が独自性とリーダーシップを発揮できるよう、学校にPDCAサイクル（Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善））を導入したものと考えられる。</p> <p>しかし、P（取組項目）に具体性がなかったり、その結果D（実施）があやふやであったり、C（評価）に関してアンケート調査が適合していなかったり、A（改善）がスピード感に乏しかったりと、PDCAサイクルが十分に機能していない状況が見られた。</p> <p>教育委員会は、提出された全ての学校園の「学校評価報告書」及び「学校経営計画表」を概観する立場にあることから、P（取組項目）の具体性等、各学校でレベルに差がある部分に対しては、指導・助言を行って底上げを図り、学校評価の制度そのものが現場に根付くよう努力する必要がある。</p>	<p>各学校が、地域に開かれ信頼される学校づくりや創意工夫を生かした特色ある教育課程の一層の充実を図るためには、校長の示す「学校経営計画表」と連動させた、学校運営に活かす学校評価を実施する必要がある。</p> <p>平成29年度からは、本市転入管理職や教務主任等を対象とした、学校評価に係る研修等を実施し、取組項目に具体性を持たせることや評価項目に適合したアンケート調査を実施することなどの必要性を指導するとともに、全校長を対象として行う教育長面談等の場において各校長に必要に応じて指導・助言を行うこととした。</p>	措置済	学校教育課
2	16	指摘事項	学校要請訪問	<p>指導主事による学校要請訪問は、学力アップの大きなポイントとされており、これによって、「指導内容・方法の工夫改善」、「教員の授業力の向上」がはかれるとされている。この学校要請訪問の年間実績回数に学校間で大きく差があり、実施要項に定めた回数に満たない学校があった。</p> <p>優れた授業を受ける機会は、より多くの生徒に与えられる必要があると考えられることから、要請の少ない学校については教育委員会の側から積極的な働きかけを行うことが必要と言える。</p>	<p>要請訪問は、教育課程の編成・実施・評価に伴う諸課題について研究協議を行うことにより、教育実践の一層の推進に資することを目的に実施している。</p> <p>平成28年度は、学校教育課指導主事等が各学校の授業研究会等に平均3.5回程度参加し、指導した。しかしながら、学校により訪問回数に差が見られたため、平成29年度からは、要請の少ない学校に教育委員会から積極的な働きかけを行うこととした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
3	16	指摘事項	学校給食事業	<p>大分市では、小学校は各学校の単独校調理場方式、中学校は共同調理場方式を基本に、学校給食の提供を行っている。教育委員会のスポーツ・健康教育課はそれぞれの単独校調理場の給食会計について、横断的に見ることが出来るが、学校別に原材料費等支出額の異常点の把握、原価に見合った徴収額となっているかといった検討が十分に行われていなかった。</p> <p>共同調理場においては、2つの調理場においてそれぞれで実績数値をまとめた決算資料が作成されているが、それを十分に比較検討した証跡はなかった。また、各学校の給食費の滞納管理がそれぞれ適切に行われているかに関して、モニタリングが出来ていなかった。</p> <p>給食費は例えば生徒5百名で年間約26百万円と、かなりの金額になることから、各学校が適切に処理しているか否かについて、教育委員会としてもモニタリングしていく必要があると言える。</p>	<p>平成29年度から、各学校の単独調理場及び共同調理場の給食会計について、学校別及び共同調理場別に適正な支出や原価に見合った徴収額となっているか等、十分に精査するとともに、栄養職員の研修等を通じて、必要に応じて指導を行うこととした。</p> <p>また、各学校による給食費の管理が適正に行われるよう、学校管理支援チームを夏季休業期間中に全校に派遣し、指導した。</p> <p>なお、学校管理支援チームは、学校管理に係る指摘事項等について、学校現場の状況を確認し、必要な支援及び指導を行うとともに、学校経営の効率性を高めるため、教育部長を統括者、教育部教育監を副統括者として、教育総務課、学校教育課、学校施設課、体育保健課の職員により編成した。</p>	措置済	体育保健課
4	16	指摘事項	学校徴収金（給食費以外）	<p>市費や県費・国費（公費）以外の経費で、学校教育活動上必要となる経費として学校において児童生徒及び保護者から徴収する経費を私費と言うが、その私費の中で学校が管理しているものを「学校徴収金」と呼ぶ。</p> <p>これに関して、統一したマニュアル等がない状態にあり、学校徴収金に係る業務が一定のルールに沿って行われていることが確かめられておらず、また、学校徴収金を含む資金に関して、学校教職員の認識が不足している状態にある。</p> <p>教育委員会が学校徴収金に関して、共通のマニュアル等を作成し、学校現場での内部統制を整えるとともに、ごく一部でもサンプルを抽出して検証する等、教育委員会側からも何らかの形でチェック機能をはたす必要があると考える。</p>	<p>学校徴収金は、学校における教育活動費の中で、受益者負担の考え方により、必要な実費を各保護者から集金し管理する経費であり、各学校においては、年度当初に購入計画を保護者に伝えるとともに、年度末には保護者代表の監査を受けるなど適正な運用を行っているものの、監査を行ったという証跡となる文書に不備があるなどの一部課題が見られた。</p> <p>学校徴収金は学校教育活動に必要な経費であり、税金等で賄われる公費に準じた性格を有しているため、平成29年5月に作成した学校徴収金取扱の手引きに基づき、その取扱状況を学校管理支援チームが把握し、指導することとした。</p> <p>また、（仮称）大分市立学校における教職員の働き方改革推進計画策定プロジェクトチームにより、学校徴収金の適正かつ効率的な管理の在り方について検討することとした。</p>	措置済	学校教育課 体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
5	17	指摘事項	教職員の研修の管理	<p>教職員の受けるべき研修には、職務遂行に必要な知識・技能の習得及び実践的指導力の向上を図る基礎研修、および教育に関する理念や識見を高めるとともに、管理職等としての指導力の向上を図る管理職等研修、並びに学校がより自主的に教育活動を展開し、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、担当者の職務遂行に必要な専門的知識・技能の習得を図る職能別研修等があるが、その受講管理が不十分であった。</p> <p>教育委員会は教職員が受けるべき研修の管理を徹底し、特に欠席者が当該欠席した研修に関する知識の習得を行うことが出来るように何らかの対応を行う必要がある。</p>	<p>教育センターでは各種研修における欠席者への研修内容の補完について、法定研修である初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修については、欠席者に研修資料を送付し、不明な点や詳しく聞きたい点等は、次回の研修の時や、放課後等での相談という形で随時対応している。特に初任者研修については、拠点校指導教員へも同様の資料を送付している。</p> <p>また、管理職研修や職能別研修のように研修対象者や各学校1名の担当者が決まっている研修については、欠席者に必要な書類を送付するなど、各担当課で対応している。</p> <p>平成29年度からは、全ての研修で欠席者に研修資料を送付し、各学校で行われるOJTの中で活用できるようにするとともに、研修内容の確認や相談がある場合は、教育センターに連絡するよう学校に周知した。さらに、センター内に研修資料を保管し閲覧できるようにするなど、研修欠席者を含め教職員全体の資質・能力の向上に向けた体制整備を図ることとした。</p>	措置済	教育センター
6	17	指摘事項	市立幼稚園の役割の明確化	<p>市立幼稚園については、施設利用率が約25%程度と低くなっていることを考慮すると、公私の役割分担を十分に考慮の上、再編を検討する必要がある。すなわち、今後の市立幼稚園の役割としては、私立幼稚園が対応できる領域については積極的にその役割を移していき、地域の実情やバランスを考慮してその規模を縮小する必要がある。</p> <p>それとともに、これまで同様、特別支援教育にも力を入れることはもちろん、さらに少子化を念頭に置いた子育て支援施策を実施するなど、その役割を充実させていくことがあるべき方向と考える。</p> <p>また、今後は待機児童の解消に幼稚園の余裕教室の活用も検討する必要があると考える。</p>	<p>市立幼稚園・保育所の今後のあり方については、平成29年度に設置した子どもすこやか部において、有識者による検討委員会を設置する中、市立幼稚園の適正な規模と配置、特別支援教育の充実、地域における子育て支援拠点としての機能の充実、幼稚園や保育所から市立認定こども園への移行の必要性等を総合的に検討しているところである。</p>	措置済	子ども企画課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
7	17	指摘事項	奨学金制度の見直し	<p>大分市奨学資金の滞納額及び収納率の推移をみると、年々悪化し、滞納者管理が適切に行われていないことも相まって、悪化に歯止めがかからない状況となっている。その要因として、滞納管理のマニュアル等が整備されていないことや奨学金事業を担当する職員が一名であり、奨学金債権の管理が手薄なことがあげられる。</p> <p>現行の体制を継続せざるを得ないのであれば、貸与型を減らして給付型奨学金にウェイトを置くといった奨学金制度の在り方を見直す必要もあると考えられる。</p>	<p>滞納管理については、これまでも債権管理マニュアルに基づいて対応してきたところであるが、平成29年度に奨学事業を実施している他都市のマニュアルを参考にして、債権管理マニュアルの充実を図ることとした。</p> <p>なお、奨学金事業を主として担当する職員は1人であるが、年末年始の電話催告や臨戸訪問などには、班員に業務を分担するなどして対応しているところであり、今後も、グループ制を活用し業務の応援体制を組む中で、効率的かつ効果的な運営に努めることとした。</p> <p>また、本市には、高校生・大学生を対象とする貸与型奨学金と高校生を対象とする給付型奨学金の2種類の奨学金があり、給付型奨学金については、応募状況などを踏まえる中で毎年定員の増員を行っており、貸与型奨学金については、定員に近い応募が続いている状況である。</p> <p>こうした中、国においては、大学・短大等に進学する生徒を対象にした給付型奨学金を平成30年度から本格実施することから、今後の応募状況や国の動向等を踏まえ、奨学金制度の在り方について検討していくこととした。</p>	措置済	学校教育課
8	18	指摘事項	給食費の公会計化	<p>学校給食について、給食費における現金管理、未納管理、決算報告における問題点等を踏まえると、会計処理の透明性向上等のメリットが期待される公会計化の導入について、これまで以上に積極的に検討する必要がある。</p> <p>他市が次々と公会計化を進めていく中で、本市の検討はその内容においても、スピード感においても不十分であり、早急に公会計化することによる効果・リスクの洗い出しを行うとともに、導入コストを見積り比較検討する等、迅速な対応が必要と考える。</p>	<p>平成28年度に豊橋市、大津市への先進地視察の実施や中核市への調査を行い、システム導入に係る経費についてや職員の配置状況等についての調査を行った。</p> <p>平成29年度は、すでに公会計を採用している自治体の実情を調査し課題の整理を行うこととした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
9	18	指摘事項	就学援助の業務処理システム	<p>就学援助に関する事務手続きは、每期申請があった児童や生徒の情報を新しく入力しているため業務としては非効率であり、每期データを新しく作成するため前期情報との比較も困難で、家庭状況の変化や前年度の問題状況が把握しづらくなっている。</p> <p>初期投資はかかるが、就学援助利用者が増加している状況に鑑みればシステムによって管理する利点も大きい。</p> <p>大分市においてははまだ具体的な導入の検討までには至っていない状況であるが、他市においては導入が進んできていることから、大分市においても導入の可否を検討されたい。</p>	<p>就学援助システムを導入することにより、就学援助の認定事務や支給事務が効率的に行えるようになることから、入学・転学など学籍管理との連携を含め、導入に向け関係部署と協議を進めることとした。</p>	措置済	学校教育課
10	18	指摘事項	実験用薬品の管理の不備	<p>実験用薬品には毒劇物も含まれるため、万が一紛失や盗難等が発生した場合、厳しく管理責任が問われることになるが、その管理がルールどおり行われていないケースが散見された。またこの件に関して、平成27年度の定期（学校）監査においても指摘を受けており、速やかな改善が行われていないことに関しては危機意識の欠如と言わざるをえない。</p>	<p>毒物及び劇物等の管理については、「毒物及び劇物取締法」第11条及び第12条に基づき、その適正な管理の在り方を各学校に文書で示すとともに、主任会等で指導しているところである。しかしながら、定期監査等においても、薬品使用簿に一部不備が見られるなどの指摘があったことから、平成29年度から、一層、適切に管理できるよう、校長会等を通じて指導するとともに、その状況を学校管理支援チームが把握し、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
11	18	指摘事項	いじめ、不登校の問題	<p>学校で発生したいじめの情報は、学校のみならず教育委員会に伝達されることが必要であるが、発生したいじめに関する情報が教育委員会に報告されなかったケースがあった。</p> <p>そのため、学校が速やかに教育委員会に報告することはもちろん、教育委員会内での情報交換を緊密に行い、定期的に学校や教育委員会、関係機関の情報の整合性を検討するなどして、識別されたすべてのいじめがもれなく教育委員会に報告され、その後現場において対応が適切に行われているかどうか教育委員会がチェックできるような仕組みにより、改善していく必要がある。</p> <p>また、大分市の不登校の子どもの数は客観的に他市よりも深刻な状況となっている。これに対して、学級集団検査（hyper-QU）をモデル事業として実施しているが、この事業の効果を最大限に高めるための方策をこれまで以上に検討する必要がある。例えば、この検査結果をもとに、導入効果や有効な活用例を集約、整理し、校長会、各種研修会等の中で指導を強化していく必要がある。不登校の問題に関しては、より積極的かつスピード感のある対応が必要といえる。</p>	<p>いじめは、心身の健全な成長や人格の形成に影響を与える重大な事案であり、「大分市いじめ防止基本方針」や「大分市いじめ問題対応マニュアル」に基づいた未然防止、初期対応等の取組の充実に努めることとした。</p> <p>そのため、平成29年4月の校長会において、各学校で「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」についての共通理解を図るとともに、各学校の「いじめ防止対策委員会」の活用により、いじめに対する認識を深め、「いじめ第一報」を教育委員会へ確実に提出すること、いじめに対して組織的な対応をとることなどの指導を徹底した。また、引き続き、生徒指導連絡会や「いじめ不登校等対応研修」等において、指導を行うこととした。教育委員会の情報共有については、児童生徒支援室及びエデュ・サポートおおいたが得た情報は、相互に情報交換し、学校からの報告の有無の確認を行うとともに、必要な指導を学校に対し行うこととした。</p> <p>学級集団検査については、平成29年度は、全小学校（4～6年生）と全中学校（1～3年生）で実施する。検査結果を有効活用するため、3回の研修等により、検査結果の分析方法や指導の在り方について理解を深めるとともに、実践交流等を行い、指導力の向上を図ることとした。また、各学校では、実施した全学級で、2学期以降の学級集団への指導や個別指導を具体的に計画した「学級支援シート」作成し、指導の充実に努めることとした。効果的な実践事例については蓄積し、その後の研修等において、各学校に還元することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
12	19	指摘事項	学校給食費の収受及び保管	<p>監査期間中に給食費の現金不正事案が発生し、これに関して学校現場の現金管理に問題があることが明らかになったことから、同様の事例が他の学校でも発生していないか、また現金管理の状況が不十分で不正の発生につながらないかを早急かつ徹底的にチェックする必要がある。</p> <p>しかし、今回の事件後の対応として教育委員会は、「学校における給食費等の管理について（通知）」という文章を各小中学校長あてに通知し、保管場所を照会しているのみで、特段、学校訪問等による現場での管理状況の実態把握などは行っていない。</p> <p>不正が起きかねない体制にもかかわらず、実際に発生しても十分な事後対応（同様な業務の徹底検証等）、再発防止策がとられなかったことは、危機意識が不十分であると言わざるを得ない。</p>	<p>学校給食費の管理については、平成29年度中に学校給食会計処理マニュアルの見直しを行い、今後同様の不正が起きることのないよう学校現場での管理を徹底させるとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	体育保健課
13	19	指摘事項	認定こども園の制度の周知	<p>子ども・子育て支援新制度における大分市の保育に係る定員と入所者の状況によれば、いまだ認定こども園のメリットが保護者に十分浸透していないことが推察される。</p> <p>そのため、アンケート調査を行う等により、保護者の就労状況は問わずに入園が可能であることなどの認定こども園のメリットが、保護者に十分周知されているのか確認し、それが不十分であれば、ホームページや市報などを通じてこれまで以上に積極的に広報活動を行っていく等の対応が必要である。</p>	<p>認定こども園が、保護者に十分周知されているかの確認については、平成30年度の入所申込（平成29年11月下旬から開始）の際、利用申込み者へアンケート調査を実施し、周知状況の把握を行うこととした。</p> <p>認定こども園を含めた保育施設の施設別の特徴については、保育施設利用希望者に配布する「保育所入所てびき」で説明するとともに、本市ホームページでも公開し、引き続き広く周知に努めることとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課
14	19	指摘事項	保育需要の高い地域への対応	<p>申し込みを行っても入所できずにいる児童が20人以上いる施設の周辺地域は保育機能の需要が高い地域と考えられる。これに対して、待機児童対策として、単純に施設を増やすことは難しい面もあることから、これらの地域については、比較的小規模な環境できめ細かな保育を行う「小規模保育」や、保育士等の資格を持った家庭的保育者の自宅での「家庭的保育」を行うことができる場所を他地域よりも重点的に募る等の対応を行う必要がある。</p>	<p>待機児童の解消に向けては、未入所者の地区別・年齢別の状況や、潜在的な保育ニーズの伸びなども可能な限り勘案する中で、保育需要の高い地域を対象に必要なに応じて既存施設の増改築や新規開設などにより定員拡大を図っている。</p> <p>平成29年度の新規開設事業者募集の際においても、保育所に加えて、比較的短期間で開設でき、高い保育需要に応えることができる小規模保育事業所も募集を行ったところである。</p>	措置済	子ども企画課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
15	20	指摘事項	整備計画の具体的な展開	<p>平成27年度「大分市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設のライフサイクルを考慮した整備計画を策定することになったが、現状は個別の公立保育所に具体的に展開されていない。</p> <p>年少人口の減少も予想されるなかで、大分市では民間活力を積極的に活用しながら、地域ごとの需要を捉え必要な定員数を含めた最適なあり方を検討しているが、公立保育所の半数以上の施設が築30年以上経過しているなかで、その維持管理コストもかさむことが予想される。</p> <p>そのため、早急に大括りとなっている計画を、長寿命化やライフサイクルコストを考慮した保育所ごとの整備計画に具体的に展開することが必要と言える。</p>	<p>平成28年度に「大分市公共施設等総合管理計画」に基づいて、整備の個別計画である「大分市公立保育所長寿命化計画」を策定した。</p> <p>また、今後も状況に応じた見直しを適宜行うこととしている。</p>	措置済	保育・幼児教育課
16	20	指摘事項	保育料の滞納	<p>過年度に発生した滞納について、後の年度でこれを解消することは非常に困難となる。</p> <p>滞納をより低い水準に抑えるためには滞納が発生した初期の段階で迅速かつ手厚い対応をとることが特に重要となる。そのため、滞納管理に関しては初期の初動に重点を置く必要がある。</p>	<p>滞納管理に関しては、初期段階における働きかけが重要であるため、平成29年6月から、これまで3カ月ごとに出力していた保育料滞納者リストを毎月出力し、収納委託している保育施設と随時連携を図り、電話・文書・訪問等の催告の取組を行うこととした。</p>	措置済	保育・幼児教育課
17	20	指摘事項	補助金の申請書類や実績報告の検討	<p>抽出したサンプルについて検証した中に、補助金申請の際の提出書類の内容の不備や実績報告における妥当性の検証などに不十分なものがあつた。</p> <p>補助金支給の要件に該当することを明確に記録に残すことを含めて、より慎重な運用が望まれる。</p>	<p>平成29年度中に、申請書の内容の確認を厳格に行うとともに、実績報告における貸金台帳の提出など、添付書類の内容等の見直しを行うこととした。</p> <p>また、支給要件が明確になるよう根拠となる資料を添付することとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
18	20	指摘 事項	保育所往 査	<p>保育所を往査したところ、事務処理に関して改善すべき事項が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修に関して、当初計画したとおり出席されているか、欠席の場合にフォローされているか、出席されたすべての研修の結果が、資料の回覧等により他の職員にも提供されているか等につき、漏れなく実施されるための管理が不十分であった。 ・出勤簿や職員会議の議事録における出欠の記録等に不備があった。 ・物品の処分時における事務処理等、本来どのような処理が正しいのか、あるべき事務処理が現場において理解されておらず、前任者のやり方をそのままやっている状況が見られた。事務処理に関する、マニュアル等を整備する必要がある。 	<p>研修の出席確認については、県外や宿泊を伴う研修では文書復命により、それ以外の研修では口頭復命により行っているが、平成29年度から、口頭復命の研修についても、情報共有のために研修資料等の回覧を確実にすることとした。</p> <p>また、欠席した場合は、欠席者が必ず資料を入手し、回覧を行うこととした。</p> <p>出勤簿や職員会議の議事録における出欠の記録については、対象職員に対して周知・徹底を図るとともに、毎日所長による確認を行うこととした。</p> <p>事務取扱いについては、最低限守るべき事項をまとめてマニュアルとし、各保育所に配布し、処理方法を統一することとした。</p>	措置済	保育・ 幼児教 育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
19	35	意見	「取組項目」の具体性	<p>学校評価の実施にあたり、学校教育全般について総花的に評価するのではなく、前年度の学校評価結果や、学校、子どもの実態等を踏まえ、具体的かつ明確な重点目標を設定し、「学校経営計画表」と連動させた組織的・継続的な取組を行うことが大切とされ、特に大分市では学校評価を学校運営に活かすため「学校経営計画表」と連動させた組織的・継続的な取組が求められている。その中で、取組項目は学校経営の重点や年間経営目標を達成するための具体的な内容が記載され、学校内において全教職員に対して表明、指示されなければならないと言える。</p> <p>当年度の学校経営計画は前年度の学校評価を参考にしつつも、後任の校長のリーダーシップのもとに策定されることとなるが、当年度の学校経営計画表上、数値目標は記載されているが、それを達成するための具体的な取組項目が明確に記載されていない学校があった。</p> <p>ある学校では当該取組項目は平成28年度における校長個人の人事評価のための目標管理シートに記載されているとされたが、当該シートは個人の業績評価のためのものであることから、学校内において全教職員に対して表明、指示される学校経営計画表に記載される必要がある。</p> <p>「学校経営の重点」および「年間経営目標」は前年度の学校評価の結果・改善方策等を踏まえ設定されることとなっている。そしてこの年間経営目標の達成に向けた取組および具体的な数値目標を「取組項目」において設定することとなっている。しかし、取組項目に具体性がないと現場への「学校経営の重点」や「年間経営目標」の落とし込みが十分になされない恐れがある。</p> <p>そのため、「学校経営の重点」および「年間経営目標」を達成するために「取組項目」には明確かつ具体的な内容を記載し、学校現場への落とし込みが円滑に可能となるようにする必要がある。</p>	<p>各学校でのマネジメントサイクルを機能させ、学校教育活動のより一層の充実を図るため、本市が独自に作成させている「学校経営計画表」における「取組項目」を、具体性をもった内容にする必要があるという意見について、平成29年4月に「学校経営計画表作成の手引き」を作成し、周知徹底を行った。</p> <p>具体的には、「取組項目」を設定する際の留意点、また、マネジメントサイクルにおける重点や目標に対する「取組項目」の効果検証の位置付けを行った。</p> <p>さらに、新任校長等に対し研修を実施し、本計画表の趣旨の徹底を図ったところである。</p> <p>今後は、面接等を通じ、学校の課題、それに対する重点や目標と併せて、より具体的な「取組項目」となるよう指導徹底することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
20	36	意見	アンケート調査の質問項目	<p>取組項目に対して各学期末に学校側で行われる評価は主として生徒や父兄へのアンケート調査によって行われている。しかし、このアンケート調査の質問項目が定型化されたものとなっており、各年度の具体的な取組項目の評価としては不十分な学校が大部分であった。</p> <p>アンケート調査の質問項目については、評価したい内容をより直接的に把握するための工夫が必要であり、定型化された項目に加えて「取組項目」の評価に適合した質問を入れていく必要がある。そのためアンケートの内容をタイムリーに一部手直しすることが必要であり、これによって取組項目の学校側の評価を適切に行うことができるようになる。</p>	<p>各学校が、地域に開かれ信頼される学校づくりや創意工夫を生かした特色ある教育課程の一層の充実を図るためには、校長の示す「学校経営計画表」と連動させた、学校運営に活かす学校評価を実施する必要がある。とりわけ生徒や保護者に対するアンケートは、自己評価を実施する上で有効な資料であり、各学校においては、自己評価の精度を高める上から、網羅的なアンケートではなく、学校の取組項目に沿ったアンケートを実施している。しかしながら、アンケートの定型化も指摘されていることから、平成29年度から、本市転入管理職や教務主任等を対象とした、学校評価に係る研修等を実施し、評価項目に適合したアンケート調査を実施することなどの必要性を指導するとともに、全校長を対象として行う教育長面談等の場において各校長に必要に応じて指導・助言を行うこととした。</p>	措置済	学校教育課
21	37	意見	迅速な改善策の実施	<p>取組項目について、各学期末に適時に評価が行われている場合についても、評価の上で未達となった場合には速やかに改善が行われる必要がある。そのためには評価結果を受けて出来る限り速やかに改善策が提示され、現場に指示されなければならないと考えられる。一年間という短い期間で成果を出すためには、例えば一学期の評価は一学期末に行われて夏休み期間中に改善策が検討されて現場に周知徹底され、2学期の開始時から実行に移されることが望ましいが、このようにスピーディにこのプロセスが実行に移されていることが明確に校長から提示されたケースは少なかった。</p>	<p>各学校では、自己評価の実施後、学校評議員会を開催し、学校評議員からの学校関係者評価を実施した上で、今後の改善策を決定している。平成29年度からは、その過程が可能な範囲でスピーディに実行できるよう、本市転入管理職や教務主任等を対象とした、学校評価に係る研修等を実施し指導するとともに、教育長面談等の場において各校長に必要に応じて指導・助言を行うこととした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
22	37	指摘事項	制度の現場への周知徹底と教職員評価との関係	<p>学校現場においてヒアリングすると、大分市の用意した学校評価のリーフレットの存在について認識していないケースや、校長の人事異動によって前年度の評価シートが後任に十分な引継ぎがされずに新年度の学校経営計画表が作成されているケースもあった。また、前述した学校経営計画表の記載内容の中で、特に重要となる「取組項目」の記載についても、その具体性や記載方法に学校間でばらつきがあり、学校評価の仕組みが十分に浸透しているとはいえない状況であった。</p> <p>この点について教育委員会に問い合わせたところ、学校経営計画表については学校側から教育委員会に提出された後、その内容について校長面談等で指導助言されているとのことであった。しかし、実際に抽出した複数の学校経営計画表に記載された内容について検討すると、学校間でレベルの差が大きい。全ての学校経営計画をみることが出来る立場にある教育委員会の学校に対するモニタリングに基づく指導助言が不十分だと言わざるを得ない。</p> <p>学校評価の重要性に鑑み、やり方も含めて各学校現場への周知徹底をはかり、制度の整備・運用の充実に努めることが必要と言える。</p> <p>学校現場においては目標管理型の評価制度として、別途、教職員評価が行われている。これは各学校の目標等をもとに、教職員一人一人が目標設定を行い、その達成度を評価する目標管理型の評価制度であり、人事評価との結びつきから学校現場においてはこの教職員評価の方が重視されているとの印象を受けた。</p> <p>また、学校経営計画表の「取組項目」に記載された内容の中で、具体的な取組項目の記載がないとの監査人からの指摘に対して、具体的には校長の目標管理シートに記載しているため、それで問題はないとの返答があった。</p> <p>確かに各学校の目標設定を出発点とする点で、このような教職員評価は学校評価と共通している。しかしながら、教職員評価が適切な人事管理や個々の教職員の職能の開発を目的とし、その結果は公表になじまないものであるのに対し、学校評価は組織的活動としての学校運営の改善を目的とし、その結果を公表し、説明責任を果たすこととしているため、両者は、その目的が大きく異なると考えられる。したがって、学校経営計画表の「取組項目」の具体的な内容が校長の目標管理シートに記載されているからと言って学校経営計画表に掲載されずとも足りるということとは言えない。</p>	<p>「学校評価」及び「学校経営計画表」、「目標管理」については、学校経営における重要なマネジメントツールとしているが、それらの制度については、平成29年4月に「学校経営計画表作成の手引き」を作成し、それぞれの関係性を示しながら、引き継ぎ等も含めて周知徹底を行った。</p> <p>特に「学校経営計画表」の取組項目と「目標管理」との関係性については、その連動性等を詳細に説明し徹底した。</p> <p>また、新任校長等に対しては研修を実施し、「学校評価」のリーフレットを用いて直接指導を行うとともに、各制度とその関係性について徹底したところである。</p> <p>今後も、面接等を通じて、指導を行い、学校経営におけるマネジメントツールとして機能するよう徹底することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
23	40	指摘事項	保存期間を超えた管理	<p>表簿の種類や保管場所を示す学校備付表簿の台帳が作成されておらず、また、指導要録や出席簿が学校教育法施行規則で定められている保存期間を超えているなど表簿の管理が適切に行われているとは判断できない学校が複数見受けられた。</p> <p>学校備付表簿の台帳が作成されていないと、学校にあるべき表簿が客観的に不明である。これでは、仮に表簿を紛失したときに気付かず、発見できない可能性がある。また、表簿が保存期間を超えて必要以上に保管されてしまうのは、情報流出のリスクを余計に生じさせるとともに、保管場所が必要になったり書類管理に時間を要したりといった業務効率の低下にもつながることから、管理台帳（一覧表）を作成して表簿名と保管場所、期限を明記して、少なくとも毎年度1回は当該管理台帳と表簿の現物チェック及び廃棄処理を行っていくことが必要であると思われる。</p> <p>なお、教職員の異動等も考慮すると、管理台帳の作成に当たってはすべての学校で共通した様式を教育委員会が作成し、各学校に配布することが効率的である。</p>	<p>平成28年度末に学校管理規則に規定する保存年限の変更を行ったところであり、教務主任等研修においてその周知を図るとともに、保存年限を過ぎた文書の廃棄や管理台帳の作成について指導することとした。また、その状況を学校管理支援チームが把握し、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
24	42	意見	会議録の記載について	<p>学校往査の結果として、職員会議が学校日誌では開催されているが会議録は作成されていないものや、会議録及び関連資料の中に校長の具体的な発言内容を記録していないもの、職員等の意見が記載されていないもの、記載が不明瞭なものが散見された。また、学校日誌によると、職員会議の日（夏休み期間）に18名以上の職員が休んでいた学校もあり会議の内容がどのように後日伝わったか客観的に不明なものがあった。</p> <p>会議録の作成は、法令等に定められていない。しかし、校長は校務をつかさどり所属職員を監督する立場であることから（学校教育法第37条4項）、校長が自己の職責を果たしたことを示すものとして、可能な限り職員会議の会議録を残すことは有用である。</p> <p>会議録の閲覧や学校長への質問から、不十分な記載となっている大きな要因は、会議録の作成目的が明確ではないこと、記録者が一般的に持ち回りで行われており記録の水準が記録者の経験や能力等にゆだねられていること等が考えられる。</p> <p>今後は、会議録の作成目的や記載内容を校長が明らかにし、運営方針や重要な連絡事項が網羅的かつ効率的に周知できること等、校長の職務遂行が適切に発揮されたことを示す証跡として、会議録の作成方法を改める必要があるといえる。</p>	<p>職員会議は校長の職務の円滑な執行を補助する機関であり、各学校においては情報伝達や教職員間の共通理解の場として位置付けている。職員が休んでいる場合は、その内容を主に同学年部の職員が後日、資料や口頭で伝えるなど、確実な情報伝達を行っているところである。また、会議録の作成や記載する内容については、その必要性の判断により各学校で扱いが様々である。</p> <p>平成29年度からは、校長の職務遂行が適切に発揮されたことを示す証跡として会議録の作成は重要であることから、校長会等で職員会議における会議録の作成目的等を伝え、作成するよう指導するとともに、その状況を学校管理支援チームが把握し、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課
25	43	意見	委員会、会議のスリム化	<p>学校要覧において学校運営組織として設けられている委員会の中に、開催されていない委員会（保健安全委員会、危機管理対策委員会）や、要覧に掲げているメンバーのおよそ半数が欠席している委員会などが見受けられる学校があった。</p> <p>委員会について、類似組織を統合するなどして、可能な限り組織、会議のスリム化を図り、効率的な学校運営が行われるよう工夫されたい。</p>	<p>各学校に運営組織として設けられている各種委員会、会議のスリム化に関する意見については、学校現場の負担軽減の視点からも必要であり、平成29年度現在、教育委員会各課等に対し、設置義務のある委員会等に関する調査を実施するなど、その実態把握に努めているところである。調査結果等を受け、法令等との整合をふまえながら、各種委員会等を整理・統合を行うこととした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
26	55	意見	事業費の見積り (運営方法)	<p>市の事業費に関する見積りについては、公費である設備費と人件費について検討されているが、保護者が負担している食材費についての検討が含まれていない。例えば共同調理場方式となれば、大量購入による、食材費の大幅な減少も予測され、保護者負担額が削減されることにもつながる。共同調理場の建設コストについて食材費を含めたランニングコストの減少分でまかなえるかといった観点での検討も行う必要があると考えられる。</p> <p>憲法はすべての国民に対しその保護する子女をして普通教育を受けさせることを義務としていることから、学校で実施される学校給食の費用の保護者負担分についても可能な限り軽減するよう配慮、努力することが望ましいと思われる。したがって、費用の積算にあたり、設備費や人件費のみならず、食材費を含めた形で検討することが望ましい。</p> <p>また、人件費の積算にあたり見積りに使用した金額と直近の決算額とに差額が生じている。したがって、見積り数値の妥当性を再検討しておくことも必要である。</p> <p>運営方法については3つの案が検討されているが、例えば次のような方法が考えられることから、より多くの情報を考慮し、メリットやデメリットを整理しておくことが有用である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営方式を、正規職員の割合を減らし、嘱託職員の割合を増やして実施する方法 ・共同調理場を、直営で行う方法 ・その他の方法 <p>運営方法の意思決定にあたっては、コスト面（定量的）の判断のみならず、定性的な観点も重要となり、教育的視点、アレルギー対応、安全、品質面なども比較衡量することが求められるが、今回監査の過程では、そのような定性的な検討資料は入手できなかった。可能な限り、定量的、定性的の両面から意見を集約、整理したうえで検討し、実行に移していくことが望ましいといえる。</p>	<p>学校給食の運営方法については、食育の観点や費用対効果を勘案する中で、安心・安全・あたたかい給食を提供するため、中学校は共同調理場方式、小学校は単独調理場方式を採用することとしている。また、食材費についても、安全な食材の確保や地産地消の推進に留意する中で、保護者に過度な負担がかかることのないよう、献立委員会等での検討を踏まえ、食材の調達に努めているところである。</p> <p>平成29年度には、これまでの検討資料について定量的、定性的な観点から整理を行い、引き続き学校給食の運営方法について、客観性の担保に努めるとともに、食育の推進等の教育的視点に加え、食材費を含めた費用対効果を十分に考慮する中で、安心・安全・あたたかい給食の提供に努めることとした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
27	56	意見	設置基準の妥当性（人員配置）	給食調理員の配置人数（設置基準）については、文部科学省が定める基準と一部異なる部分が見受けられた。例えば、301～500食の規模の学校が配置人数について3人ではなく4人とされており、その客観的な理由が明らかにされていない。 人件費の観点からも可能な限り正規職員から非正規職員へシフトしていくことや、調理業務人員の見直し、さらに、時間帯別に最低限必要な人員を把握して、設置基準の配置人数を変更できないか検討する等のマネジメントができないか検討する必要がある。	給食調理員については、平成28年度以降、正規職員を採用しておらず、嘱託・臨時職員等の非正規職員を活用する中で、学校給食調理業務を行っている。また、平成29年4月から平成30年7月までの間、小学校3校において、給食調理業務民間委託の試行を実施することとしており、その検証を行っていく中で、今後の委託校数等の検討を行うとともに、適正な人員配置に努めることとした。	措置済	教育総務課
28	56	意見	調理員などのローテーション（人員配置）	給食調理員（正規職員、嘱託職員）の配置表を閲覧したところ、5年を超えて同一校に在籍する職員が複数見られる。職員が1つの学校に固定化すると、業務のマンネリ化やチェック機能が弱くなることによる不正の発生可能性も懸念されることから、例えば3～5年といったスパンでの定期的な人事ローテーションを行うことも検討することが望ましい。ただ、現在は6年を超えて勤務している職員はおらず、不適切とまではいえない状況である。	現在、正規職員は3～4年を目途に、また嘱託職員は原則として1年ごとに配置校の見直しを行っているが、特に嘱託職員においては、職員の住所地と小学校の地理的要因等により、同一職場での勤務が複数年となる場合がある。今後も、在籍年数等を考慮する中で適正な職員配置を行うとともに、円滑な業務実施と職場の活性化に努めることとした。	措置済	教育総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
29	56	指摘事項	購入枚数と破損枚数の比較（その他）	<p>スポーツ・健康教育課において、強化磁器食器の購入枚数と破損枚数を別の担当者が集計しており、各学校で破損した枚数と、単独校調理場校あるいは共同調理場で購入した枚数を、年度ごとに照合していなかった。このような状態では、食器が必要以上に購入されてしまうリスクも発生する恐れがある。また、破損枚数と購入枚数を別の職員が把握するという業務分担は非効率であり、今後は破損と購入は同一の担当者が管理すべきである。</p> <p>また、共同調理場において、過去の購入状況を見ると東部共同調理場は食器を毎年度購入しているのに対して、西部共同調理場は3年間購入がない。同課によると西部共同調理場は過去、調理場を建設した際に食器を多めに購入したとのことであった。</p> <p>西部共同調理場にある余分な食器を東部に移管することにより、全体として先に購入したものから使っていくことになり、東部での購入時期も先延ばしできると思われるが、「西部共同調理場と東部共同調理場の予算が異なる」「どのみち両方とも在庫がなくなる」といった理由から、移管は検討しなかったとのことであった。</p> <p>また、その後、食器を移管してもコストの削減にはならないといった説明や、仮に移動する場合には破損のリスクもあるとの説明も受けた。市全体としては両共同調理場で過剰な在庫をかかえず、適正在率を持つということが資金の面でも効率的であるし、移動の際の破損のリスクについては、技術的に解決すれば良いだけの話である。</p> <p>公金に対するコスト意識を強く持ち、自律的に無駄を排除する姿勢で業務を行うよう改める必要がある。</p> <p>また、平成25年度から27年度の食器の破損枚数資料を閲覧したところ、破損枚数のカウントをしていない学校（調理場）が見られた。食事のマナー等食育等の事業効果の観点からも破損枚数をきちんと集計し、学校別や年度別に比較するといった対応をとり、指導や報告等につなげていくことが有用といえる。</p>	<p>平成29年度から、体育保健課において、強化磁器食器の破損枚数と購入枚数の管理について、同一の担当者とし、適正な管理に努めるとともに、学校別の保有枚数と破損枚数を把握し、必要以上に食器の在庫が発生することがないように、適正な枚数の購入に努めることとした。また、各学校において破損枚数の集計をするよう徹底するとともに学校別の破損枚数を集約した上で、破損枚数の多い学校に対して、必要に応じて指導を行うこととした。</p> <p>共同調理場の食器については、過剰な在庫を抱えることのないよう、調理場間の食器を移管することによる在庫調整を行い、適正な管理に努めることとした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
30	57	意見	評価の集約と活用（その他）	<p>東部共同調理場、西部共同調理場では給食試食会におけるアンケートや中学校の生徒に対するアンケートを実施し、集約しているが、スポーツ・健康教育課においては、学校により行われている給食試食会の「アンケート」結果等を集約しておらず、現在の給食に対して生徒や保護者が相対的にどのような考えを持っているかが判断できなかった。これに対し、他市には、定期的に中学校全生徒を対象にアンケート調査を実施しているところもある（例えば東京都立川市）。各家庭での食生活を踏まえ、栄養バランス（質）や量等について児童・生徒や保護者から意見を聞き、献立の工夫を検討したり、給食費を負担する保護者が運営方法などへの意見ができたりする機会を得るためにも、同課が、各学校で実施される試食会におけるアンケート調査の集約を行う、あるいは定期的にアンケートの一斉調査などをとることができないか検討されたい。</p>	<p>これまでも各学校が行っている給食試食会においてアンケート調査を実施しているところであるが、平成29年度からは、体育保健課にて当該アンケート結果を集約し、よりよい献立を作成できるよう、栄養職員の研修に活用していくこととした。</p>	措置済	体育保健課
31	64	指摘事項	教育委員会（スポーツ・健康教育課）の管理不足	<p>学校給食においては、不適切な事例が散見された（後述参照）。これは、各現場の能力不足や不注意等により発生していることが大半であるが、教育委員会（主にスポーツ・健康教育課）が、各学校の運営状況を把握、管理できていなかったことも大きな要因であると考えられる。具体的には次のような問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会による給食費の数値にもとづく各学校へのモニタリングが行われていない。 ①単独校調理場の予算書や決算書を入手して、前期比較や学校間比較等を行っていない。 ②各学校の滞納額、滞納者名、滞納金額をすべて入手していない。 ・現場が適切に業務を行っているのかチェックしていない ・ルールの組み立てが粗雑であること ・ルールの組み合わせの問題 	<p>平成29年度から、各学校の給食費に係る収入支出予算書、収入支出決算書、金銭出納簿について、前年度との比較や学校間での比較をする中で、適正な支出が行われているか、原価に見合った徴収額となっているか等、学校管理支援チームにより状況を確認するとともに、指導を行うこととした。また、各学校における給食費の管理及び滞納管理の在り方についても、学校給食会計処理マニュアルを見直す中で、当該管理に係る明確なルールを定めるとともに、マニュアルに沿った管理が出来ているか、学校管理支援チームが現地確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
32	68	意見	学校給食費に係る会計監査	<p>会計監査の実施時期や範囲、手続が明確となっておらず、会計監査報告書の様式、記載内容が学校により異なっている。監査が適正に実施されず、給食会計が適切に処理されなかったり、監査を行う保護者に過度な負担を生じさせたりする可能性がある。誰でもある程度の監査の質が確保できるように監査を行う上での具体的なルールを設ける必要がある。</p> <p>例えば、監査時期については、基本方針によると、会計監査は年1回の定期監査以外に、学期末に自主監査を行うとされている。一方、学校給食会計処理マニュアルによると、監査は定期的または随時に、少なくとも年1回会計年度末には行うとされている。基本方針では最低2回監査をすることが求められるが、会計処理マニュアルでは1回でもよいことになっており、ガイドブック上での監査の頻度、時期が曖昧である。</p> <p>このほか、現行、監査のルールとして定められているのは以下の点のみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA関係者等を含めた監査制度を確立し、適正な監査を行うこと。 ・監査委員は、学校給食運営委員会である保護者等から2名以上選任すること。 ・監査は、関係帳簿、伝票、その他証拠書類等について行うこと。 ・監査報告書（所定の様式）を作成すること。 <p>監査委員の対象となっている保護者すべてが、監査の知識や経験が十分とはいえないことから、監査手続に関して、預金通帳や銀行の残高証明書と決算書との照合を行うこと、金庫の現金を数えること、金銭出納簿と決算書の金額の一致を確かめることなど、どの学校でも実施できる共通の手続書を作成しておくことが有用である。監査委員に誰が選任されても、重要な監査手続は履行される仕組みが必要である。</p>	<p>平成29年度に学校給食に係る会計監査の時期や頻度について、学校給食ガイドブックの「学校給食運営に関する基本指針」と「学校給食会計処理マニュアル」との整合性を図ることとした。また、監査委員の対象となっている保護者による監査手続が円滑かつ適正に行われるよう、手続きについて学校給食会計処理マニュアルに明記し、各学校給食運営委員会を通じて監査委員に配布するとともに、研修会を開催する中でマニュアルの内容や包括外部監査で意見のあった事項等について説明をし、適正な監査を行うよう指導することとした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
33	68	意見	監査の質 の向上	<p>各校で作成されている決算書及び監査報告書を閲覧したところ、学校給食会計処理マニュアルで示されたものと異なる会計年度、金銭出納簿、決算書を用いている学校があるにもかかわらず、そのまま適正な監査報告がなされ、決算書がPTA総会資料に掲示され会計報告されているものがあった。</p> <p>監査委員は主に保護者が担っており、監査従事期間は通常は1年であり、最大でも児童生徒が学校に在籍する期間と考えれば、決して経験や能力が十分とはいえない。</p> <p>したがって、学校は、監査委員である保護者に対して、年度当初に学校給食会計処理マニュアル等を配布して規定やルールを十分に伝えて、監査前には、前述の監査手続書を提供するといったことを行い、可能な限り実効性のある監査が実施されるよう努めるべきである。</p>	<p>学校給食に係る会計監査について、監査委員の対象となっている保護者による監査手続が円滑かつ適正に行われるよう、平成29年度から、監査前に各学校給食運営委員会を通じて監査委員に学校給食会計処理マニュアルを配布し、周知及び指導をすることで、監査の質の向上に努めることとした。</p>	措置済	体育保健課
34	69	意見	学校給食 用物資納 入業者の 指定	<p>基本方針では、学校給食用物資納入業者選定委員会や学校給食運営委員会で指定基準等をもとに審査し、食品類毎に複数の業者を指定することが原則であると定められているが、平成28年度の単独校調理場における業者との契約締結状況の資料を入手、閲覧したところ、指定先が1者となっている学校が散見された。</p> <p>一般物資、精肉・肉加工、野菜・果物、魚・魚加工のほか、豆腐類やこんにやく練り製品、調味料等においても同様のケースが見られ、複数業者を原則としている中、「例外」事例が頻発している。</p> <p>この1者指定について、その理由が妥当かどうか検討された証跡がなく、合理性が客観的に確認できないことから、この規定が厳格に運用されているとは推察できない状況である。</p> <p>そもそも食品類ごとに指定業者を複数とすることを原則としているのは、品質や価格などを競わせることによる効率的な運営を図ることや、業者との緊密な関係から生じる不適切な取引等の発生防止を図る狙いがあると思われる。</p> <p>今後は可能な限り指定業者を複数にするよう改善するとともに、やむを得ず単一の業者を指定する場合には、その理由を文書で明らかにしたうえで、納入業者の選定を行うよう、その証跡を残しておくことが必要である。</p>	<p>平成29年度から、学校給食用物資納入業者選定委員会や学校給食運営委員会で、食品類ごとに複数の業者を指定することが原則として定められていることから、可能な限り指定業者を複数にするよう指導するとともに、地産地消の観点や新鮮な食材を速やかに提供する観点から、1社指定により納入する場合において、当該調達に係る理由書を作成するよう指導し、公平かつ公正な契約の執行に努めることとした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
35	69	意見	納入業務に係る職務の分掌	<p>基本方針によると、不正を防止するため、収入業務と支払業務は同一人が行うのではなく、担当を分けることとされているが、別途発注業務と支払業務を同一人が行う場合、架空発注による支払などが行われる可能性もあるため、収入業務と支払業務を別人にすることだけでは、不正防止の観点からは十分とはいえない。</p> <p>基本方針には支払前に注文書、納品書、請求書を照合すること、毎月末、会計帳簿と預金残高等を照合確認することが定められているものの、「誰が」という主語が記載されていないことから、発注担当者が支払業務を兼ねていれば、リスクが高いままとなってしまう。業務の定めについては、例えば主語を明確にして、発注担当者以外の者が支払業務をしたり、支払業務以外の者が帳簿記入したりといった職務の分掌を明確にしておくことが必要である。</p>	<p>平成29年度から、給食費の徴収簿や金銭出納簿の管理等を行う収入業務担当者と、食材の発注や請求処理等を行う支払業務担当者の業務分担を明確にするとともに、各業務に係る校長や教頭による月次の承認等によるチェックを十分に行うよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	体育保健課
36	70	指摘事項	納入業者への支払時期	<p>業者との契約書では食材の支払時期について、末締翌月10日払と定められていたが、10日を超えて支払いしているものが散見された。</p> <p>基本方針では、注文書、納品書、請求書を照合し、指定された日までに校長の責任において、支払うと定められているが、指定日までに払うために、契約書にも留意しておく必要がある。契約書を改定するよう業者に働きかけをするか、契約書に沿った支払いを行うように改善するべきである。</p>	<p>平成29年度から、納入業者への支払時期について、契約書に記載する支払時期を末締翌月15日までとし、支払のための十分な期間を確保するとともに、契約書に沿った支払を行うよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
37	70	意見	金銭出納簿の金銭の範囲	<p>学校給食会計処理マニュアルにおいては、「学校給食金銭出納簿等の関係帳簿は、定期的または随時に、少なくとも毎月末には照合する」とされている。</p> <p>学校で作成されている金銭出納簿を見ると、現金と預金が区分されておらず「現金」と「預金」を合わせた現金預金の動きが記載されている学校が見受けられた。この方法では、預金から現金が引き出された場合や現金から預金に預け入れられた場合には、現金預金トータルとしては変動がないことから金銭出納簿に記載されない可能性がある。通帳引き出しからの出金や、現金集金からの預金預け入れの間の紛失や流用がなされることのないよう、現金と預金は分けて、出納簿を作成するべきである。</p> <p>現金については、現行では最大1か月は照合が行われないことになり、過不足が発生しても原因の特定が困難となる可能性がある。現金出納帳を作成した上で、台帳と現物との照合は原則毎日行うべきものである。職員が不在の場合であって出納帳の記入が困難な場合にも、入出金伝票や棚卸表を作成しておくなどして、いつでもあるべき残高と実際の手許現金在高を明確にしておくべきである。また、現金照合においては、日次で担当職員が行い、月次で管理者が行うといった運用が内部けん制上も望ましいといえる。</p> <p>このように預金及び現金の管理をきめ細やかにするために、マニュアルの改訂が必要であるといえる。</p>	<p>平成29年度から、現金及び預金からの入出金が明確となるよう学校給食金銭出納簿により適正に記載するとともに、手許現金残高と出納簿との照合を、日次で担当職員が、月次で管理者が適正に行うよう、学校管理支援チームが状況を確認し、指導を行うこととした。</p> <p>また、現金と預金の適正な管理が行えるよう、平成29年度中に「学校給食会計処理マニュアル」の見直しを行うこととした。</p>	措置済	体育保健課
38	71	指摘事項	金銭出納簿の作成状況	<p>学校で作成されている学校給食金銭出納簿を閲覧したところ、学校給食会計処理マニュアルに沿って適切に作成、管理されていないものが見受けられたことから、是正するべきである。なお、不適切な事項としては次のものがあげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭出納簿を作成していない学校がある。 ・金銭出納簿が実際の通帳取引日ではない日付で記帳されている。これは、4月以降の未精算取引をあたかも年度内に行ったように決算書を作成するために行われたものであると推察される。 ・金銭出納簿には、学校給食運営委員会長（校長）の検印欄が存在するが、検印していない学校が見受けられることから、校長が金銭出納簿をチェックしていない可能性がある。 ・異なる様式のものを利用している学校がある。 	<p>平成29年度から、金銭出納簿の作成について、学校給食会計処理マニュアルに基づき実施するよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
39	71	意見	学校給食費に係る 予算の運用	<p>学校給食会計処理マニュアルによると、収入および支出の予算を編成して、「収入、支出予算書」「年間収支予定表」を作成し、学校給食の実施、運営に支障をきたさないよう定められているが、予算の算出の具体的な方法や予算の承認についての定めがないことから、その運用に当たっては学校によってバラつきが生じている。</p> <p>例えば、次のような事象が見受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式は2期連続の予算を記載することとなっているが、1期だけの金額しか記載のない、異なる様式のものを利用している。 ・予算額がきりのよい数値となっているが、繰越額が比較的多額となっていることから、予算額の算定が丁寧に行われていない可能性がある。 ・予算額として計上はされるものの、決算額としては発生のない、あるいは予算額と決算額との差額が比較的大きな項目があることから、予算額の見直しの余地がある。 ・予算額において、対前年度で増減した場合のコメントが摘要欄に記載されていないなど客観的説明が十分ではないものがある。 ・予算額の予備費について具体的にどのような原因で発生することを想定しているのか記載がない。会計の透明性を確保する観点から、摘要欄に具体的な費用の中身を記載することが望ましい。 <p>予算の算出方法や承認など、共通のルールの下で運用できるものについて具体的に定めておくことにより、効率的な運営を図る必要があると考える。</p>	平成29年度から、学校給食会計処理マニュアルに基づき収入支出予算書及び年間収支予定表を作成し、学校間でバラつきが生じることがないように、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
40	72	指摘事項	学校給食費の收受及び保管	<p>現金管理が適切に行われておらず、現金に係る不正発生後の対応も不十分であった。不正等が生じないよう可能な限り厳格な管理を行うよう改善するべきである。</p> <p>監査期間中に給食費の窃盗が発生した(7月)。関連資料によると、嘱託職員が職員室で保管していた給食費95千円を夜間に入室して盗んだものであり、給食費を管理している教務担当の職員が気づいたとのことであった。</p> <p>発生原因をより具体的に検討すると次の点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金の預金への預け入れを怠っていた(週末に学校に金銭を保管していた)こと。 ・校長室の金庫ではなく、職員室で保管していたこと。 ・職員への不正に関する教育が不徹底であったこと。 <p>学校現場の現金管理に問題があることが明らかになったことから、同様の不正事例が他の学校でも発生していないか、また現金管理の状況が不十分で不正の発生につながらないかを早期かつ徹底的にチェックする必要があった。</p> <p>ところが、担当課であるスポーツ・健康教育課による徹底的な調査は行われなかった。その理由は、学校において管理される現金がなくなった場合、各学校から教育委員会(学校教育課、スポーツ・健康教育課等)に連絡が入ることとなっているため、各学校からしばらくの間は連絡がないことから、現金事故は長期にわたって生じていないと教育委員会は認識しているからであった。</p> <p>今回の事件後の対応として、同課は、「学校における給食費等の管理について(通知)」及び「教職員の給食費徴収について(依頼)」という文章を各小中学校長あてに通知し、各学校での現金保管場所を照会しているのみで、特段、学校訪問等による現場での管理状況の実態把握など発生した事案の重要性に応じた対応を行ってはいない。</p> <p>学校教育課による「学校における各種徴収金等の管理について(通知)」では、現金を収納した場合は、速やかに支払先、または、金融機関に納付することとされている。この通知は、事件発生前から学校に指示しているものであり、ルールを通知したからといって、その内容が守られない可能性は十分にある。</p> <p>また、学校現場で問題が発生した場合に、管理職が教育委員会への連絡をしないことも考えられる。例えば現金不足時に管理職による立替え・補てんということも物理的には可能であることから、学校側で教育委員会に報告をせず穴埋めするといった対応で済ませてしまうことも十分想定されうる。</p> <p>このような点を踏まえると、スポーツ・健康教育課(教育委員会)としての対応は、文書を通知するだけでは不十分である。例えば各学校に当期4月から7月までの現金過不足の発生の有無について照会をする、同課が学校を抜き打ち訪問して現金精査を行うといった積極的な対応も行うことが望ましかったと言える。</p>	平成29年度から、学校給食会計処理マニュアルに基づき、金銭はすぐに預金を行い、今後、同様の不正が行われることがないように、現金の預け入れに係る管理を徹底させるとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
41	73	意見	学校給食費の收受及び保管	前述の通知文書を読んだところ、文書の中に、現金不正事件が発生したことや、事件の発生に至った現場管理の不備が明らかにされていない。現場が危機意識を持てるよう、可能な限り内容を具体化して記載するべきであるといえる。	平成29年度からは、同様の不正が行われた場合に係る通知文書について、現場が危機意識を持てるよう、事件の発生に至った現場管理の不備等について具体的に記載し、対応することとした。	措置済	体育保健課
42	73	意見	領収書の管理	給食費を現金で受け取った場合に発行する領収書（控）について、連番管理がなされていない学校があった。取引の網羅性を確保し、受け取った現金がもれなく通帳に入金されたかどうかを事後的にも把握できるよう、領収書の連番管理を行うことが望ましい。また、領収書は複写式を使用するなど、不正ができない仕組みを設けることも有用である。	平成29年度から、受け取った現金が漏れなく通帳に入金されたかどうかを事後に把握できるよう領収書の連番管理について徹底するとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。	措置済	体育保健課
43	73	意見	資金移動について	複数の金融機関を利用して給食費の回収や材料費の支払が行われているため、口座間の資金移動等が多く煩雑な業務となっていることから、可能であれば取扱金融機関の数を制限しシンプルな運用をすることが効率的であると思われる。また、金融機関間の資金移動を担当職員が引出して持参の上預け入れしていたが、紛失盗難等のリスクがあることから、特に金額の大きなものについては、手数料等の追加的なコストはかかるが、リスクを回避するためにも振替を検討されたい。	平成29年度から、可能な限り取扱金融機関の数を制限し、シンプルな運用に努めるよう指導するとともに、口座間の資金移動について、特に金額の大きなものについては可能な限り振替を行うよう、学校管理支援チームにより指導することとした。	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
44	74	指摘事項	学校給食費の精算及び繰越に係る預け処理	<p>学校給食会計処理マニュアルによると、年度末については、決算見込みを踏まえて、給食費の調整を行い、繰越金は必要以上に多額にならないようにするといった対応が示されているが、繰越額が生じないよう、年度内で不要な仕入取引を行っているケースが見受けられた。</p> <p>共同調理場の支出命令簿、請求書、発注書の一部及び献立表を閲覧したところ、請求書に記載された購入食材等と献立表に記載されたメニューに使われる食材等の関連が不明な取引があったことから、担当課にヒアリングを行ったところ、請求書上の納品日と実際の納品日が異なっているものがあることがわかった。</p> <p>西部共同調理場において請求書上の納品日と実際の納品日が異なっていたもの 3 業者 13 件 取引合計金額 3,788,790 円</p> <p>東部共同調理場において請求書上の納品日と実際の納品日が異なっていたもの 1 業者 1 件 取引合計金額 1,296,000 円</p> <p>これらは、学校給食費の繰越額を減らすために行ったのであろうが、4 月納品の代金を3月に支払う合理性はなく、また、当年度と翌年度の生徒や保護者は完全には一致しないことから、その負担についても公平性の面から問題である。</p> <p>なお西部共同調理場の取引の一部については、災害時の備蓄用としての購入ということであったが、購入に際し決裁文書はなく、回答が本当に合理的なものであるとは判断できなかった。</p> <p>単独校調理場の小学校を訪問したところ、現地給食最終日に納入したと記載されている請求書の商品の中に、当日の献立とは整合しないものが見受けられる学校があった。使用されていない食材を購入している可能性が高い。なお、これらの商品は、決算書上は、繰越材料としては報告されておらず、客観的には、使用した食材費として決算書に記載されている。</p> <p>まずは計画的な予算執行を行っていくことが必要であるが、市価の変動などで、食材購入の調整がうまくいかず、一定額以上剰余金が発生する場合には、保護者に確認の上、剰余金を繰り越す等の対応をとることが考えられる。春休みという長い期間未使用の食材を購入するのは、品質管理の観点からも望ましくないといえる。</p> <p>平成27年度の繰越額は前年度から240,529円増加し848,736円となっている学校があるが、他校と比較すると単年度の繰越額と繰越総額が大きい印象を受ける。繰越額が大きくなるように献立を調整する必要がある。</p> <p>給食最終月3月に翌年度の4月に使用する予定の材料を購入している学校があったが、新年度に入ってから材料を購入するほうが、品質管理の観点からも望ましい。</p>	平成29年度に共同調理場における食材購入について、年度内で不要な調達が行われることがないよう指導した。また、単独調理場における食材購入についても、繰越額が大きくなるように献立を調整するとともに、年度内に不要な調達が行われることがないよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
45	75	指摘事項	支払に係るチェック体制について	<p>支払いに当たって、毎月注文書、納品書、請求書を照合して支払金額を確認し、支払後は領収書等を徴すると定められているが、普段の発注や検収を行う者以外の誰が、支出行為を承認するのかが定められていないことから、支払についてのチェック体制が十分に整っているとは言えない。</p> <p>運用についても、学校訪問による現地での書類の閲覧及び質問を行ったところ、支払行為に係る管理者のチェックも有効であるとは客観的には判断できないところがあった。</p> <p>例えば、支払の請求書綴りには校長印が押されているが、押印のタイミングが支払後となっているものがあった。また、納品日や商品名が具体的に記載された請求内訳がなく、請求書に合計金額についてのみ記載しているものについて、支出の妥当性を具体的に確認せず押印していると推察されるものがみられた。</p> <p>また、平成27年度の支払関係書類を見ると、4～2月までは業者への支払後に請求書や金融機関への払込済用紙を貼り付け、学校長が押印していたが、3月については学校長の押印がないといった学校があった。</p>	平成29年度から、支払行為に係る管理者のチェックが適正に行われるよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。	措置済	体育保健課
46	75	指摘事項	適正な決算書の作成	<p>学校で作成されている収入支出決算書を閲覧したところ、学校給食会計処理マニュアルに沿って適切に作成、管理されていないものが見受けられたことから、是正すべきである。なお、不適切な事項としては次のものがあげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式で注記項目となっている滞納金額が記載されていない。このため、客観的には滞納金額が保護者に報告されていない可能性がある。 ・通常の児童生徒徴収金の金額を誤って、滞納分徴収金額の収入欄に記載しているなど決算書の項目と金額に誤りがある。 ・予算額が記載されておらず、予算と決算数値が比較できない状況となっている。 ・様式では主食や牛乳や副食などに区分された食材が一括して記載されている学校がある。 ・摘要欄が削除されていることから、項目の説明が不十分となっているものがある。 	平成29年度から、学校給食会計処理マニュアルに基づき、収入支出決算書が適正に作成、管理されるよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
47	76	意見	発生主義の導入	<p>学校給食会計処理マニュアルによると、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとされており、出納閉鎖後に収入支出決算書を作成することとされている。</p> <p>例えば、未収金や未払金が多額に生じている場合、流用のリスクも想定されるが、収支決算（現金主義）では、実際にお金の出入りに応じて記録されることから、決算書に反映されず、その発見がより困難となるといった点が問題である。また、収支決算（現金主義）では、実際にお金の出入りに応じて記録されるが、発生主義を導入することにより、適正な期間損益計算が行われることから、収益（給食代金）と費用（食材費等）が対応表示されることにつながる。</p> <p>発生主義にもとづいた、活動計算書や貸借対照表、財産目録を作成するよう、見直しが必要である。また、そのような決算書の作成が困難であれば、収入支出決算書を作成した上で、未収入金や未払金の期首残高と期末残高を注記するといった対応も考えられる。</p>	平成29年度から、未収入金や未払金がある場合は、収入支出決算書において明確に記載するよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。	措置済	体育保健課
48	76	指摘事項	滞納者の把握、滞納者一覧表の作成	<p>会計処理マニュアルによると決算時の滞納金については、滞納者一覧表（所定の様式）を作成することとされているが、この滞納者一覧表を作成していない学校が見受けられた。</p> <p>マニュアルでは、この滞納者一覧表の作成に当たり、過年度の滞納金の取り扱い、記載方法が明らかにされていない。また、滞納者一覧表と収入支出決算書の注記欄の滞納金額との整合性についても何ら記載がない。</p> <p>滞納者一覧表が適切に作成されなければ、回収活動も困難になる。現地監査を実施したところ、過去の担当者から給食費の滞納者に関する引継ぎが不十分だったため、滞納人数と金額しか把握されていなかった学校があり、そのため、誰から徴収すべきかの把握ができていない状況であった。担当者が突発的に退職したことも要因となっているが、引継ぎをすべき内容を明確に示し、もれなく引継ぎが実施されたことを管理職もしくはスポーツ健康課で確認すべきである。</p> <p>また、決算報告においても滞納金に関する報告が行われていないため報告する必要がある。</p>	<p>平成29年度に学校給食会計処理マニュアル及び学校給食費滞納対応マニュアルの見直しを行い、滞納者一覧表と収入支出決算書との整合性を図るとともに、滞納管理が適正に行われるよう引継ぎをすべき内容をマニュアルに明確に示すこととした。さらに、管理者が十分に確認を行うよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。</p> <p>また、決算報告書の中で、滞納金に関する報告を行うよう指導することとした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
49	77	意見	保護者への決算報告時期	<p>学校給食会計処理マニュアルによると、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとされており、出納閉鎖後に収入支出決算書を作成することとされている。一方で、給食費滞納対応マニュアルにおいて、PTA総会等で給食費の収支決算報告を行い、給食費の用途等を説明することとされている。</p> <p>給食費についての決算報告が、保護者に対して実施されていない学校があった。共同調理場の決算報告のコピー等でも構わないので、何らかの報告を行う必要がある。</p> <p>また、決算報告は翌年度の4月に行われていることが一般的であるようだが、中学校3年生や小学校6年生については、児童生徒は卒業することから、PTA総会が翌年度に行われる場合には、その保護者は出席しないことが通常であると思われる。したがって、最上級生の保護者については、年度の見込みなどを報告する必要があるか検討する余地があるといえる。</p>	<p>平成29年度から、給食費に係る決算報告について、卒業生の保護者を含め、適正に報告するよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	体育保健課
50	77	指摘事項	滞納に対する電話催告	<p>滞納対応マニュアルに定められた電話催告を行っていることが確認できず、ルール通りの運用がなされていない学校があった。</p>	<p>平成29年度から、学校給食費滞納対応マニュアルに基づき、適正に滞納管理を行うよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	体育保健課
51	77	指摘事項	給食費納入確約書の入手	<p>給食費滞納対応マニュアルによると、給食費の納入については、保護者の協力の下、保証人付き「給食費納入確約書」の提出依頼を行うこととされているが、当該書類の依頼、入手を行っていない学校があった。</p> <p>また、所定様式と異なる形（児童個人票）で確約書が入手されている。当該確約書においては、保証人の押印欄がなく、保証人の押印がない学校があった。</p> <p>規定通りに運用が行われるよう改善する必要がある。</p> <p>滞納者についての記録簿が作成されておらず、3か月超滞納者に対して、電話連絡や督促状の発送がいつ行われたのか、先方の対応がどのようなものだったかが記録されていない学校があった。滞納者とのやり取り等を継続管理して、担当職員の異動などがあっても対応できるようにしておく必要がある。</p>	<p>平成29年度から、学校給食費滞納対応マニュアルに基づき、適正に滞納管理を行うよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
52	78	意見	給食費の 公会計化	<p>学校給食会計処理マニュアルによると、学校給食会計は、学校（学校給食運営委員会）が徴収し会計を管理する学校徴収金の一つとして位置付け、事務処理を行うものとされている。この学校徴収金は私費会計とも呼ばれるもので、公会計（公費）とは別に管理されている。</p> <p>平成21年から福岡市で学校給食費の公会計化が開始されるなど、近年は様々な地方公共団体で公会計化の動きがみられる。</p> <p>スポーツ・健康教育課の担当者によると、現在学校給食費の公会計化を行っているところは、中核市の1/3程度であり、大分市としても、他市の状況を調査して、検討するとのことであった。文科省において教職員の在り方と業務改善の方策に関する検討を行う「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が平成28年6月に公表した資料においても、学校給食費の公会計化へ向けた動きがみられているところである。</p> <p>この学校給食費の公会計化については、平成28年6月議会のほか、平成23年の議会においても取り上げられていたようであるが、監査の過程において、公会計化への検討が継続的に行われたような資料は確認できなかった。他市が次々と公会計化を進めていく中で、本市の検討はこれからとなっている。</p> <p>平成28年度に発生した給食費の不正をはじめ、監査の過程で検出された現金管理、未納管理、決算報告における検出事項等を踏まえると、学校給食は会計処理の透明性向上等のメリットが期待される公会計化の導入を積極的に検討すべきであると思われる。</p> <p>学校給食ガイドブックが、各学校に設置された「学校給食運営委員会」に対して、業務の判断や権限を任せているのは、学校長が適切な指導・監督を行い、学校現場がルールに則り適切に行動できるという期待や前提の上で、教育委員会ではなく、学校毎に、学校や地域の特性や保護者の意見等を考慮した柔軟な運用や工夫をしてもらうためであると思われる。したがって、現場がルール通りに行えていないのであれば、現場のみで業務を完結することは不可能であり、市全体で厳格な管理を行っていくことが求められる。</p> <p>市は公会計化による効果・リスクの洗い出しを行うとともに、導入コストを見積り、積極的な公会計化への検討を行うことが必要であるといえる。</p>	<p>平成28年度に豊橋市、大津市への先進地視察の実施や中核市への調査を行い、システム導入に係る経費についてや職員の配置状況等についての調査を行った。</p> <p>平成29年度は、すでに公会計を採用している自治体の実情を調査し課題の整理を行うこととした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
53	87	指摘 事項	学校徴収金に係る統一したルール	<p>学校徴収金に関する基本方針、統一的な規程やマニュアルが定められていない状況にある。学校経営の質の向上、業務の効率化、信頼性の確保、不正防止につながるよう、以下の点に留意して、早急にマニュアル等を整備・運用する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 学校徴収金の意義、あり方 ii) 公費と私費との区分 iii) 事務処理 iv) 保護者への説明責任 	<p>学校徴収金は、学校における教育活動費の中で、受益者負担の考え方により、必要な実費を各保護者から集金し管理する経費であり、各学校においては、年度当初に購入計画を保護者に伝えるとともに、年度末には保護者代表の監査を受けるなど、一部課題は見られたものの、その適正な運用に努めている。</p> <p>しかしながら、学校徴収金は学校教育活動に必要な経費であり、税金等で賄われる公費に準じた性格を有しているため、学校徴収金の意義、あり方、事務処理等を示した学校徴収金取扱の手引きを、平成29年5月に教育委員会各課で作成した。</p>	措置済	学校教育課 体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
54	93	意見	学校徴収金に対する教育委員会のチェック機能	<p><u>学校間の比較、検討</u> 学校徴収金の主な負担者はその地域に住む児童生徒の保護者である。地域の実情や過去の流れから、学校徴収金についてのその地域の固有なルールや慣行がある。例えば、徴収者が教員の代わりに保護者や地区で収集したり、その地域特有の私費会計が存在したりといった点があげられる。もちろん徴収額も学校により異なっているものが多い。</p> <p>単独校では、教員や保護者が普通と思っているものであっても、学校間で比較することにより、異常点や改善点が発見できる可能性がある。教育委員会が、学校徴収金の種類や決算数値、帳簿の作成状況や現金事故の有無、監査報告や決算報告の状況を定期的集約して、学校間比較を行い、問題がないかを網羅的かつ定期的に把握する体制が必要であると言える。</p> <p><u>教育委員会によるチェックの在り方</u> 例えば、スポーツ・健康教育課による『部活動における経費の取扱いについて（通知）』等により各中学校長に対して、平成27年4月、9月と2度にわたり、部活動における会計処理について、管理職が必ず点検し、会計報告等を確実にを行うことを通知しているが、今回の外部監査による学校訪問の中で、部費について管理職の点検が全く行われていない学校が見られた。</p> <p>教育委員会から通知を出したからといって、その通知が学校ですべて守られる保証はない。したがって、教育委員会は学校に対して健全な懐疑心をもつことが必要であり、ルールや通知についてはそれが現場で守られているかを学校と異なる目で、客観的にチェックしなければならないと考えられる。</p> <p>学校徴収金においては、今回の学校への往査において様々な指摘事項、問題点が検出されていることから、今後は、教育委員会（学校教育課、スポーツ・健康教育課）が定期的に、現地を訪問し、教育的視点のみならず、資金管理などの学校財務について担当者や管理者への質問、資料の閲覧などを行い、事務手続が適切に実施されていることを確かめ、問題があるところは、指導及びフォローしていく体制をとる必要があると考える。</p>	<p>教育委員会各課で学校徴収金に係る取扱規程（現金の管理、出納簿、管理者の確認、会計監査、決算報告、未納対応等）を平成29年5月に作成した。</p> <p>また、各学校における、学校徴収金の種類や決算数値、帳簿の作成状況や現金事故の有無、監査報告や決算報告の状況等について、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課 体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
55	94	意見	<p><u>学校調査、指導、研修</u> 校長や教頭等への学校徴収金に関する研修が実施されていない。学校徴収金の適切な管理が行えるよう学校徴収金に関する研修を定期的実施することが望ましい。 例えば、各学校園の学校徴収金に係る概要を把握するため、学校園に調査票を配布したところ、学校徴収金の範囲について、学校（長）により解釈が異なっている等、記入された会計に差が生じていたり、記入漏れがあったりしたケースが散見された。これは学校徴収金がどのようなものがあるかということをもともと学校（長）が認識していないか、学校（長）が学校にあるすべての徴収金を把握していないかのいずれかと考えられる。さらに、学校徴収金が実際は存在するにもかかわらず、白紙回答をした小学校があるなど、学校における徴収金の適正管理について大きな疑念を持たざるを得ないような学校もあった。 校長や教頭等への学校徴収金についての、管理者として備えるべき知識と学校の現状把握、日常的な教職員に対するチェックが適切に行えるよう研修する必要があるといえる。 また、現在、学校教育課が学校訪問を行うことはあるが学校徴収金についての調査は行っていない。学校徴収金についても、学校訪問の際にチェック・指導するような業務改善を図る必要がある。</p> <p><u>他都市事例の収集</u> 学校徴収金に関しては、例えば大分県教育委員会では「学校私費会計取扱要領」、宮崎市教育委員会では「学校納入金等取扱マニュアル」が策定、公開されている。 学校徴収金に関する統一的なルールがほとんどない状態が継続している本市であるが、客観的には、他市等の事例を把握、検討することは、組織内では知らなかった業務の具体的な改善策や方法が見つかることがあり得るため有用であると思われる。 今後は、他都市の情報を調査し、積極的に検討するなど、業務改善を主体的に行おうとする姿勢が重要であると思われる。教職員等の不正事例についても適宜、情報を入手、整理するなどして、予防措置を講じる余地がないかを検討されたい。</p>	<p>大分県教育委員会作成「学校私費会計取扱要領」や宮崎市教育委員会作成「学校納入金等取扱マニュアル」、岡山県教育委員会作成「学校徴収金等取扱マニュアル」等を参考にするとともに、各学校の取扱い状況の聞き取り、学校支援センター所長への意見聴取等を行い、平成29年5月、教育委員会各課で、学校徴収金に係る統一的なルールを示した取扱規程（現金の管理、出納簿、管理者の確認、会計監査、決算報告、未納対応等）を作成した。 また、各学校における、学校徴収金の種類や決算数値、帳簿の作成状況や現金事故の有無、監査報告や決算報告の状況等について、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。さらに、校長会等において、取扱規程に基づく適正な管理の在り方について、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
56	95	指摘 事項	教材の届 出	<p>学校は適切でない教材が使用されることのないよう、その他教材の届け出をあらかじめ教育委員会（学校教育課）に行うことが、大分市立学校管理規則により定められている。</p> <p>その他の教材の届出に関して、年度初めに各小中学校から学校教育課に資料が提出されているが、平成27年度の提出書類を閲覧したところ、不備が散見されるため、改善する必要がある。</p> <p>検出された事項は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日が記載されていない学校がある。 ・開催時間が記載されていない学校がある。 ・参加者名が記載されていない学校がある。 ・校内選定基準が記載されていない学校がある。 ・定められた様式と異なる様式で提出してきている学校がある。 ・具体的な業者の記載がなく、金額の根拠が記載不十分なケースがある。 <p>届出を要する事項は次のとおり。</p> <p>(1) 校内における選定組織の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ①開催日及び開催時間 ②参加者名 <p>(2) 校内選定基準</p> <p>(3) 採用予定「その他の教材」学年別一覧 共通購入分</p> <p>(4) 採用予定「その他の教材」学年個票 共通・希望購入分</p> <p>学校側の不備はもちろんであるが、学校教育課による提出資料のチェックも十分行っているとは判断できない。異なる様式のものを出している学校は、そもそもルールを把握していない可能性がある。不備を放置するとルールが形骸化することにつながる可能性があることから、学校教育課は提出資料への適切なチェックを行い、不備については再提出を求めるといった対応が必要である。</p>	<p>教育委員会において、各学校から提出された届出について、校内選定委員会の開催日や開催時間、参加者等の記載があるか確認するとともに、定められた様式で提出をしているか等について、届出事項の内容を詳細に確認のうえ、不備が見られた場合は、再度提出を求め、指導することとした。</p>	措置済	学校教 育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
57	96	意見	保護者負担の軽減	<p>学校間でその他の教材費について価格が明らかに異なっている中、学校教育課は具体的な教材費ごとの価格の比較、差額の原因の検討、保護者負担額の支出の見直しの要否について学校に助言すべきかどうかを検討していない。教材費を設定するにあたり、その内容が児童・生徒にとって教育活動上必要なものなのか（必要性）、金額の設定にあたっては、保護者負担の割合や保護者が購入しやすい金額の設定に努めているか等を検討し、保護者負担の軽減に努める必要がある。</p> <p>学校の規模が異なり、また、学校の特性を出すといった観点から、全く同じ仕様・価格にするといったことではなく、学校運営に支障の出ないよう可能な限り公平かつ最低限度の徴収額で済むように検討を行うことが望ましい。</p> <p>学校教育課によれば、通知により定期的に指導しているとしているが、実際には各学校で差が生じている実態がある。学校教育課は通知して終わりと言うのではなく、学校間で比較を行い、学校に照会、指導するといった対応をとり、保護者負担の軽減に取り組む必要がある。</p>	<p>各学校では、教材の選定に当たり、保護者を含む校内選定委員会を開催し、価格や機能など多面的に検討を加え、必要最低限の購入に努めているものの、教材の購入は、保護者の経済的負担のもとに行われていることから、今後も引き続き、コスト意識をもって保護者負担の軽減に努める必要がある。</p> <p>教育委員会においては、平成29年度から、各学校から提出された届出により、使用目的、選定理由等から購入する教材について把握するとともに、学校の特性に配慮しつつも、特定の教材に対し、学校間で金額の大きな差が見られた場合は、学校に照会し、保護者負担の軽減に取り組むよう指導することとした。</p> <p>また、通知等により、価格等を勘案のうえ、保護者負担の軽減に努めるよう引き続き指導するとともに、その状況を学校管理支援チームが確認することとした。</p>	措置済	学校教育課
58	97	指摘事項	取引の正当性	<p>「その他の教材」について、教育委員会への届出の前に業者に発注を行っているケースがある。教材の適正使用を図るためにも、可能な限り届出前の発注は避けることが望ましいと思われる。</p> <p>『学校における補助教材の取り扱いなどについて』（昭和三九年三月七日文部省通達）によると、小学校、中学校、高等学校および特殊教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書以外の図書その他の教材（学習帳、問題帳、練習帳、解説書その他の学習参考書を含む。以下「補助教材」という。）について、教育委員会に対する事前の届出または承認に関する手続き等を整備し、その厳正な運用を図り、適切でない補助教材が使用されることのないようあらかじめ十分指導することとされている。届出前の発注を認めてしまうと、その趣旨が潜脱される可能性があることから、届出前の発注は避けるべきであるといえる。</p>	<p>その他教材の使用については、昭和39年3月7日文部省通達によると、教育委員会に対する事前の届出または承認によるものとされ、本市においては、「学校管理規則」において教育委員会の承認を必要としない「使用20日前までの届出」とし、その選定に当たってより公正を期すため、保護者を含む校内選定委員会を経ることとしている。</p> <p>年度当初の教材の届出については、校内選定委員会による採用から教材使用までの期間が短いため、20日前までの届出が難しい現状が見られたため、平成29年度から、例年4月当初に行っていた「その他教材の届出」に係る通知を、前年度末に前倒しするなど、選定委員会の開催、届出、業者への発注時期等について検討し、適切に取り扱われるよう指導することとした。また、その状況を学校管理支援チームが確認し、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
59	97	指摘事項	使途の妥当性	<p>学年通信（保護者への案内文）に記載されていない支出内容が見受けられた（集合写真代）。また案内文と注文の単価が結果的に大きくかい離しているものがあった（用紙代）。学年費の残金（剰余金）調整のために行ったと考えられる。剰余金が発生した場合、本来は保護者に返還すべきであるが、実務上の煩雑さ等を考慮して返還が難しいのであれば、例えば剰余金は翌年度（進級）に繰越す旨を保護者にあらかじめ通知しておくことや、剰余金の使用について改めて保護者に案内するといったことも考えられる。お金を負担している保護者に対する説明と保護者からの理解が得られるよう、学校は誠実、丁寧な対応をとることが望まれる。</p>	<p>学校徴収金は、学校における教育活動費の中で、受益者負担の考え方により、必要な実費を各保護者から集金し管理する経費であり、各学校においては、年度当初に購入計画を保護者に伝えるとともに、年度末には保護者代表の監査を受けるなど、一部課題は見られたものの、その適正な運用に努めている。</p> <p>しかしながら、学校徴収金は学校教育活動に必要な経費であり、税金等で賄われる公費に準じた性格を有しているため、剰余金の取扱いや保護者に対する説明等を示した学校徴収金取扱の手引きを平成29年5月に教育委員会各課で作成し、指導した。</p> <p>また、その取扱状況を学校管理支援チームが把握し、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課
60	97	指摘事項	現金の管理	<p>学校における各種徴収金等の管理について（通知）で規定された事項を学校が守っていない等、不適切な事例が散見された。ルールを守るという意識を学校は徹底するとともに、管理職においては現金管理について定期的にチェックを行い、不明な点についてはタイムリーに教育委員会への報告を行うよう業務を改善する必要がある。</p>	<p>現金の徴収後は、速やかに金融機関に納入することや、やむを得ず学校に現金を保管する場合は、可能な限り短期間とすることなど、学校における現金の取扱いについては、平成29年5月作成した学校徴収金取扱の手引きに基づき適正に行われるよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
61	99	意見	集金（納入方法）の見直し	<p>学校側の現金の管理体制がずさんであることは問題であるが、改善策の1つとして、そもそも学校において現金を取扱う機会を減らすことも検討する必要がある。</p> <p>例えば、学校徴収金の徴収方法については、現金による回収と預金取引による回収（口座振替や口座振込）が考えられる。</p> <p>預金取引による回収のデメリットについては、例えば口座手数料は、市が取扱金融機関と交渉し、可能な限り低額で実施できるよう交渉することや、未納については口座振替日から適時に口座振替不能な保護者と連絡をとり、回収に努めるといった工夫ができる余地があることから、全体的には、保護者・教職員の事務手続の負担、現金事故の防止の観点から預金取引の方が望ましいのではないかと思われる。ただ、小さな取引まで口座振替であると手数料負担が大きく、また引き落としできない時の処理も煩雑となるから一定規模の以上の取引について預金取引とすることが現実的であると考え</p>	<p>集金日や業者への支払日を統一すること、10万円以上の高額な取引については、原則口座振替を利用することなど、学校における集金や納入方法の在り方について、平成29年5月に作成した学校徴収金取扱の手引きに基づき指導する。また、その取扱状況を学校管理支援チームが確認し、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課
62	99	意見	預金口座の名義	<p>学校園からの調査票の回答を見ると、預金口座の名義が定められていないが、各会計の預金口座は、学校徴収金の責任者である校長名義としておくことが望ましい。</p>	<p>平成29年度から、平成29年5月に作成した学校徴収金取扱の手引きに基づき、預金口座の名義は、原則として校長名義とするよう指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
63	100	意見	未納対応	<p>未納額が生じている学校、私費会計があるが、給食費を除く学校徴収金（の未納額）に係るマニュアルが策定されていないことから、未納通知や支払督促の時期、未納者への訪問を誰がいつやるのかといったことが文書化されておらず、未納管理が経験、努力や工夫といった担当教職員の能力等に委ねられており、バラバラの対応が行われている。保護者負担の公平性を確保するためにも、共通のルールを定めて運用することが必要となる。</p> <p>小中学校の教材費（学用品費）において未納が発生した際、学校から生活保護担当の生活福祉課、就学援助担当の教育企画課に適時に報告される仕組みが設けられていない。この仕組みを設けていないと、生活保護や就学援助の対象者が市から学用品費相当額を受け取っていないながら、学用品費を支払わないという不都合が放置されるおそれがある。</p> <p>生活保護や就学援助の対象者については、市からの支給額を校長が代理受領できる制度があることから、当該対象者において未納が発生した場合には早期に生活福祉課、教育企画課に学校から報告される仕組みを導入する必要がある。</p>	<p>金額の大小に関わらず、集金期限を過ぎても未収が解消しない場合は、未納者リストを作成するなどし、直ちに校長に報告するとともに、電話や文書などにより催促することなど、平成29年5月作成の学校徴収金取扱の手引きに基づいた取扱いがなされるよう、学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課
64	100	意見	見積書の取扱い	<p>平成27年度の修学旅行の旅行業者選定は、PTA会長を交えた検討委員会が開かれていることや複数の業者を比較して検討していることは内部資料により確認できたが、見積書などの外部資料が保管されていない学校が複数見受けられた。また、学年費においても見積書が保管されていない学校があった。</p> <p>見積書をはじめ、納品書や請求書は、取引を適正なルールに沿って行ったとの客観的な証拠となる。学校徴収金は保護者からの預り金であり、合理的な価格で適切な教材等を購入したことをいつでも示すことができるよう、見積書を保管することは重要である。保管方法としては、同じ取引の納品書や請求書と綴じておけばよいと考える。</p>	<p>高額契約の証拠書類（仕様書、見積書、契約書、領収書等）を会計終了後5年間保存することなど、学校における会計諸帳簿の保存について、平成29年5月作成の学校徴収金取扱の手引きに基づき適正に行われるよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
65	100	意見	見積合わせ	バス旅行などの一定額以上の取引や、比較的高額な部活動の物品購入等について見積合わせが行われていない学校があった。また、特別な理由もなく一者随意契約による取引を行っているようなケースがみられるが、取引の透明性や効率性を確保する見地からも、少なくとも一定金額以上の取引については見積合わせを行うべきである。ただし、バス旅行等については、児童生徒の安全性にも十分配慮する必要がある。	修学旅行や卒業アルバムなど、原則10万円以上の高額な取引については、2社以上の見積もりを取ること、バス旅行の場合は、児童生徒の安全性に十分配慮することなど、平成29年5月作成の学校徴収金取扱の手引きに基づいた取扱いがなされるよう、学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。	措置済	学校教育課
66	101	指摘事項	支出の妥当性	公費であれば不適切な事務手続であると判断されるようなケースが多く検出された。私費については保護者が負担した公金に準じた資金であると捉えて、支出の方法や金額、内容が妥当かを常に意識したうえで、可能な限り厳格な事務手続を行っていくよう改善すべきである。 支払方法は、公費であれば後払い（請求書払い）が原則となる一方、徴収金（私費）は現金払いが頻繁にみられる。これは、納品と支払が同時に行われることによる事務手続の簡略化、口座振込手数料の節約といったメリットを優先したものであると思われる。 教職員による立替についても、銀行に行く手間が省けることや場所や時間を選ばず購入できるといった事務手続の簡略化といった面があり、必ずしもそれ自体が大きな問題とは言えない部分はある。しかし、未納を原因とした教職員個人による立替については、当該職員の異動等を考慮すると避けるべき事項と思われる。また、経費の先払い、コピーの領収書や支出内容が不明な領収書に基づく出金、不必要な残高調整は慎むよう改善する必要がある。	学校徴収金は、学校における教育活動費の中で、受益者負担の考え方により、必要な実費を各保護者から集金し管理する経費であり、各学校においては、年度当初に購入計画を保護者に伝えるとともに、年度末には保護者代表の監査を受けるなど、一部課題は見られたものの、その適正な運用を行っている。 しかしながら、学校徴収金は学校教育活動に必要な経費であり、税金等で賄われる公費に準じた性格を有しているため、経費の支払い方法等については、平成29年5月作成の学校徴収金取扱の手引きに基づいた取扱いがなされるよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。	措置済	学校教育課
67	102	指摘事項	金銭出納簿の整理	学年費や部費の管理方法は担当職員の裁量に委ねられているが、金銭出納簿が作成されていない、あるいは作成状況が粗雑なものが散見されることから、帳簿の共通様式を教育委員会として定めて、帳簿の意義や書き方などについて一定の研修を行う必要がある。また、可能であれば、校長、教頭や学校教育課がいつでも、学校徴収金の収支簿を閲覧、チェックできるようなインターネット環境等システム対応をはかることも、効率的かつ適切な業務の実施につながるから検討されたい。	平成29年5月に作成した学校徴収金取扱の手引きに、金銭出納簿の様式を示すとともに、その作成や取扱い方法などについて記載した。これに基づき指導するとともに、その状況を学校管理支援チームが確認し、指導することとした。	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
68	103	指摘事項	管理者による チェック	<p>学校長、教頭は、学校徴収金の事務手続が適切に行われているかを定期的に検討することが必要である。</p>	<p>学校長は、平成29年5月作成の学校徴収金取扱の手引きに基づいて、金銭出納簿の差引残高と、貯金金額及び現金保管分の合計金額は一致しているか、計算ミスや記載の不備はないかなどの観点から、学期に1回は学年会計の取扱いについて確認することとしており、その取扱いが適正に行われているか、学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課
69	104	指摘事項	決算数値	<p>決算書を作成していない学校徴収金や決算書の数値の検討が不十分な学校が散見された。決算書の数値について、問題が生じていないかを決算書作成者や管理者が十分チェックするよう業務を改善するとともに、必要に応じて徴収金の在り方や取引方法を見直すことも検討するべきである。</p>	<p>学校長は、平成29年5月作成の学校徴収金取扱の手引きに基づいて、金銭出納簿の差引残高と、貯金金額及び現金保管分の合計金額は一致しているか、計算ミスや記載の不備はないかなどの観点から、学期に1回は学年会計の取扱いについて確認し、また、決算の際は会計報告書をチェックし押印することとしている。管理者の確認や監査がそのように適切に行われるよう、学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課
70	104	指摘事項	監査の適 正性	<p>監査が行われていない学校徴収金があった。監査は遺漏なく実施される必要がある。学校徴収金を負担する保護者により、適切な監査が実施されるよう、監査する対象や範囲、また必ず実施する監査手続を準備しておくことが必要と言える。</p>	<p>各学校では、保護者代表による監査を行っているものの、監査を行ったという証跡となる文書に不備があるなどの学校が一部あった。このため、監査を行う際に、監査のポイントを示した文書を保護者の代表者に提示するとともに、会計報告書を作成し保護者代表に監査を受けるなど、平成29年5月作成の学校徴収金取扱の手引きに基づき監査が適正に行われるよう、学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
71	105	指摘事項	学校徴収金の決算報告	保護者への決算報告が適切に行われていない学校徴収金があった。保護者への説明責任を果たす必要がある。	会計報告や監査報告は全保護者に文書あるいはホームページ等で知らせることなど、平成29年5月作成の学校徴収金取扱の手引きに基づき適正に行われるよう、学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。	措置済	学校教育課
72	106	指摘事項	帳票、証憑類の保管	証憑を紛失しているケースがあった。学校徴収金については一定期間の保管を義務付けるようルールを定める必要がある。	金銭出納簿や会計報告書、仕様書や見積書、領収書等の高額契約の証拠書類などは、会計年度終了後、5年間保管することなど、平成29年5月作成の学校徴収金取扱の手引きに基づき適正に行われるよう、学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。	措置済	学校教育課
73	108	意見	ALTと教諭との関連	<p>英語教育においては、児童生徒の英語力、コミュニケーション能力の向上を見据えたうえで、小中学校教諭とALTの役割を明確にして指導の体制や能力の向上を図っていくことが効率的であり有用であると思われる。</p> <p>現在は、教諭は、新学習指導要領全面実施（小学校：平成32年度、中学校：平成33年度）にむけた研修の受講者数を増やしていくことに力を入れている一方、ALTは人数や授業回数確保に力を入れているが、それぞれの計画はあくまでインプット指標であり、重要なのは子どもの英語力、コミュニケーション能力といった成果につながるかどうかである。</p> <p>大分市におけるALTの位置づけや期待される役割について、教諭との関係性、補完関係を含め可能な限り具体化し、ALTに係る取り組みに関して、配置人数や授業回数のみならず、目指すべき英語力や教諭との関係を踏まえたALTの能力や授業内容、児童生徒の成績等に絡めて評価、検討することが必要である。</p>	ALT（外国語指導助手）は、小学校や中学校における外国語等の授業や活動の補助を行う者であり、教員が進める授業の中で、教員の立てた指導計画の下、児童生徒と英語による即興的な会話を行ったり、発音のお手本を示したりするなど、児童生徒に生きた英語を提供する役割を担っている。英語で話す、聞く等の児童生徒のコミュニケーション能力の評価の在り方については、現在国も検討しているところであるが、平成29年度からは各種学力調査結果等を活用し、その成果を検証するとともに、教職員研修において、授業におけるALTの効果的な活用について指導することとした。また、ALTの勤務評定や学校への聞き取りを踏まえ、ALTに授業への関わり方について指導を行うこととした。	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
74	109	意見	ALTの配置	<p>大分市の1校当たりのALT人数は0.17人と、中核市平均0.3人よりも低い値となっている。大分市はJETプログラムによる配置のみとなっているが、配置数の多い他市をみると、労働者派遣や直接雇用といった形での採用も目立つ。学校教育課としてはALTの数を増やしたいが、予算に限りがあるため、多く増やすことは困難としている。</p> <p>大分県の平成26年度外国人留学生受入状況を見ると、大分県の留学生数は80か国・地域から3,200人を超え、留学生数では全国第9位、九州第2位。都道府県別の人口10万人当たり留学生数では、京都府に次いで全国2位となっている。</p> <p>留学生の出身国は中国、韓国が上位であることから、必ずしも英語を母国語とした国の学生ではないが、英語をコミュニケーションとして使える学生は一定数存在する可能性がある。</p> <p>また、現在は国の教育課程特例校の指定を受けている学校に通う児童1～4年生は、ALTを活用したコミュニケーション授業が確保されていて、他の小学校のALTの授業については、主として5、6年生のクラスが対象となっている。今後、低中学年においてもALTが一層活用できるよう、配置の充実に努める必要がある。</p> <p>なお、本事業はJETプログラムを活用しているので、本事業とは別に、外国語活動や国際理解教育の充実のため、学校や地域の実情に応じ、留学生等の外部人材を活用できないか工夫されたい。</p>	<p>一部の学校においては、ALTの活用の他、国際理解教育の更なる充実を図る観点から、独自に校区在住の外部人材の活用も図っているところである。</p> <p>ALTは、JETプログラムにより大学の学士号取得者や教員養成課程修了者等を要件とされており、授業の助手として一定の資質・能力を有していることから、平成29年度からは、グローバル化に対応した国際理解教育の更なる充実に向け、ALTの増員を図っていくとともに、各学校の地域人材の活用を支援するため「生き生き学習サポート事業」の一層の活用を促すこととした。</p> <p>なお、賀来小中学校及び碩田学園については、国の制度により、学校や地域の特性を生かした特別の教育課程を編成し、一部教科の時間数を削減することで、低学年からの英語の授業を実施しているものである。しかしながら、市内全小学校において、国際理解教育の一層の充実の観点から、生活科や総合的な学習の時間等においても、5、6年生以外の学年でALTを活用できることが望ましいことから、ALTを増員することとしている。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
75	109	意見	報告資料 の活用	<p>英語担当教員（英語科教諭）の試験や資格の国の状況調査について、大分市は毎年度回答をしているものの、例えば年度比較や他市等との比較といった、数値に対する評価は行っていない。その理由として、学校教育課によると試験の受験回数や英検準1級以上等の取得者数増加の要請等が国から通知されていないからであるとのことであった。</p> <p>3年間の数値を比較すると、全体として英検準1級以上等取得した教員数は大きくは変わっておらず、また受験者数も伸びていないことから、英語力向上のための教諭の能力向上を図っているとは客観的に判断できない。このため、英語教育研修や研修開催回数が増加しているかどうかといった点を別途検討する、あるいは、英語教員が基本的な教科研修等の受講状況の調査、指導するといった、教員の能力確保についてフォローする必要がある。国の報告資料をただ作成するのではなく、数値を利用することにより、より効率的に教員の質の向上が図れないか検討する必要がある。</p> <p>今後は大分市教育センターにおける英語教育推進に係る教職員研修計画（平成28年～31年）や授業力向上研修等の研修に関して、その受講状況や達成度を厳格にフォローし、小中学校の英語教育に携わる教員の専門性や指導技術など、実践的指導力の向上に継続して努める必要がある。</p>	<p>平成28年度から、本市独自に大学等の講師や指導主事による講義・演習等を行う「小学校英語教育基礎研修」「中学校英語教育応用研修」を行っている。</p> <p>また、文部科学省主催の「英語教育推進リーダー養成研修」を修了した者が講師となる「小学校英語教育還流研修」「中学校英語教育還流研修」も実施している。</p> <p>国の報告資料である「中学校の英語担当教員のうち、英検準1級以上等取得した教員数」の活用については、英検準1級以上の取得が任意であるものの、今後とも、本市の小中学校の英語教育に携わる者の専門性や指導技術等、実践的指導力の向上を図ることとした。</p>	措置済	教育センター・ 学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
76	116	意見	職場体験 の実施状 況	<p>（教育指導一般事業（キャリア教育の推進））</p> <p>学校教育課は例年、職場体験・インターンシップ実施状況等調査において、実施学年、人数、日数等を集約しているが、平成27年度においては、職場体験活動が各学校においてもれなく行われたかどうか、実施時期や人数などについて学校教育課が集計していなかった。</p> <p>平成28年度は、学校からの要望があったことから、各校の職場体験の実施学年や実施時期、実施期間について一覧表を作成していたものの、職場体験に係る受入事業所数や業種などについての情報は入手、整理されていなかった。担当者によると1校あたり事業所数が数十にわたるとの理由から集計されていないとのことであった。</p> <p>事業所、業種、職場体験活動の実施内容について、可能な限り情報を集約し、事例を他校に紹介したり、新たな受け入れ事業所の検討を行ったりすることにより、事業をより効果的、効率的に実施できることから、その実施状況を取りまとめるとともに各校からの意見等をもとに毎年改良を加えて有意義な運用を行うことが望まれる。</p> <p>これについて、学校教育課によれば、学校は地域の事業所や保護者との連携のもと、事業所を確保し、職場体験活動は円滑に実施されており、中教研特活部会や進路研等において、実践交流や情報交換を行っているとしているが、現状をより改善する必要がある。</p>	<p>職場体験活動については、市内全中学校の主に第2学年において実施しており、万一の場合に備え、市が賠償責任保険に加入している。また、実施に当たっては、生徒の移動のしやすさの観点等から、主に校区内の各事業所の協力により、各学校が自校の実情に応じ実施している。平成29年度からは、より有意義な活動となるよう、学校訪問等において、よりよい実施の在り方について指導するとともに、各学校が情報を共有できるよう、職場体験の実施内容を学校ホームページに掲載するよう指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
77	117	意見	状況や ニーズの 集約と整 理	<p>（特別支援等教育活動サポート事業） 市は事業の評価指標として補助教員配置率を用いている。事務事業評価上で成果指標としている補助教員配置率は、小中学校数を補助教員配置校数で除して算定されているが（学校数ベース）、補助教員配置人数を対象児童生徒数（申請人数）で除した場合の充足率（人数ベース）で管理した方が、どの程度の児童生徒の支援が必要であるか明らかとなることから、指標の見直しが必要であると言える。</p> <p>補助教員の配置にあたっては、補助教員の派遣を受けようとする校長が、補助教員派遣申請書に補助教員派遣計画書を添付して教育長に申請したうえで、教育長が決定することとなっている。</p> <p>特別支援等教育活動サポート事業実施要綱によると、補助教員は学校運営上特に適切な対応が求められる幼児児童生徒や学級等に関する業務を行うものとされているが、「特に適切な対応が求められる」ケースについての具体的な定めは要綱にはないことから、学校園（長）により、運用や申請に至るまでの対応、精度等に差が生じてしまう可能性がある。</p> <p>予算上の都合から充足率が100%にはできないのであれば、その中で教育的支援が必要な声が網羅的にすくい上げられ、可能な限り公平に措置されるよう、きめ細やかな管理ができるような工夫ができないか検討する必要がある。</p>	<p>各校における特別支援教育に関する人員配置については、国・県費による「特別支援学級」の設置、「加配定数」の配置、そして市費による「補助教員」の配置があるが、2～3月の申請段階では、すべてが確定していないため、学校によっては、同様の事由による複数の申請を行っている状況がある。「補助教員」の配置については、国・県の措置がなかった学校を優先することもあり、「特別支援学級」の設置や「加配定数」の配置された学校に対しては、「補助教員」配置を申請人数より減ずる場合もある。そのため、申請人数に対する充足率には、すでに別の措置を受けている分の人数が含まれており、誤差が大きいため、現在、指標としている申請校に対する配置率を継続することとした。</p> <p>ただし、意見にあるとおり、各校のニーズを集約する上では、必要な支援が網羅的にすくい上げられ、可能な限り公平に措置されるよう、きめ細やかな管理ができるような工夫が必要である。そのため、平成29年度から、各校からの申請時において、重複した事由による特別支援学級設置や加配の申請状況などが分かるよう、申請書の様式の変更、記入事例等の作成などを行うこととした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
78	118	意見	会議体の 目的及び 役割	<p>（大分っ子心育て推進事業） 推進協議会と推進専門委員会という事業に係る会議体が2つ設けられているが、いずれも似たような業務を行っており、互いの役割が意図されたとおりに実行されているとは判断できなかつた。所管課が音頭を取って、両者の調整をきちんと行うべきである。</p> <p>大分っ子心育て推進協議会は、本市の学校における道德教育の充実、家庭の教育力の強化、地域での健全育成の推進等をはかるため、設置され、自治会関係者、保護者代表者、学校園関係者等により構成されており、学校、家庭、地域社会における心育てや連携、協力、啓発等の在り方について協議し、その結果を教育長に報告している。専門委員会については、推進協議会の委員の要件に該当する範囲（自治会関係者、保護者代表者、学校園関係者等）から、会長が推薦する者を教育長が委嘱し、又は任命することとされている。</p> <p>大分っ子心育て推進協議会設置要綱等で定められている推進協議会と推進専門委員会の役割について、議事概要等会議資料を閲覧したところ、推進専門委員会の報告等に対し、協議を行っているのではなく、庁内検討委員会の資料について双方の会議体が個別に意見を出しあっている形となっていた。議論が深まり、より効率的かつ効果的なものとなるよう、会の運営方法を改善すべきである。</p>	大分っ子心育て推進事業は、平成28年度で終了したものの、今後同様の組織を設置する場合は、議論が深まり、より効率的かつ効果的なものとなるよう運営方法を改善することとした。	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
79	119	指摘事項	随意契約の合理性	大分市「家庭の日」心育て講演会の開催において委託契約が交わされているが、随意契約の相手先が、講師ではなく人材派遣会社とされている。随意契約の理由書には当該会社が、講師を派遣していること、長年の経験と実績を備え、誠実に対応する信頼性の高い会社であることが記載されている。しかし、客観的には随意契約する理由に乏しく、派遣会社の手数料等が異なるのであれば、委託金額に影響を及ぼす可能性がある。随意契約について合理性のある理由を記載する必要がある。	大分市「家庭の日」心育て講演会は、大分っ子心育て推進事業の一環として行っているところであるが、同事業での契約先は、人材派遣業務において長年の経験と実績を備え、信頼性の高い会社であるため、随意契約とした。心育て講演会は、平成28年度で終了したものの、今後同様の事業を実施する際は、適切な契約に努めることとした。	措置済	学校教育課
80	120	意見	講演会の参加率	大分市「家庭の日」心育て講演会が実施されているが定員1,200名に対して850名の参加となっている。参加者は無料となっている一方、講師報酬を含め講演会実施に当たり1,131千円の委託費が発生しており、効率性の観点から可能な限り参加者の増加に努めることが求められる。広報等改善すべき点がないか事後の検討を行い、次に生かす必要がある。	大分っ子心育て推進事業及びその一環として行った大分市「家庭の日」心育て講演会は、平成28年度で終了したものの、今後同様の講演会等を開催する場合は、参加者が増えるよう、より効果的な広報に努めることとした。	措置済	学校教育課
81	120	意見	事業の評価指標	（大分っ子学習力向上推進事業） 現行の事業評価については、（本市の）学力調査の成績における全国平均以上の教科割合を設定している。 この事業は、各学校に個別指導や習熟度別指導を行う非常勤講師を配置し、教科指導における個に応じたきめ細かな指導に活用したり、特定小規模校（複式学級がある小学校）に、学年別の指導や課題別の指導等を行う非常勤職員を配置し、多様な指導方法に取り入れるよう支援を行ったりしているものである。 したがって、当事業はすべての学校に非常勤職員を配置しているものではないことから、当事業と市全体の学力調査の成績との関連性がどれほどあるのかわかりにくいと考えられる。評価指標には、非常勤職員を配置した学校が全体平均と比較してどのような結果をもたらしたかに着目した方が有用である。例えば、学力調査であれば、非常勤講師を配置した学校の、配置前後の学力テストの成績の伸び率などを把握する等評価指標に工夫が必要である。	非常勤講師は、各学校における個に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図る観点から、個別指導や習熟度別指導等を行うものであり、その活用は、学校長が、自校の実情に応じ、教科、学年等を決定している。また、各学校においては、学力テストの成績の伸び率等から、配置の効果を検証するとともに、年度末の活用状況報告書により教育委員会へ報告している。教育委員会では、本報告書等を活用することにより今後の配置の検討を行っている。平成29年度からは、配置校と非配置校を比較・検証するなどし、当事業の成果の検証に努めることとした。	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
82	120	意見	<p>学力調査 に対する 評価、検 討</p> <p>大分市教育ビジョンでは、大分っ子基礎学力アップ推進事業事業の成果指標として、市・県主催の学力検査で全国平均以上の教科の割合を掲げ、目標を設定しているが、平成25年度以降は全体として全国平均以上の項目数の割合が上昇しているとまでは言い切れない。</p> <p>また、小学校の数値よりも中学校の数値が低く、中でも、中3の数学は、継続的に全国平均以上に満たない状況となっている。しかも、いずれの年も中2は全国平均以上の結果である一方、中3は全国平均に届かないといった状況がみられるが、『平成28年度大分市学力向上アクションプラン(概要版)』ではこの傾向が続いていることについては明らかにされていなかった。中2から中3の数学の傾向は、他の科目には見られないことから、解決すべき重要な課題として、積極的な開示を行い教科指導の担当のみならず学校や家庭が協力して解決に向け取り組んでいく方が望ましいのではないと思われる。</p> <p>今後は、単年度の学力調査の結果のみならず、複数年度間の調査結果を比較、検討して、解決すべき課題、継続的な取り組みが必要と判断されるような事項を抽出するとともに、保護者等外部に明確に示すよう改善されたい。</p> <p>大分市教育ビジョン及び平成27年度の事務事業評価において、当事業の評価指標を定めているが、平成22年度と平成25年度以降の数値とは、指標の算定方法が異なっており、単純比較はできないところがある。大分市教育ビジョンの平成28年度の実績値を公表する際には、算定方法を変更している点について明示しておくことが望ましい。</p> <p>指標について、教育ビジョンと平成27年度事務事業評価の記載を見たところ、平成22年度の実績数値が大分市教育ビジョンと事務事業評価とで異なっていた。事務事業評価の数値の方が誤って記載されているものと推察される。また、平成26年度の計画数値が100%となっているが、他市も学力調査結果の向上に向けて励んでいる中で、100%というものが果たして実現可能な数値なのかどうか、本当にこれを達成することができる具体的なアクションプランが策定できているのか、見直しを含めた指標のあり方を改善する必要がある。</p> <p>また、市の学力調査は4年生を対象に、県調査や国調査は5年生を対象に実施されていることから、学校単位で4年生と5年生の結果とを比較することにより、4年生の市調査で浮かび上がった課題への対応が適切に行われたかどうかについて、評価、検討するといった仕組みができないか検討することが望ましい。</p> <p>さらに、毎年度、基礎学力向上研究推進校を指定し、教科指導における実践的・実証的な研究を進めていることから、今後は市全体の数値のみならず、指定校と非指定校の成績の伸び率を比較するなどして、教科指導の効果が学力調査の結果に表れているかといった観点により検討することが効率的に管理するためには必要と考えられる。</p>	<p>本市の国、県、市主催の各種学力調査における全国平均以上の教科の割合は、平成25年度は79.3%、平成28年度は83.3%であり、本市の児童生徒の学力は向上しているものと捉えている。しかしながら、中3の数学については、経年で見た場合、依然として改善しなければならない状況が続いている。平成29年度からは、各学校の学力向上プランの基となる本市のアクションプランにおいて、中3の数学については、そのような状況にあること、その対応策となる教科指導マイスターの活用等を図っていくことなど、単年度の学力調査の結果だけでなく、複数年度間の調査結果を比較・検討することで、各学校におけるより効果的な取組を推進することとした。</p> <p>大分市教育ビジョンの評価指標については、今後、算定方法の変更が生じた場合には、その点について明示することとした。</p> <p>また、基礎学力向上研究推進校については、自校において学力テストの成績の伸び率等から、取組の成果を検証するとともに、年度末の報告書により教育委員会へ報告している。教育委員会では、本報告書等を活用したり、指定校と非指定校を比較・検証するなどし、当事業の成果を各学校に還元することとした。</p> <p>さらに、児童生徒の学力の向上には、家庭の協力は不可欠であることから、家庭との連携のあり方を示した「学力向上ハンドブック」を作成し、それに基づき各学校に指導することとした。</p> <p>なお、本市の教育水準の維持・向上を図ることは極めて重要であることから、教育ビジョンの指標については、市として100%を設定したものである。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
83	123	意見	学力調査の結果への学校の速やかな対応	<p>県の学力調査が1学期に行われ、夏休み前に調査結果が判明している。この中で対応する必要がある項目が明らかとなっているが、夏休み中に対応が考えられて2学期のスタートから改善措置が取られるようになっておらず、スピード感が不足していた（往査した複数の学校）。今後は、調査結果が判明してから可能な限り速やかに対応をとる必要があるといえる。</p>	<p>本市では、全小中学校で、1学期末に出された県の調査結果を踏まえ、夏季休業期間中に、教職員、保護者や地域住民、市教委関係者からなる学力向上会議を実施し、課題解決に向けた学校の具体的な取組を協議している。平成29年度からは、実情に応じ、可能な限り速やかに対応するよう、計画的な実施について校長会、学校訪問等で指導することとした。</p>	措置済	学校教育課
84	123	意見	危機意識をもった迅速な対応	<p>（いじめ・不登校等未然防止対策事業）</p> <p>市からの提供資料によると、平成26年度の本市の不登校児童生徒数は、中学生は471名と中核市で最も多く、また小学生は148名と3番目に多い数字である。本市小学生の不登校児童数が増加傾向にあり、平成24年度から平成26年度にかけ倍増している。</p> <p>現在いじめ・不登校等未然防止対策事業として、学校や学級への満足度、意欲、悩みを個人別に測定し、いじめや不登校等の発現前の要因の識別対応が行えるよう、学級集団検査（hyper-QU）をモデル事業として実施している。</p> <p>モデル事業の実施及び有効性の評価には一定期間が必要となる一方、本市の不登校の子どもの数は客観的に他市よりも深刻な状況となっていることから、当該モデル事業と同時並行的に不登校防止対策をより一層行っていくことが求められるといえる。</p> <p>例えば、学級集団検査（hyper-QU）については、他の中核市においてすでに全校導入している市や、部分的に導入しているところがある。現在、大分市においては他市の導入効果や有効な活用例を集約、整理することが十分とは言えない。今後とも、学級集団検査（hyper-QU）の検査結果をもとに、導入効果や有効な活用例を集約、整理し、校長会、各種研修会等の中で指導を強化していく必要がある。不登校の問題に関して、これまで以上に危機意識やスピード感をもった対応が必要であるといえる。</p>	<p>不登校については、近年の子どもたちを取り巻く環境等の急激な変化によって、いじめや発達障がい、保護者による虐待等が背景にあるケースなど、質的に多様化が進んでいる。</p> <p>こうしたことから、学校においては、アンケート、面談、学級集団検査の実施をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を図り、不登校の未然防止、早期対応に努めることとした。</p> <p>また、平成29年度は、学級集団検査を全小学校（4～6年生）と全中学校（1～3年生）で実施することとし、その検査結果を有効活用するため、教員を対象に研修等を3回実施し、検査結果の分析方法や指導の在り方について理解を深めるとともに、実践交流等を行い、指導力の向上を図ることとした。さらに、各学校では、実施した全学級で、2学期以降の学級集団への指導や個別指導を具体的に計画した「学級支援シート」作成し、指導の充実に努めることとした。それに加え、教育委員会において取組を総括し、効果的な実践事例については蓄積し、その後の研修等において、各学校に還元し、不登校の未然防止、初期対応等の充実に努めることとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
85	124	意見	各学校園への広がり（いじめ・不登校等対策協議会）	<p>大分市いじめ・不登校等対策協議会は、全市的にいじめ・不登校等の生徒指導上の問題行動についての状況分析と今後の対応について、専門的な見地からの意見を聞き、各校への指導に資することを目的として設置され、学識経験者や医師、臨床心理士、スクールカウンセラー、校長会代表等のメンバーで構成されたものである。同協議会は年3回程度開催されており、いじめや不登校の状況調査結果が報告されているが、関係資料を閲覧したところ、協議会の議事録は閲覧できたものの、その協議会で出された専門的な見地を踏まえて、各学校園に対して具体的な提言や指導等が行われたことが客観的に確認できなかった。協議会の議事録によれば、各学校園に提示すべき内容や方針が具体的、詳細に話し合われた証跡がなかったことから、今後は、会の目的を改めて検討するとともに、学校園への指導、助言に具体的に繋がっているのかといった観点から事業を確認することが必要である。</p> <p>また、平成27年度の事務事業評価の個表をみると、当事業の成果指標は対策協議会の開催回数となっているが、重要なのは協議会が開催されることではなく、協議会から出た専門的な見地の活用がどれだけ行われ、いじめや不登校の抑制につながったのかという点である。指標には協議会の開催回数ではなく、各学校への通知（指導）回数の方が適当である。通知（指導）回数を把握することにより、対策協議会における専門的な見地の活用程度までが管理できるよう改善されるものと考えられる。</p>	<p>大分市いじめ・不登校等対策協議会では、いじめや不登校の現状、「大分市いじめ防止基本方針」や「大分市いじめ問題対応マニュアル」に基づいた未然防止、早期発見、早期対応の取組など、生徒指導上の問題行動についての状況分析や対応について協議している。協議会で出された意見については、「不登校対応マニュアル」に反映するとともに、校長会、いじめ不登校等対応研修、生徒指導連絡会等の資料作成や指導助言に生かし、学校における取組の充実に努めてきた。</p> <p>平成29年度からも、いじめや不登校など、生徒指導上の問題行動への対応について協議された専門的な見地からの意見が、学校への指導助言に適切に生かされ、会の目的が達成されるよう、指導内容や指導場面の工夫について検討を行い、指導の充実に努めることとした。</p> <p>また、事務事業評価の指標については、平成29年度から、「いじめ・不登校等対策協議会の結果をいかした指導回数」と変更し、いじめや不登校等の問題行動についての状況分析や対応の在り方等について、協議会で出された専門的な見地からの意見を、校長会や各種研修会等で還元し、学校における指導の充実に努めることとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目			
86	125	意見	情報、資料の管理	<p>児童生徒支援室（教育委員会）において、各学校園から報告された生徒指導に係る事案を時系列的に集約したような資料が作成されていなかったことから、報告事案がすべて漏れなくタイムリーに処理されたのかどうか、把握できなかった。</p> <p>今後、児童生徒支援室や教育センターは、生徒指導に係る保護者から届いた事案に関する問合せ、各学校園からの具体的な事案の報告を、整理表（受付簿）を作成し採番、管理することが有用であると思われる。受付簿に、届出日、氏名や生徒指導上の種類、初回・継続の別、処理日、顛末の内容等を記載して一元管理をしておくこと、児童生徒支援室が学校園や教育センター間と、定期的、継続的な情報共有を図ることができることとともに、タイムリーな処理や網羅的な対応を行うことが仕組みとして確保でき、生徒指導に関しての、教育委員会に対する客観的な信頼性の向上にもつながるものと考えられる。</p> <p>また、国の調査に絡み、定期的に生徒指導に係る定量的な資料（件数、人数など）を小中学校が児童生徒支援室に報告しているケースがある。この場合、児童生徒支援室は当年度の数値の報告を受けて集約するだけでなく、当年度と前年度との数値の増減理由や、当年度に生じた学校別の特記事項等、学校が総括した評価、コメントを可能な限り集約、整理しておく必要がある。こうすることで生徒指導上の問題に係る教育委員会のノウハウとして蓄積できるし、各学校への助言、指導等にも活用できる。数値の効率的な活用を行えるように業務を工夫する必要がある。</p>	措置済	教育センター・学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
87	128	意見	施設の稼働率の向上	<p>平成26年度と比較して27年度は稼働率が上がってはいるが、いまだ低いことから研修の充実を図り、施設の効率的な活用に努めるべきである。</p> <p>また、個別の室毎にみると、月によっては全く使用されていない研修室や、稼働率が10%にも満たない低利用の場所があった。</p> <p>センターは、研修日程をこれまで以上に早めに立てそれに合わせて施設の利用スケジュールを立てて、効率的な使用を行うよう工夫する必要がある。</p> <p>教育センターのホームページ（平成28年10月時点）によると、大分市教育センター施設については、「大分市の教育関係者及び市職員が主催する会議・研修等を対象に貸出をしているため、一般の方には貸出を行っていません」と示されていた。また、大分市教育センター施設等の貸出要領は、貸出の対象者として①本市の教育関係者及び市職員②他所長が特別に認める者と定めていて、担当者によると②は、地元のPTA等を想定しており、利用者は限定的なものとされているようであった。</p> <p>しかし、現状は稼働率が低い研修室があるため、今後は部屋の特徴を生かした研修を実施するなど、研修を充実させることで施設の有効活用を図ることが望ましいといえる。</p>	<p>PC研修室や多目的実習室、音楽実習室の稼働率は、各室がPC研修や理科の実験、家庭科の実習、音楽の実技講など、講義内容や受講対象者が限定されているため、他の一般の研修室と比べて低くなっている。</p> <p>平成29年度からは、それらの研修室も含め、特性を生かした効果的な研修が出来るよう、実習や実技等の研修内容を充実させ、有効活用していくこととした。</p>	措置済	教育センター

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
88	128	指摘 事項	<p>研修不参加教員の フォロー</p> <p>現状では研修不参加（欠席）の場合の手当て、能力担保措置が要綱やマニュアルで定められていない。欠席等の場合には、大分市教育センター研修担当班あてに校長名で事前連絡を行い、欠席届等を提出することになっている（慣例）が、センターの資料によると当該欠席者は受講者数としてカウントされていた。そのため研修講座別の欠席者数についてセンターへ照会を行った。</p> <p>基本研修には、教職員のライフステージに応じて職務遂行に必要な知識・技能の習得及び実践的指導力の向上を図る基礎研修、教育に関する理念や識見を高めるとともに、管理職等としての指導力の向上を図る管理職等研修、学校がより自主的に教育活動を展開し、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、担当者の職務遂行に必要な専門的知識・技能の習得を図る職能別研修の3つから構成されている。</p> <p>基本研修における欠席者数は延べ144人であった。この欠席者について、その後に研修と同等の自己研鑽が行われているかどうか、研修と同等の成果が習得されているかといった点について、教育センターが一部の研修でしかフォローを行っていない。そのため、全員が適切に研修を受け、あるいは研修と同等の成果が習得されていることが客観的に確認できず、定められた研修を受けていない教員が存在する可能性がある。教員が必要な研修を受けていない不利益が、児童生徒に及ぶことは避けなければならない。</p> <p>教員としての職責を果たし、資質の維持・向上を図り、時代や環境の変化に適応できるよう、可能な限りすべての教員がもれなく研修を受け、欠席教員については研修を受けた教員と同等の能力を確保するよう何らかの仕組みを設け、教育センター及び学校長が欠席教員への確実なフォローを行っていくことが必要である。</p>	<p>教育センターでは各種研修における欠席者への研修内容の補完について、法定研修である初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修については、欠席者に研修資料を送付し、不明な点や詳しく聞きたい点等は、次回の研修の時や、放課後等での相談という形で随時対応している。特に初任者研修については、拠点校指導教員へも同様の資料を送付している。</p> <p>また、管理職研修や職能別研修のように研修対象者や各学校1名の担当者が決まっている研修については、欠席者に必要な書類を送付するなど、各担当課で対応している。</p> <p>平成29年度からは、全ての研修で欠席者に研修資料を送付し、各学校で行われるOJTの中で活用できるようにするとともに、研修内容の確認や相談がある場合は、教育センターに連絡するよう学校に周知した。さらに、センター内に研修資料を保管し閲覧できるようにするなど、研修欠席者を含め教職員全体の資質・能力の向上に向けた体制整備を図ることとした。</p>	措置済	教育センター

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
89	130	意見	研修資料	<p>大分市教育センターのホームページ上において、教職員研修の「研修資料・教育資料」は、閲覧用のログインIDとパスワードを入力すると閲覧が可能となる。</p> <p>監査時点（平成28年9月）において、ログインして研修資料を閲覧したところ、「教職員研修の手引き－効果的な運営のための知識・技術－」が掲載されていた。この手引きは、独立行政法人教職員研修センターが、全国の教育委員会や学校等が行う教職員研修の一層の充実に資するよう、教育委員会や教育センターあるいは各学校の教職員研修の企画・運営担当者を対象に、研修に関わる知識や手法を収録したものを例年発行している。しかし、平成27年3月分のみが掲載されており、平成28年3月策定分が掲載されていないなど、情報が十分に更新されておらず、必要な時に利用可能な状態で運用されていない。情報更新をタイムリーに行い、教員の研修が適切に実施される環境づくりを改善する必要がある。</p>	<p>平成29年度からは、教職員の研修に関する手引き等について、定期的に情報更新を行い、必要な時に利用可能な状態で運用することで、教員の研修が適切に実施される環境づくりに努めることとした。</p>	措置済	教育センター
90	137	意見	奨学生の選考	<p>大分市奨学資金に関する条例第8条によると、奨学生は大分市奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定するとされている。教育企画課が作成している大分市奨学生選考基準では、選考は「①家計状態」「②人物概評」「③学業成績」の3つの評価項目ごとに点数換算を踏まえて評価される。</p> <p>①家計状態 申請者の所得や世帯数に応じて、一定の計算に基づき算定される。</p> <p>②人物概評 学校長が作成する大分市奨学生推薦調書の学校長の記載が点数換算される。</p> <p>③学業成績 学業成績の評定平均値に基づき点数換算される。</p> <p>上記各評価項目の配点については、選考基準により定められており、選考委員会において変更することができるものとされている。</p> <p>したがって、条例上は選考委員会が選考するとされているが、選考委員会は事前に教育委員会（教育企画課）が準備した選考資料を「審査」「チェック」するような形となっている。</p> <p>条例の趣旨を尊重して選考委員会が奨学生の選考に、より関わるような見直しを検討することが望ましいと言える。</p>	<p>奨学生の選考については、これまでも大分市奨学生選考委員会において選考基準などの審査を行い、公正・公平な選考を行ってきたが、今後は、出願者の家計状態や人物概評、学業成績などの資料を選考委員に開示することにより、これまで以上に公正性・公平性を確保して選考することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
91	138	意見	状況調査 (除籍者 や転学者 の調査)	<p>転学者の理由について、奨学資金の休止及び廃止に係る事項に該当（例えば、疾病等で卒業見込みなし、学業成績や行状の不良など）していないか検討されていなかったりすると、状況調査の不備が見受けられた。本来は状況がわかり次第すみやかに対応する必要があった。</p>	<p>転学等の届が提出された際、奨学資金の休止及び廃止に係る事項に該当していないか検討した記録が残されていなかったため、平成29年度から転学等の届が出された場合には、速やかに奨学生又は保護者に状況の確認を行い、検討結果について記録を残すこととした。</p>	措置済	学校教育課
92	138	指摘事項	滞納者管理	<p>滞納管理簿（返還台帳）を閲覧したところ、例えば平成27年6月を最後に返済がない滞納者に対して、平成27年9月、12月、平成28年8月の3度にわたり催告書を発送しているが未納となっている。この期間、教育企画課の担当職員が当該滞納者と連絡をとったのか、また、連絡を取ろうとして電話が繋がらなかったのかといった、催告書発送以外の回収交渉を行ったかが台帳に記録されていない。この他にも、滞納者ごとに回収交渉の有無やその内容について具体的に管理簿に記載されていないものも多く見受けられ、滞納者管理が適切に行われているとは言えない。限られたマンパワーで業務を行わなければならないのはわかるが滞納者管理を適時適切に行い、記録を明確に残す義務がある。</p>	<p>奨学資金返還台帳には、催告書の発送記録のほかには、奨学金返還についての滞納者との交渉記録が残されていない事例があったことから、平成29年度から、滞納者と電話相談や面談を行った場合には、対応日時や交渉記録などについて記録を残すこととした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
93	139	意見	奨学金制度の見直し <p>大分市奨学資金の滞納額及び収納率の推移をみると、年々悪化しているといえる。また、滞納者管理が適切に行われていないことも重なり、悪化に歯止めがかからない状況となっている。</p> <p>国が実施する貸与型の奨学金事業を実施している(独法)日本学生支援機構の公開資料によると、当該法人も奨学金について現年(滞納者)をいかに発生させないかということに注力しており、返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、確実な回収に努めているようである。</p> <p>当該奨学金と大分市の奨学金は、対象者が完全に一致するものではないことから、単純比較はできないが、全体としての回収率(収納率)は、大分市よりもはるかに高い数値で推移している。</p> <p>(独法)日本学生支援機構や、高い収納率で奨学金事業を行っている他市に、収納率向上のための具体的な取り組み状況を聞くなどして、滞納を防止、改善するための対策を検討することも有用である。</p> <p>前述のとおり大分市は滞納者管理が適切に行われているとは判断できないが、その要因として次のような点も挙げられる。</p> <p>①奨学金に係る滞納管理のマニュアル等が整備されていないこと ②奨学金事業を担当する職員が専事補1人であり、班の管理業務も担っていること</p> <p>①は、マニュアル等が整備されていないことにより担当者の能力や経験に依存した業務が行われ、業務の質や解釈・判断が異なってしまうリスクにつながる、②は、奨学金事業を担当する職員が1名のみで行われていると、複数の職員であれば可能な相互チェック機能がないことから、業務が誤って実行される危険性や現金回収に伴う不正の余地を残してしまうことにもつながりかねない。また、滞納額の増加に伴い、事務の作業量も増加していることが推察されることから、人員や業務の時間を増やすか業務の効率性を相当程度上げない限り、今後も不十分な滞納管理が続く可能性は高い。</p> <p>①については、他市等の奨学事業のマニュアル等を入手するなどして効率的に作成することが可能であり、比較的容易に改善可能であると思われる。一方で、②については、担当職員を新たに雇用(配置)することが考えられるが、そうすると、追加で人件費が発生することになってしまい、費用対効果の観点から望ましいとは言いきれないところがある。</p> <p>そこで、貸与型奨学金については、本市より精度の高い管理が行われていると推察される(独法)日本学生支援機構や、大分県の外郭団体である公益財団法人大分県奨学会を紹介するなどして、大分市としては、貸与型を減らして給付型奨学金にウェイトを置くといった奨学金制度の在り方を見直すことも考えられる。給付型であれば返還処理が不要になることから、事務処理量が大幅に削減され、現行の体制においても業務が適切に行われることが期待できると考えられる。ふるさと納税による奨学基金への積立等財源を検討し、制度の見直しを検討されたい。</p>	滞納管理については、これまでも債権管理マニュアルに基づいて対応してきたところであるが、奨学事業を実施している他都市のマニュアルを参考にして、平成29年度に債権管理マニュアルの充実を図ることとした。	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
94	141	指摘 事項	公表冊子 の誤植	本市教育の概要をまとめた冊子、平成28年度『大分市の教育』の中で、未来自分創造資金の平成27年度の贈与状況の人数が誤っていた。公表資料の数値が正しいかどうかを公表前にチェックすることが望ましい。	公表資料の作成に当たっては、平成29年度から、データの入力、チェックを担当者のみに任せるとはならず、データのチェックや校正を複数の職員で行うこととした。	措置済	学校教育課
95	144	意見	事案の分析	スポーツ・健康教育課は、児童生徒等の災害について、学校別の発生件数、給付件数、給付金額を集計しているものの、例えば発生件数の多い学校についての原因の検討や分析を行っていない。現場（学校）においても、発生件数や給付金額における前期比較及び増減要因等について学校内で報告された証跡が確認できなかった。 生徒災害傷害保険・日本スポーツ振興センター災害共済給付（学校活動補助事業）の目的は、学校や幼稚園の管理下で児童生徒等の災害が発生した時に必要な給付を行うためのものであるが、得られる情報から事故の多寡の要因を分析し、学校の管理の改善の余地、他校でも活用できる事故の未然防止策などを見出す工夫を行う余地があるといえる。	平成29年度から、災害発生件数の多い学校について、その発生状況等の分析を行い、必要があれば児童生徒の安全の確保の観点から指導を行うこととした。 さらに、独立行政法人日本スポーツ振興センターが、オンラインシステムにより提供している、学校管理下における事故の事例、分析、調査研究、関連情報を各学校が活用し、児童生徒の災害の未然防止や安全教育に役立てることができるよう、担当者に対し研修会を実施することとした。	措置済	体育保健課
96	144	意見	掛金と給 付額の比 較	スポーツ・健康教育課は、各年度の掛金と給付額の推移表を作成しておらず、平成25年度以前の掛金と給付額については把握していなかった。同課が保管していた平成26年度と平成27年度の掛金額と給付額を見ると、掛金合計が給付額合計を上回っている。差額は市や保護者に返還されないことから、この2年だけをみれば結果的にスポーツ振興センター事業制度を利用せず、市独自で同様の給付制度を設けた方が経済的だったとも考えられる。同課の把握している資料だけでは、費用対効果がある事業とは判断できない。 例えば過年度を含めて長期的に掛金額と給付額を把握して、長期的に掛金合計が給付額を大幅に上回っている場合には、掛金の減額をスポーツ振興センターに提言するといった対応の余地があると思われる。 国または全国統一の運用ルールであっても、市民がそのコストを負担しているのであれば可能な限りその費用対効果を測定し、市民のために行動していくことが必要である。	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度は、児童生徒は一人当たり460円、園児は200円という安い掛金で手厚い給付が受けられ、給付手続きに必要な医師による証明も、センターと日本医師会との協議で、無料となっている。 また、児童生徒が他県の学校に転校しても自動的に加入手続きを変更することができ、継続して制度の活用ができる。 加えて、本制度における、過去10年間の掛金と給付額の状況については、特に、児童生徒の死亡事故等が起こった年度は、掛金を給付金が大きく上回った実績が出ている。 こうしたことから、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入は、保護者負担の軽減がなされ、有意義であると判断している。 平成29年度からは、本市の給付状況の推移を把握し、意見のような状況が生じた場合は、県教育委員会を通じ、日本スポーツ振興センターへ要望することとした。	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
97	147	指摘 事項	いじめの 報告もれ	<p>教育委員会のいじめの状況に関する資料を閲覧したところ、学校からいじめ第一報の作成や教育委員会への連絡が行われていないものがあつた。大分市いじめ防止基本方針で規定されている報告事項が適切に行われているとは判断できない状況であつた。</p> <p>学校に確認したところ、いじめを受けたとされる生徒の保護者が問題を大きくしないように依頼してきたため報告を行わなかつたというものである。</p> <p>しかしながら、たとえ保護者の依頼があつたとしてもかかる案件については潜在的なリスクは大きいことから、学校はいじめを受けたと思われる時点でいじめ第一報を作成し、教育委員会への連絡を行う必要があつた。</p>	<p>いじめは、心身の健全な成長や人格の形成に影響を与える重大な事案であるという認識を高め、「いじめ防止対策推進法」や「大分市いじめ防止基本方針」、「大分市いじめ問題対応マニュアル」に基づいた未然防止、初期対応等の取組の充実に努めることとした。</p> <p>そのため、平成29年4月の校長会において、各学校で、「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図るとともに、各学校の「いじめ防止対策委員会」の活用により、いじめに対する認識を深め、「いじめ第一報」を教育委員会へ確実に提出すること、いじめに対して組織的な対応をとることなどの指導を徹底した。今後も、生徒指導連絡会や「いじめ不登校等対応研修」等において、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校教育課 教育センター

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
98	147	意見	<p>いじめの報告の網羅性についての検討</p> <p>学校で発生したいじめの情報は、学校のみならず教育委員会に伝達されることが必要であるが、今回のように発生したいじめが教育委員会に報告されなかったケースがある。</p> <p>そのため、学校が速やかに教育委員会に報告することはもちろん、教育委員会内での情報交換を緊密に行い、定期的に学校や教育委員会、関係機関の情報の整合性を検討するなどして、識別されたすべてのいじめがもれなく教育委員会に報告され、対応が適切に行われているかどうかチェックできるような仕組みを設け、改善していくべきである。</p> <p>『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント（文部科学省）』に記載されているが、児童生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。いじめの発見・通報を受けた教職員は学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。当該組織が中心となりいじめの事実の有無の確認を行い、事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者（教育委員会）に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡するという基本的なルールを守り業務を行っていく必要がある。</p>	<p>児童生徒支援室において、いじめや不登校をはじめ生徒指導等に関する学校や保護者からの相談について、相談日や氏名、生徒指導上の種類、内容、指導状況等を記載する整理票を作成し、管理するとともに、この内容については、エデュサポートおおいたと情報を共有し、指導の充実に努めることとした。エデュサポートおおいたにおいては、保護者と十分に相談のうえ、児童生徒支援室へ情報提供することとし、相互の情報共有により、情報の整合性を検討し、学校への指導の改善を行うこととした。</p> <p>いじめ発生時の対応については、「いじめ防止対策推進法」や「大分市いじめ防止基本方針」、「大分市いじめ問題対応マニュアル」に基づき、いじめの定義、学校や教職員の責務、基本的な姿勢、具体的な取組等について共通理解を図り認識を深めるとともに、「学校いじめ防止基本方針」のもと、疑わしい場合も含め、各学校の「いじめ防止対策委員会」に報告し、管理職の指導のもと、組織的な取組をするよう、平成29年4月の校長会及びいじめ防止対応研修において、指導を徹底した。</p> <p>今後とも、学校がいじめやいじめと疑わしい状況を把握したときは、「いじめ第1報」を教育委員会に提出することや、各学校の「いじめ防止対策委員会」が中心となりいじめの事実の有無の確認、被害・加害の児童生徒の指導や保護者への連絡を行うこと、事実確認の結果や指導の状況について、校長が責任を持って、教育委員会に報告することなどを、継続して指導していくこととした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
99	148	意見	早期発見 解決のための学校 ホームページの 活用	<p>監査時点（平成28年10月）において、各小中学校のホームページをみると、いじめや不登校に係る相談窓口の連絡先が示されていないものが多く見受けられた。各学校ホームページのトップページやリンクに、いじめや不登校に係る相談先「児童生徒支援室」「エデュ・サポートおおいた（大分市教育センター）」のハイパーリンクを付すなどして、児童生徒や保護者等からいじめ等に関する情報提供が得られる機会を設けておくことも有用であると思われる。</p>	<p>各学校には、児童生徒支援室やエデュサポートおおいたについて、校長会をはじめ研修会等の機会を通して案内をしている。</p> <p>平成29年度からは、各学校の情報教育推進担当者研修やICT支援員研修において、学校のホームページに児童生徒や保護者への情報提供の一つとして、不登校等の相談窓口の連絡先を掲載することを周知し、いじめや不登校等の早期発見、早期解決に努めることとした。</p>	措置済	教育センター
100	153	意見	補助金の 収支決算 書の見直 し	<p>収支決算書を閲覧したところ、児童育成クラブの収入と支出のすべてが記入される様式になっていないことから、補助金の多寡について評価が困難となっている。</p> <p>具体的には、収入についてクラブのすべての繰越金、おやつ代等の市の定める負担額以外の保護者負担額、他団体等からの記載欄が設けられていないこと、支出については、実績額が予算額を超えた場合について、実績額ではなく予算額（補助金支給額）のみが記載されており、実績額が決算書ではわからない状況となっている。</p> <p>多額の繰越金や自己収入がある団体に補助金を交付する必要性の判断、児童育成クラブ間での運営状況の比較、事務費の実績額を踏まえた補助金の多寡の検討等が行えるよう、今後は交付申請及び実績報告にあたり提出される収支予算書、決算書については、児童育成クラブ全体の収入額及び支出額を網羅的に記録させる必要がないか検討すべきである。</p>	<p>児童育成クラブの活動に要した経費の実績報告について、平成29年度から、市補助金及び補助要綱に規定する保護者負担金以外のクラブの独自収入についても、報告書に記載するよう児童育成クラブに対して指導を行うこととした。</p>	措置済	子育て支援課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
101	154	意見	児童1人あたりのコスト	児童クラブ間で、児童1人あたりの補助金額や運営費総額に相当程度の格差が生じている。運営費の中身や活動内容を調べて、公平性の観点から補助金額の算定方法を見直す必要がないか検討することが望ましいといえる。	補助金の算定方法について検討を行ったが、「大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規準を定める条例」の規定により、小規模クラブにおいても複数人員の配置義務があるため、児童1人当たりの運営費を比較した場合、規模が小さいクラブ程高くならざるを得ない。また、本市の児童育成クラブは、定額の保護者負担金で、市内どのクラブを利用しても同等の支援を享受できる体制で運営しているため、クラブに対する補助金額も児童数1人当たりでは小規模クラブ程大きくなる傾向にある。 そのため、児童1人当たりの補助金額や運営費を平準化することは困難であるが、今後も運営費の内容や算定方法については、効果的に事業を実施するため随時見直しを行っていくこととしている。	措置済	子育て支援課
102	154	意見	補助金限度額と実績額の乖離	平成27年度の児童育成クラブ運営費補助金の実績額が補助上限額を大きく下回っているクラブが散見された。例えば指導員報酬額の補助限度額が10百万円以上となっている児童育成クラブについて、限度額と実績額とが乖離している理由につき確認したところ、その主なものは指導員の確保が十分にできていないことであった。 市としては、思うように採用できていない指導員の報酬を改善して、基準に沿った採用を行おうとしており、これが可能となれば限度額と実績額との乖離も小さくなると考えられる。 その一方で、現状でもなんとかやり繰りをして現場が回っていることや報酬アップによる待遇改善も限界があること等に鑑みれば、固定人員の増加に頼らず、複数のクラブに係わるスタッフ機能を充実させる等、これまで取り組んできた育成クラブの仕組みの部分の改善することも検討する必要がある。	スタッフ機能の充実を図るため、平成29年度から、複数クラブへの配置等に対応した人材登録制度の活用を図ることとした。	措置済	子育て支援課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
103	155	意見	<p>設備に係る負担のあり方</p> <p>クラブ運営に係る事務費についての補助金は、1施設あたり年350千円＋年間平均児童数×11千円となっている。</p> <p>施設の標準的な設備仕様が設定されておらず、施設が保有している設備・物品等の充足状況が多からず少なからず適当なものであるかを検討していないことから、現行の事務費の補助金額が妥当なのかどうか客観的に識別できない。施設により設備やおもちゃなどの充足状況に差が生じている可能性がある。</p> <p>標準設備仕様を定めることにより、必要以上の設備等が購入される可能性が減少し、また補助金額にも歯止めがかかる可能性がある。必要以上の設備等がすでに整っているところについては、補助金額の見直しを検討する必要がある。</p> <p>また、設備等の購入に際し、取引金額は妥当であるかといった点について十分な検討が行われていない。10万円以上の電化製品や備品関係の支出がみられるが、大分市児童育成クラブ補助金交付要綱には見積合わせの要件の定めはないが、高額な取引については、可能な限り効率的に事業が実施できるよう、取扱文書に見積合わせの要件を入れることを検討すべきである。</p>	<p>事務費の基準額については、クラブの支出内容や実績額を検証しながら、必要に応じて見直しを行っていくこととしている。また、平成28年度に標準的なクラブの施設や設備の仕様を定めており、今後、クラブでの備品の更新・整備に当たっては、この仕様を基準に必要性の可否を判断することとした。</p> <p>クラブの備品購入手続については、市担当課への事前確認と併せて、10万円を超える高額備品の場合は見積合わせを要件とするよう、平成29年度から事務取扱いの改定を図ることとした。</p>	措置済	子育て支援課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
104	155	意見	補助金使 途の妥当 性	<p>児童育成クラブの活動により生じた廃棄物のうちに、学校で収集できないもの（大型ごみや、一度に多量に排出した場合等）は、事業系ごみの収集運搬業者に依頼することとされているが、児童育成クラブから市に提出された領収書等を閲覧したところ、運搬業者としての登録のない取引先に対してごみ処理料を支払っていた児童育成クラブがあった。しかし、市はそのような点を把握していなかった。市は、児童育成クラブから提出された資料については、取引先や取引内容に問題がないかという視点を常にもって、厳格なチェックを行っていくよう事務手続を改善すべきである。</p> <p>大分市児童育成クラブ補助金交付要綱によると、補助事業者は、毎年度、補助金精算書、事業実績書、収支決算書を市に提出することとされているが、事業に関する見積書や納品書、請求書などについての証憑類の提出義務までは設けられていないことから、領収書の提出のない施設も散見された。市は、収支決算書が正しく作成されていることを確かめるための現地調査等を定期的実施する体制をとっていないことから、補助金が適切かつ効率的に使われているのかを十分に把握できず、万一、補助事業者が架空経費の計上や経費の付け替えを行ったとしても発見できない恐れがある。</p> <p>当該補助金は、補助の種類によっては、金額が施設の児童数や職員数に応じて補助上限額が算定されていることから、補助上限額まで非効率な支出が行われるリスクは恒常的に存在する。</p> <p>今後は収支決算書の記載内容等について、数年に1度の間隔でローテーションにより、現地調査をして、関連証憑を閲覧したり高額備品の現物確認を行ったりといった詳細な手続を行い、補助金が適切かつ効率的に利用されているかどうか検討することが必要と言える。</p>	<p>平成29年度中に、指摘のあった廃棄物処理については対象クラブに指導を行うとともに、全クラブあて再度確認を行った。</p> <p>また、クラブに対する現地確認を定期的実施する体制を整備することにより、補助金の適正執行に係る確認手段の強化を図ることとした。</p>	措置済	子育て 支援課
105	162	指摘 事項	要綱の文 言	<p>大分市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条が、補助事業の目的を記載するところ、主語が「要綱」となっているためあいまいな表現になっている。必要に応じて改訂することが望ましい。</p>	<p>大分市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の第1条（目的）について、ご指摘のとおり平成29年度に改正した。</p>	措置済	保育・ 幼児教 育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
106	163	意見	補助金交付後の処理	<p>教育企画課が作成した幼稚園別の補助金額資料と、大分市私立学校補助金の実績報告書に添付されていた、幼稚園が作成した決算書の就園奨励費補助金額を照合したところ、金額の一致しない幼稚園が複数見られたが、この事象及びその原因を同課は認識していなかった。なお、担当課を通じて幼稚園に確認したところ、幼稚園の決算資料には、大分市外からの通学園児に対する市外の補助金額が発生しているため差が生じており問題はなかった。</p> <p>幼稚園就園奨励事業は、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減する事業である。したがって、幼稚園における補助金事務が適正に行われているかを判断する重要な項目として、市が決定した保育料等の減免額が、各幼稚園において正確かつ網羅的に反映されたかといったことがあげられる。</p> <p>今後は市の補助金交付額と幼稚園の決算書との照合を行うことを検討する必要がある。</p>	<p>市の補助金交付額と幼稚園の決算書との照合を行うことを検討した結果、現在減免確認書を保護者から提出してもらう方法により市が決定した保育料等の減免額が各幼稚園において正確かつ網羅的に反映されていることを確認できていることから、引き続き減免確認書での方法で確認を行うこととした。</p>	措置済	保育・幼児教育課
107	166	指摘事項	補助金の交付目的	<p>大分市私立学校補助金交付要綱に補助金の交付目的が記載されていないことから、当事業の補助対象者、補助対象経費、補助金額や交付・算定基準の妥当性が客観的に判断できない状況となっている。</p> <p>少なくとも、例えば就園する児童にとって充実した環境整備を図るとか安全な教育を行うためといった、私学教育振興を図る目的を掲げたうえで、事業を遂行する必要がある。</p>	<p>大分市私立学校補助金交付要綱の第1条（趣旨）について、ご指摘のとおり平成29年度に改正した。</p>	措置済	保育・幼児教育課
108	166	意見	運営費補助から事業費補助への見直し	<p>私立学校への補助金は県が運営費補助金を支出していることから、市としては、補助事業の用途を効率的かつ効果的に行えるよう、市の補助金を事業費補助に切り替えることも検討することが望ましい。</p> <p>現在は、補助金の交付申請や実績報告について園全体の予算、決算資料が提出されているのみで、補助金額の支出について個別に紐づいたものがない。例えば各園が個別の設備投資や研究などに対して支出目的を具体的に示したうえで、交付申請することにより補助金の効果がより明確になるものと思われる。</p>	<p>平成29年度から事業費補助に切り替え、交付申請の際に事業計画書を、実績報告の際に事業成果書をそれぞれ添付することで、その効果をより明確にすることとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
109	166	意見	交付申請書類	園から提出された消費収支予算書の予算額に、当補助金の金額が計上されていないにもかかわらず、そのまま交付申請を受理しているものが見受けられた。市としては予算書のすべてが妥当かどうかを判別することは難しいであろうが、少なくとも市が関与する収支科目に関する金額の妥当性はチェックする必要があるといえる。	大分市私立学校補助金の交付申請書類として提出を求めている消費収支予算書は、学校法人の事務簡素化のため県に提出した予算書でも可能としている。 しかしながら、学校法人が県に提出した予算書において、大分市からの補助金の予算額が計上されていない場合は大分市の様式である消費収支予算書を提出するよう学校法人に指導を行っていくこととした。	措置済	保育・ 幼児教育課
110	166	指摘事項	補助金の実績報告	補助金の交付目的が明確になっていないこともあり、補助事業の実績報告書が、園の決算書（消費収支決算書）を添付しているのみで形式的な報告となっており、補助金の効果が園から具体的には報告されていない。 公金を取り扱う立場として、担当者は園との間において、コストの切り詰め及び補助対象と対象外の区分に関する詰めを行うにあたり、いかに最小のコストで最大の効果を上げられるかということを常に考え臨むべきである。	平成29年度に大分市私立学校補助金交付要綱第1条（趣旨）の改正を行い補助事業の用途をさらに明確にするとともに、実績報告で補助金の効果等を確認することとした。	措置済	保育・ 幼児教育課
111	168	意見	補助対象者の要件	交付要綱によると、大分市私立幼稚園子育て支援保育利用者補助金の趣旨は、就労しながら子どもに幼稚園教育を受けさせたい保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、女性の社会進出の拡大により増加している保育所待機児童の減少を図るために行っているとしている。とすれば、補助対象者の要件としては、女性の就労支援等につながっているかどうかを制度的に担保するような措置を加える必要はないか検討することが望ましい。 現在は補助の対象が基本的に1日2時間以上かつ月16日以上利用した在園時の保護者に対して、共働きや女性の就労の有無にかかわらず、月4千円を上限に交付している。 補助金の効果が確実に得られるよう、例えば疾病や妊娠、災害など特別な配慮が必要な場合を除き、補助金申請時に就労証明書や求職活動を示す資料の提示を求めること等、補助金の要件について検討する余地があるといえる。	平成30年度より申請書に利用目的を記入する項目を設け、各施設に証明をもらう運用方法へ見直すこととした。	措置済	保育・ 幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
112	172	指摘事項	補助金の構成	<p>大分市青少年体育・文化振興費補助金は、11種類の補助金から構成されているが、1つの交付要綱で運用することは実態にそぐわない部分があることから、それぞれに適合した交付要綱に改正する必要があると思われる。</p> <p>複数の補助金を共通の要綱で運用することにより事務上の効率性が向上するケースもあると思われるが、今回の場合はそれぞれの補助金の補助対象等が異なっていることから、ルールを統一することはかえって事業の目的や評価があいまいになるおそれがあり、補助金の適切な執行に弊害が生じることになるといえる。各補助金の補助対象や目的等を考慮し、適合した要綱等を整備するよう見直しが必要である。</p>	<p>平成29年4月に補助金の目的、補助対象経費、補助対象者を考慮する中で、大分市立中学校体育・文化振興費補助金に名称を変更するとともに、趣旨や補助対象者の明確化、各補助対象に適應できる提出書類の見直しを行うなど、要綱の改正を行った。</p>	措置済	体育保健課
113	173	意見	保護者の立替え	<p>（全国中学校体育大会派遣事業費補助金）</p> <p>交付申請書や実績報告書、領収書を見ると、補助金の概算払いが行われる前に経費が支払われている取引がみられる。これについて教育委員会からは必要経費は体育文化振興費（PTAが管理しており、名称は学校により異なる）によって支払われているはずであるとの説明を受けたが、保護者による立替えは要綱等では特段禁止されていないことから、個人（教員や保護者）による立替えが生じてしまう余地がある。補助金は、部の代表者（学校長）に交付することとなっていることから、補助対象経費に関して、保護者が先に全額負担している場合においては、事後の補助金額が保護者に支払われているかどうか問題となる。保護者が立替えた交通費等の精算がもれなく行われたかどうかチェックする仕組みが明確文化されておらず、当補助事業に係る収支決算書を保護者が確認するかどうかについても特段の規定がないなど、補助金の精算についての客観的な信頼性が十分得られなかった。補助対象経費に関しては保護者の立替えを明確に禁止するか、立替えが生じた場合には、補助金の精算確認書を保護者から入手するといった仕組みを設けることを検討されたい。</p>	<p>各学校において、大会出場に必要な経費については、本市補助金に加え、自己負担金、PTA会員の積立金である体育文化振興費（PTAが管理しており、名称は学校により異なる）から支出しており、教員や保護者による立替えは生じていない。平成29年度からは、当該補助金の精算に係る客観的な収支状況が明確になるよう適正な補助金執行に努めるとともに、立替払いが生じる余地が無いように、申請後、市から速やかに補助金執行を行うよう、対応人員を増員し事務処理体制の充実を図った。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
114	173	意見	交付申請 の網羅性	<p>（大分市中学校部活動推進事業費補助金）</p> <p>補助金の交付申請時には事業計画と収支予算書が提出されることになっているが、平成27年度の関係簿冊を閲覧したところ、事業計画に活動の記載がある相撲部が、収支予算書では補助金の対象外となっている学校があった。関係書類には、所管課により事業計画における部活動と補助の対象となった部活動との照合がなされた証跡がなく、相撲部の補助金申請が漏れているのか、申請不要であり問題ないのかが客観的に確認できなかった。</p> <p>必要な交付申請が漏れなく行われているか、補助対象先の部活動がきちんと活動を行うのかを確かめるために事業計画と収支予算書を学校や所管課は照合する必要があり、少なくとも事業計画と収支予算書の双方に活動部数を記載して、両者を照合するとともにその証跡を残しておくことが望ましい。</p>	<p>事業計画に記載のある相撲部について、相撲部の申請が行われたものではなく、申請者の記載ミスであったため、平成29年度からは、事業計画と収支予算書の照合を確実にし、適正な補助金執行に努めることとした。</p>	措置済	体育保健課
115	174	指摘事項	実績報告 の適正性	<p>（大分市中学校部活動推進事業費補助金）</p> <p>大分市中学校部活動推進事業費補助金関係簿冊を閲覧したところ、実績報告が、補助金交付申請時の事業計画と同様のものを利用しており、活動の成果が全く記載されていない学校が多い。報告書の補助事業等の成果の記載欄には「別紙のとおり」と記載して、当初の交付申請書に添付された活動事業計画のタイトルを「実績」と変換して提出しているものと疑われるような事例が見受けられる。</p> <p>また、要綱については補助事業を完了したときは収支決算書のほか、大会の実績を記載した書類を提出することとされているが、後者の書類については提出された証跡がないなど補助金の規定に沿った運用がなされていないものが見受けられた（なお、これについて前述のとおり要綱の見直しが必要などところがある）。</p> <p>（大分県中学校体育大会派遣事業費補助金）</p> <p>補助事業者である各学校は、実績報告に際し大会の結果を提出していない。関係書類を閲覧したところ、スポーツ・健康教育課が学校の代わりに大分県中学校体育連盟からFAXにより県大会の結果を入手しているようであったが、交付要綱上の規定は補助事業者からの提出を求めており、各学校自ら大会結果や事業の成果を適切に検討することが必要である。</p>	<p>大分市中学校部活動推進事業費補助金の実績報告の記載内容について、平成29年度に補助金の交付要綱を改正し、大会出場結果等が明確になるよう様式を改め、活動の成果が分かるように対応した。</p> <p>大分県中学校体育大会派遣事業費補助金については、要綱上の規定どおり、補助事業者から大会結果の提出を求め、大会結果や事業の成果について適切に報告を受けることができるよう、通知文を発出するとともに、大会出場監督会議の場において周知するなど、徹底することとした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
116	174	指摘事項	実績報告の提出時期	<p>（九州、全国中学校体育大会派遣事業費補助金）</p> <p>内部通知文書によると、実績報告書及び決算書については大会終了後2週間以内にスポーツ・健康教育課まで提出するよう通知されているが、実際は1か月を超えて提出している学校が散見されることから、書類提出をタイムリーに行うよう改善する必要がある。スポーツ・健康教育課から学校に何度催促しても提出時期が改善されないようであれば、補助金の交付要綱に提出時期を明記し、補助金の一部取り消しや返還等を求めるといった強い対応を検討する余地があるといえる。</p>	<p>平成28年度から、実績報告書及び決算書の提出期日を設定し、期限を守るよう通知し、大会終了後直ちに関係書類を提出するよう、通知文を发出するとともに、大会出場監督会議の場において周知するなど、指導を徹底した。</p>	措置済	体育保健課
117	175	指摘事項	交付申請の提出書類もれ	<p>（九州中学校体育大会派遣事業費補助金）</p> <p>予選大会の実績を記載した書類を提出することとされているが、これを添付していない学校があった。補助金の支給対象であるかどうかを明確にするよう、予選大会の実績を記載した書類を提出すべきである。</p>	<p>平成29年度から、申請校に、予選大会の実績を記載した書類を提出するよう通知した。また、申請に係る説明資料に当該指摘事項について明記し、適正な補助金申請を行うことができるよう対応した。</p>	措置済	体育保健課
118	175	指摘事項	収支予算書の修正	<p>（大分市中学校体育連盟運営事業費補助金）</p> <p>交付申請に係る収支予算書において、収入合計が手書き修正されているが、個別の収入を合計した金額と合計欄の金額が不一致となっており、そのまま放置されている。予算額の誤りについては、補助対象者に正しい金額を記載した上で、再提出を依頼するといった対応が適切な処理であると思われる。提出書類の金額の内容についてのチェックも適切に行う必要がある。</p>	<p>平成29年度から、交付申請に係る収支予算書について個別の収入を合計した金額と合計額を照合し、誤りがあった場合は、速やかに補助対象者に再提出を求められることができるよう、複数人によるチェックを行うこととした。</p>	措置済	体育保健課
119	175	意見	決裁簿冊の件名の記載誤り	<p>（大分市中学校体育連盟運営事業費補助金）</p> <p>「大分市中学校体育連盟運営事業費補助金交付確定通知書」の件名で、回議、決裁されている資料において、補助事業の種類が異なる「九州中学校体育大会運営費補助金」の確定通知書が綴じられていた。回議資料の回覧やチェックを適切に行っているか、チェックが形式的になっていないかに留意するとともに、書類を完備するよう改善する必要がある。</p>	<p>平成29年度に、補助事業の種類が異なる文書が簿冊に綴じられることがないように、簿冊件名や文書の内容を照合し、適正な文書保管に努めるよう職員に周知徹底した。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
120	175	意見	再補助の 取扱い	<p>（大分市中学校文化連盟運営事業費補助金）</p> <p>本補助金は、市から大分市中学校文化連盟に補助金が交付され、大分県中学校文化連盟に再補助されている。</p> <p>このような、市から団体に補助金を支出し当該団体等から外部に再補助させるようなケースについては、補助金の執行は公正かつ効率的に行わなければならないとする補助金等交付規則の趣旨が潜脱されるおそれがある。例えば、再補助の規定に沿った使われ方がなされないことが考えられる。</p> <p>そこで、再補助については、直接補助に見直すことを検討し、不可能な場合については、再補助について市の補助基準を準用させ、チェック体制を明確にしてから事業を実施するよう改める必要がある。</p> <p>本補助金のような、人数に一定の単価を掛けて算定される補助金については、単価の算定方法によっては補助金の使途や根拠が不明確となりやすいことから、補助金の適正執行が行われているのかどうかを可能な限り確認する必要があるといえる。</p>	<p>市の補助金は、市の組織に交付されるべきものであるとの視点から現状の手続きとしている。再補助先の県中学校文化連盟については、県教育委員会の指導の下に運営しており、現在の一人当たりの単価の算出の際には予算状況や、活動状況について報告を受けており、適切な対応が行われている。なお、平成29年度から県の決算報告等については、確認資料として提出してもらうよう依頼することとした。</p>	措置済	学校教育課
121	177	意見	補助金の 目的	<p>大分市教育研究会補助金交付要領を閲覧したところ、補助金や事業の目的が記載されていないことから、補助対象団体、補助対象経費、補助金の額が妥当であるか客観的に判断しづらい状況となっている。当該交付要領に補助金の目的を明記することが望ましい。</p> <p>なお、補助金の交付申請書には、補助事業の目的及び内容として、『幼稚園・小学校・中学校ごとに教育課程に基づく実証的研究を累積して、その改善と発展を図り、大分市教育の充実に努める』と記載されている。補助金の目的は『実証的研究』を支援することであり、教育研究会に対する支援ではない。</p> <p>現在は、毎年1百万円程度の補助金が継続的に支出されているようであるが、その使途は、研究会の費用全般に及ぶものとなっており、運営費全般に対する補助的な性格を有している。この種の補助金は予算と異なる費目間の流用や、剰余金により消耗品を購入して残高を0にするといったインセンティブが働きやすいこと、支出額の妥当性が客観的に判断しづらい特徴がある。</p> <p>今後は、当補助金は原則として事業費補助とし、補助対象経費を研究費に限定する、あるいは、あくまで運営費補助を行うのであればその旨を明確化し、理由を文書で残すべきである。</p>	<p>大分市教育研究会では、小学校、中学校ごとに、市内全教職員が、各教科、領域による何れかの部会に所属し、主に年間3回の授業研究会とそれに向けた指導案審議を実施するなどし、実践的研究を推進している。平成29年度からは、要綱を見直すことにより、補助金の目的を示し、運営費補助を行う旨を明確にすることとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
122	177	意見	補助対象 団体の財 産状況	補助対象先の収支決算書を入手しているものの、内部留保を含む財産の状況、収支のうち公金で負担すべき内容等を吟味した証跡がなく、補助金額の算定根拠が客観的に明らかになっていない状況となっている。今後は、負担すべき金額を明らかにした上で、補助金の見直しを行う必要があるといえる。	補助対象先において内部留保している事実はなかったが、平成29年度からは、補助金交付要綱の交付目的等が明確となるよう見直しを行うとともに、予算編成、執行、決算等について、疑義が生じるものについては事前協議をするなど、適宜指導、助言を行い、適正な補助に努めることとした。	措置済	学校教育課
123	178	指摘事項	実績報告書 に対する検討	実績報告書における収支決算書に記載されている予算額の合計額に誤りがあり、実績報告書に対する検討が十分に行われていたとは判断できない。 実績報告書及び添付書類について十分にチェックするとともに、今後は、定期的に取り引に係る証憑類や帳簿類の閲覧を行い、補助金が適正かつ効率的に使われているかどうかをチェックする必要があるといえる。	預金利息について、誤って予算額に決算額を計上していたことから、その誤りについては訂正をしてもらった。平成29年度からは、提出された書類を十分にチェックし、内容について精査するとともに、収支決算書を領収書等と照合することとした。	措置済	学校教育課
124	179	意見	実績報告 の検討	実績報告に関して提出される補助事業に係る収支決算書は予算額と決算額が並列に記載されることになっているが、予算額では消耗品費に計上されている取引が、決算額では消耗品費ではなく印刷製本費に計上され、予算額と決算額が異なる科目で処理されているものであった。決算書が適切な処理であれば、予算書の提出時点でチェックし修正を促すべきであり、決算書が誤っていたのであれば、補助事業に係る収支予算書あるいは研究会全体の収支決算書と比較したり、予算額と決算額との差異について、研究会に聞き取りを行ったりして修正を促すべきであったものと思われる。科目の入り繰り等はそれ自体重要性のある不備ではないと考えられるが、当補助金の事業者は、市の小学校及び中学校の教員で構成された団体のみとなっていることから、市民に疑念を持たれることのないよう、事務処理を適正に行うことが求められると言える。今後は、収支予算書や決算書の作成及び書類のチェックを慎重、丁寧に行っていくよう改善すべきである。	支出したものについて、消耗品費と印刷製本費の仕分けが間違っていたことから、その誤りについては訂正をしてもらった。大分市生徒指導研究会補助金は平成28年度で廃止したが、平成29年度からは、同様の補助金を交付する場合にあっては、提出された書類を十分にチェックし、内容について精査するとともに、収支決算書を領収書等と照合することとした。	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
125	180	意見	補助金の 見直し	<p>大分市生徒指導研究会の決算書を閲覧したが、補助金額及び収入・支出規模が比較的少額であり、過去3年の補助金額の推移からも、補助金による効果が高く期待されている事業とまでは判断できない。</p> <p>同研究会は、会の構成要員が教員のみであること、役員会や夏季の研修会の開催が平日に行われていることに鑑みると、研究会における構成員活動も、教員としての通常業務（公的業務）の一環であるとの見方ができる。とすれば、教育委員会（市）と区分して研究会を設置して補助金を交付するといった方法ではなく、事業を直接執行すれば、補助金としての事業の進め方ではなくても事業の目的は達成しうるものと思われる。</p> <p>補助金による実施の場合、研究会の機動的な意思決定に沿って資金が活用しやすいというメリットはある。しかし、補助金の用途は、研究会の報償費、消耗品費、印刷製本費及び通信運搬費とかなり広い範囲に認められており、運営費補助的な性格を有している。予算と異なる費目間の流用や、剰余金により消耗品を購入して残高を0にするといったインセンティブが働きやすいこと、支出額の妥当性が客観的に判断しづらいといった問題もある。</p> <p>今後、直接予算執行するような形に補助金を見直すか、あるいは補助金を原則として事業費補助とし、補助対象経費を研究費に限定する、あるいは、あくまで運営費補助を行うのであればその旨を明確化し、理由を文書で残すなどして、可能な限り効果的かつ効率的な事業を実施できるよう工夫する余地がある。</p>	<p>生徒指導研究会は、市内の小学校、中学校及び義務教育学校の教員で構成しており、生徒指導に関する実践上の諸問題について研究し、一人一人の児童生徒の能力・適性を生かし、自己実現を目指す生徒指導の充実・深化を図ることなどを目的としている。</p> <p>本市教育委員会としては、生徒指導の充実・深化を図るうえから、これまで本研究会から指導主事等の招聘依頼を受け、講演や指導助言を行うとともに、一部事業費の補助を行ってきた。</p> <p>平成29年度からは、指導主事を派遣しての指導助言は行うが、補助金は廃止することとした。</p> <p>なお、生徒指導の充実・深化は重要であることから、今後とも本研究会との連携を密にするとともに、教育委員会が主催する生徒指導連絡会や各種研修において、情報共有や指導力の向上に努めることとした。</p>	措置済	学校教育課
126	184	意見	廃園に伴う 支援について	<p>廃園に伴う支援の補助金は、小中学校で発生した1人当たりの補助金と比較すると約4倍となっており高額である。</p> <p>小学校の補助金は遠距離通学支援と廃校に伴う支援を合わせ1人当たり平均111千円、中学校の平均補助額は1人当たり87千円となっているが、幼稚園1人当たりの補助額は441千円となっている。園児の場合は、付き添いの同伴者が必要な場合もあり小中学校と比較すると高くなることは理解できるが、保護者の協力を仰いで交代で送迎するなど、もう少しローコストの運用を検討する必要がある。</p>	<p>野津原幼稚園への通園補完については、平成30年度実施予定の野津原中学校区の3小学校の統合に伴う通学支援との一体的な運用に向けた基本方針を平成29年度に新たに定めたところである。今後とも引き続きローコストの運用に努めていくこととした。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
127	193	指摘事項	寄附受入れした物品の備品台帳への登載漏れ	<p>寄附受入書と備品台帳の突合を行った結果、以下のような事項が検出された。</p> <p>①テント、看板、冷蔵庫、エアコン等について備品台帳への登載が漏れていた。また、肘なしチェア、丸スツール等は登載されているが、現物と台帳にずれが生じていた。また、折りたたみ椅子は登載されているが、記載方法に誤りが見られた。</p> <p>②備品台帳上の取得区分で、本来は教育委員会からの配布備品となる場合、寄附備品扱いになっているものが多数存在していた。台帳への入力も学校現場で行われており、入力画面上で最初から寄附の箇所印がついていることが原因ということであった。</p> <p>③備品台帳上の取得区分の登録方法が学校によってまちまちとなっている。基本的には「移入」が購入物品、「その他」が配布物品として登録されているようではあるが、学校によっては必ずしもそのような扱いになっていない。</p> <p>①については、折りたたみ椅子の備品台帳への登載は1件1行となっている（大分市立学校物品取扱基準第13条第1項第1号）ことを、また②、③については、取得区分の正確な登録を再度学校現場へ徹底されたい。</p> <p>また、②のように学校現場において担当者が入力した結果を誰もチェックせず、本庁でもチェックが行われていないため、誤りに気づくことなく放置されている状況が見受けられる。担当者が入力した結果を学校現場の管理者又は本庁でチェックする仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>平成29年度から、寄附物品については、学校が夏季休暇中等に備品調査を行う際に、寄附申込書と現物、備品台帳を突合させることとした。</p> <p>また、学校施設課においては、寄附受入書（写）及び受入報告を一覧表にし、年度末に各校の備品台帳と突合させることで、二重にチェックを行うこととした。</p> <p>備品等の適正な取扱いについては、年度始め及び年度末の通知文や校長会、計画訪問、研修等の機会を通じて周知に努めるとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課
128	194	指摘事項	配布物品の備品台帳への登載漏れ	<p>備品台帳と物品配布通知書の突合を行った結果、物品配布通知書上では明らかに備品となるべきものが備品台帳に登載されていないケースが散見された。</p> <p>特に、平成28年3月31日付けで配布されている物品については、台帳に登載している学校と登載していない学校があり、学校によって取り扱いがまちまちとなっている。</p> <p>原則としては、3月31日付けで配布されたのであれば同日付けで備品台帳に登載する必要があることから、学校現場への指導を徹底されたい。</p>	<p>平成29年度より、学校施設課から配布を行った物品を一覧表に記載して、年度末に各校の備品台帳と突合させることとした。</p> <p>また、備品等の適正な取扱いについては、年度始め及び年度末の通知文や校長会、計画訪問、研修等の機会を通じて周知に努めるとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
129	194	意見	高額重要 物品の取 扱いにつ いて	<p>重要備品現在高報告書を閲覧すると、LL装置（1校当たりの取得価額は4百万円前後）については、動作不良でほとんど使用していない（または使用していない）という記載が散見された（中学校3校）。</p> <p>老朽化や機能的に陳腐化しているためと思われるが、このように使用頻度が低くなった高額重要備品については、有効利用や経済性・効率性及び教育上の観点から、今後も利用が必要か否かを検討し、必要があれば予算を確保した上で適切な修繕を行い使用するか、場合によっては廃棄するかの検討を行うべきと考える。</p>	<p>LL装置は教育課程で使用していないため、平成29年度に備品登録や高額重要備品登録上は廃棄処理するよう周知し、機器の撤去は改修時に行うこととした。</p> <p>遊休備品や利用頻度の低い備品については、調査を行い、不用品は廃棄することとしているが、高額重要物品についても同様の取扱いとした。</p>	措置済	学校施設課
130	194	意見	遊休物品 の廃棄の 検討につ いて	<p>遊休物品を調査しそれを有効利用するための仕組みは整備されているものの、実際に遊休物品一覧表をもとに管理換が行われた例は少ない。平成27年度では66品目中1品目（芝刈機を小学校から中学校へ管理換）しか確認できなかった。</p> <p>また、遊休物品の内容を見てみると、ビデオテープレコーダー、ビデオデッキ、ワープロといった機能的に陳腐化しているものも見受けられる。このような物品は、管理換等での有効利用は期待できないため、廃棄の検討を促していくなどの指導も必要があると考え。</p>	<p>遊休物品の調査結果を各校へ周知しているが、配布依頼があったものは遊休物品がないかを確認した後、各校で購入することを徹底する。</p> <p>長期間使用していない機器等で、機能的に陳腐化しており他校への転用も期待できない場合は廃棄する。</p> <p>平成29年度からは、備品調査に係るマニュアルを作成し、学校に周知するとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課
131	195	意見	使用頻度 の低い備 品につい て	<p>遊休物品の調査は年に一回実施されリストアップが行われているが、実際に学校現場に往査を行い備品の状況を視察した印象とリストアップされてくる品目数との間には差異があった。おそらく、利用頻度は著しく低いと年に数回は必ず使用するから等の理由で、現場担当者の判断で遊休物品から除かれているような教育用備品が多数存在するのではないかと推察される。</p> <p>利用頻度が低い備品の中には、場合によっては互いに融通しあうことで近隣の複数の学校で利用できるようなものもあるのではないかと考えられる。そのような備品がどれくらい存在するかが判明すれば、備品の集約に繋がり、ひいてはコスト削減に繋がるのではないかと考えられる。</p> <p>以上のような点に鑑みれば、遊休物品にはならないにしても利用頻度が著しく低い備品がどれくらい存在するのか、という点につき調査を行うことは意義があると考えられるため、検討されたい。</p>	<p>遊休物品の調査の際に、利用頻度が低い物品についても調査の対象とすることとした。</p> <p>また、平成29年度からは、備品調査に係るマニュアルを作成し、学校に周知するとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
132	195	指摘事項	備品台帳と現物との不突合・備品台帳への記載漏れ、修正漏れ等	<p>以下のように、備品台帳と現物との不突合・備品台帳への記載漏れ、修正漏れと思われる事例があった。</p> <p>①備品台帳に記載されていないパソコンや送風機などが存在した。備品台帳への記載漏れか、廃棄業者への廃棄もれと考えられる。</p> <p>②備品台帳の所在場所の記入誤りが見受けられた。例えば、冷蔵庫はランチルームではなく給食保管室に置かれていることから、給食保管室と記載する必要がある。</p> <p>③解剖顕微鏡や電源装置について、備品台帳に記載されていないものが見受けられた。</p> <p>④体育館の更衣室内を視察したところ、テレビやビデオなど備品シールが貼られておらず、かつ備品台帳に記載されていない資産が見受けられた。</p> <p>⑤体育館の更衣室内を視察したところ、昭和58年3月に取得されたと思われる跳び箱が備品台帳に記載されていなかった。</p> <p>⑥跳び箱は、備品台帳（8個）と現物の数量（9個）が異なっていた。</p> <p>⑦備品台帳には卓球一式が1つとの記載があるが、卓球台は2台あった。同じ番号の備品シールがついていたが、2台で一式であるのであれば、そのことを示すシールが付されていないければ、1台紛失しても現物チェックの際に気づかない可能性がある。</p> <p>⑧年に1度備品の棚卸確認を教員2名で行っているが、管理者の承認証跡が見られなかった。不明備品はなく、口頭で報告しているとのことであるが、管理者の確認を証跡として残すべきである。</p>	備品に係る調査方法について、平成29年度にマニュアルを作成した上で学校に周知するとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
133	196	指摘事項	備品整理票（備品シール）の貼付もれ等	<p>以下のように、備品整理票（備品シール）の貼付漏れ等と思われる事例があった。</p> <p>①太陽高度測定器、電源装置に備品シールが貼付されていないものが見受けられた。</p> <p>②踏切板等の体育館備品について、備品シールが貼付されていないものが見受けられた。</p> <p>③数個のセットで一つの備品となるもの（技巧台のような遊具等）について、調べなければ部品の総数がわからない状態であった。備品シールは1部に貼付し、他の部品には取得日を記入して市費取得と分かるようにしていたが、連番をつけるなどして総数の管理が容易にできるようにされるのが望ましい。</p> <p>④顕微鏡等本体に収納ケースが付属している備品については、本体と収納ケースが別々の場所にあることが多いため、備品シールを収納ケースではなく本体に貼付しなければ備品の特定が困難になる場合がある。</p> <p>⑤サンプルを抽出し備品台帳と備品の現物照合を行った結果、備品シールの貼付がないもの（音楽室教材CD）や備品シールが旧様式であり備品番号が付されていないもの（社会科教材日本遺物模型）等があったため、備品シールの整備を行うべきである。</p> <p>⑥平成27年1月に取得したプリメインアンプの備品シールが誤って違うものに貼付されていた。購入時に誤ったとしても、前回の棚卸時点に気付いて修正すべき内容であった。</p> <p>⑦平成28年2月に購入されていた座卓と玉入れ籠に備品シールが貼付されていなかった。</p> <p>備品シールについては、年1回の備品調査時に貼付の有無を同時に確認しているが、それにもかかわらず上記のような事例が検出されたことを考慮すれば、使用状況により剥がれやすい備品もあると思われる。従って、特定の備品については剥がれにくい備品シールを使用する等の工夫も必要と考えられる。</p>	平成29年度に備品調査に係るマニュアルを作成し、学校に周知するとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
134	197	指摘事項	不用品・不良品等の廃棄手続漏れ	<p>以下のように、不用品・不良品等の廃棄手続漏れと思われる事例があった。</p> <p>①資料室に使用見込みがないライト等の備品が保管されており、廃棄申請を行い廃棄処理する必要がある。</p> <p>②体育館に不良品と書かれた紙を貼付しているパイプ椅子が保管されたままになっている。使用不可であれば廃棄することが望ましい。</p> <p>③不要なアンプや、パソコン、テレビやプリンタなどが保管されている。廃棄処分申請を行う必要がある。</p> <p>④製本機（紙折り機）1台が遊休備品として使用されていないとのことであった。職員2名は前年度に配置されており、業務引継等を考慮すれば遊休備品については一覧にしておくなど、一定の管理が必要と思われる。</p> <p>⑤備品の廃棄処分は、毎年備品調査の後まとめて行われており、原則として廃棄漏れがないような手続が採られているが、前年度以前からハンドボールのゴールポスト（2個一組で1個が破損）については、まだ使用するかもしれないとして廃棄対象から除かれていた。実際には使用されていないため、速やかに廃棄を検討すべきである。</p> <p>⑥使用できるが機能的に陳腐化しているような備品については、現物調査時に使用見込みを検討したうえで処分を検討すべきである。</p> <p>⑦平成25年度にCDプレーヤー（取得価額164,800円）が廃棄されていたが、その際に廃棄申請が行われておらず、備品台帳に登載されたままとなっていた。</p> <p>⑧天体望遠鏡はスタンドしか残っておらず使用できないと思われるため、確認のうえ廃棄する必要がある。</p> <p>廃棄処分申請については、実務上は年1回の備品調査の後、1年分をまとめて行っている。しかし、年1回の廃棄処分申請では失念や担当者の異動等で漏れてしまう危険性が高いため、使用できなくなった時点もしくは使用見込みがなくなった時点で、その都度速やかに廃棄処分申請を行うよう手続の変更を検討すべきと考える。</p>	<p>長期間使用していない機器等で、機能的に陳腐化しており他校への転用も期待できない場合は廃棄することとした。</p> <p>また、平成29年度に備品調査に係るマニュアルを作成し、学校に周知するとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
135	198	指摘事項	寄附受入れの漏れ等	<p>以下のように、寄附受入れ物品の備品台帳への登載漏れと思われる事例があった。</p> <p>①寄附された合唱に使用する立奏台については、寄附受入れの手続が漏れていたため速やかに手続を行い学校備品として管理すべきである。</p> <p>②ベルマーク収集によりPTAから一輪車台が寄附されていたが、寄附申込書がないまま受入れが行われていた。</p> <p>③昨年解散した地元のスイミングクラブが所有していたタイマーを更衣室内に保管しているが、寄附受け入れ及び備品台帳への登載が行われていなかった。</p> <p>寄附受入れ後の備品の維持管理は、学校が市の予算で行うことになるため、維持管理に負担を伴うものや危険なもの等については、受入れするかどうかを慎重に検討しなければならない。</p> <p>受入れ自体の失念は言語道断であるが、受入れするかどうか判断に迷うようなものは、学校施設課と協議するよう再度手続の周知を検討されたい。</p>	<p>平成29年度から、寄附物品については、学校が夏季休暇中等に備品調査を行う際に、寄附申込書と現物、備品台帳を突合せすることとした。</p> <p>また、学校施設課においては、寄附受入書（写）及び受入報告を一覧表にし、年度末に各校の備品台帳と突合せすることで、二重にチェックを行うこととした。</p> <p>備品等の適正な取り扱いについては、年度始め及び年度末の通知文や校長会、計画訪問、研修等の機会を通じて周知に努めるとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
136	199	指摘事項	実験用薬品の管理の不備	<p>以下のように、実験用薬品の管理の不備と思われる事例があった。</p> <p>①平成27年度の薬品使用簿について、使用者及び管理責任者の押印が全くない薬品が見受けられた。</p> <p>②4年以上払い出しのない薬品（亜鉛、でんぷん、硫酸カリウムアルミニウム）が見受けられた。使用見込みのないものは、教育委員会に回収を依頼するといった対応が必要である。</p> <p>③理科室に保管されている毒劇物は、鍵のかかる棚に保管されていたが、保管されている硫酸等については数年間実験に使用されていなかった。使用見込みを勘案し必要に応じて処分を検討すべきである。</p> <p>④薬品使用簿の当年度の記入がなされていなかった。前年度は同時期に払出をした薬品があったことを踏まえると、当期は受払時に記入が行われていないと考えられるため、払い出しの都度記入するように努めるべきである。</p> <p>⑤薬品使用簿について、管理責任者の押印がないものが見受けられる。また、校長ではなく教頭が押印していた。物品の管理責任者は学校長となっており、取扱基準に従えば学校長がチェックし押印する必要がある。</p> <p>⑥薬品使用簿については、学校教育課が「毒物及び劇物並びに危険物等の適正な管理の徹底について（教委教第111号）」で様式を定めているが、学校は所定の様式を使用しておらず、自校独自の様式を使用していた。この使用簿には管理者の押印欄がなく、学校長が使用簿を閲覧した形跡がなかった。また、薬品使用簿は鉛筆で記載されていたが、改ざん防止のためボールペンなどでの記載が望ましいといえる。</p> <p>⑦産業廃棄物管理票（マニフェスト）の5年間保存義務が守られていない（中学校2校、小学校4校、幼稚園1園～事前アンケートより判明）。</p> <p>実験用薬品には毒劇物も含まれるため、万が一紛失や盗難等が発生した場合厳しく管理責任が問われることになる。従って、学習内容の変更等により長期間使用していない薬品や使用見込みのない薬品については、一定の基準を設けて処分を行い紛失や盗難のリスクの低減が図られるべきと考える。今一度処分のタイミングを検討されたい。</p> <p>また、物品管理者である学校長は、学校に属する物品について適正かつ効率的に管理しなければならない（大分市立学校物品取扱基準第9条）ことから、薬品使用簿の査閲を行い、その証跡を残すべきであると考え。この点についても周知をされたい。</p> <p>なお、平成27年度の定期（学校）監査においても指摘を受けている事項であり、速やかな改善が行われていないことは危機意識の欠如と言わざるをえない。</p>	<p>これまで、毒物及び劇物等の管理については、毒物及び劇物取締法第11条及び第12条に基づき、その適正な管理の在り方を各学校に文書で示すとともに、主任会等での指導に加え、定期（学校）監査後においても指導してきたところであるが、指導内容が十分に行き渡っていなかったことから、平成29年度からは、一層、適切に管理できるよう、校長会等において指導を徹底するとともに、その状況について学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
137	200	意見	消耗品の管理について	金額基準で備品には該当しないが、ガスボンベ等紛失や事故が生じた場合管理責任が問われる危険性が高い消耗品については、受払簿を作成したうえで管理することが望ましい。	平成29年度から、事故が生じた場合に管理責任が問われる危険性が高い消耗品について、管理場所を確認するとともに、受払簿で個数の管理を行うこととした。 また、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。	措置済	学校施設課
138	200	指摘事項	鍵の管理について	<p>鍵の取扱いについて以下のような事項があった。</p> <p>①キャビネット内にスペアキーが保管されているが、1本のもの複数ある（3本）ものがあり、現在何本あるかの把握がなされていなかった。複数あるカギについては紛失しても分からない状態にあり、管理簿を作成したうえで管理すべきである。</p> <p>②校長室にある重要書類は鍵付きのロッカーに保管されていたものの、鍵が同室の鍵のない棚に保管されていたため、保管方法としては十分ではなかった。</p> <p>③校長室の金庫の中の引出しの鍵を紛失しており、金庫の引出しを開けることができなかった。</p> <p>④監査時に、1週間ほど前に体育館の貸出しを行った団体から鍵の返却が行われていない状況が見られた。貸出し団体への確認の結果、返却忘れであったことが分かったが、防犯上の観点からも適時に返却状況の確認をすべきであった。</p> <p>鍵は悪意のある人物の手に渡るおそれがあり、重要書類の紛失、盗難、それによる意図せぬ情報漏洩につながる危険性があることを意識した管理を徹底されたい。</p>	重要書類の入っている書棚及び金庫の鍵については、適正な管理を周知し徹底させることとした。 また、平成29年度から、体育館や武道場の鍵の個数及び現物が手元にあるかを確認し、団体に預けたままになっていないか、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。	措置済	学校施設課
139	201	指摘事項	切手等の貯蔵品の管理について	<p>切手在庫の現物照合を行ったところ、120円切手について帳簿上の在庫と不一致が生じていた（帳簿上の在庫116枚に対して実在庫は122枚）。担当者間の事務引継ぎが不十分であったかもしれないということなので、速やかに前任者に確認を取り差異の内容を調査したうえで帳簿上の在庫を修正すべきである。</p> <p>切手、印紙、はがき等は比較的容易に換金できるため現金同等物と言われ、現金と同様の管理が求められるので留意されたい。</p>	平成29年度から、切手の使用簿を使用前と使用後に必ず突合せさせるよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
140	201	指摘事項	学校備品の貸出しについて	<p>音楽室備品の立奏台については、貸出しで校外に持ち出されていたにも拘らず物品借用申請書が作成されていなかった。全国中学校総合文化祭の関係で緊急に持ち出したという経緯があるものの、万が一学校備品を使用中に事故が発生した場合等の責任の所在を明らかにするため、原則どおり物品借用申請書を作成すべきであったと考える。</p> <p>一方で、取扱基準第12条によれば、物品を貸付けようとするときは、物品貸付簿に所定事項を記載することになっている。往査した小中学校では物品貸付簿は作成されておらず、上記のような物品借用申請書を作成することで代用されていた。</p> <p>物品借用申請書が作成されるに至った経緯は明らかではないが、基準と異なる運用が行われているため、取扱基準に則った運用に改めるよう指導するか、現状に合う方法に取扱基準を改めるか、実態を把握されたうえで検討されたい。</p>	<p>平成29年度から、遊休備品の有効活用の観点から、備品の貸出については積極的に推進するとともに、貸出に当たっては、大分市立学校物品取扱基準に規定された物品貸付簿の作成を行うよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課
141	202	意見	備品の所在場所の変更について	<p>学校現場において、以下のように備品の所在場所が適切に備品台帳に反映されていないと思われる事例があった。</p> <p>①小中一貫校であり校舎が西校舎と東校舎に分かれていることより、備品の移動が生じると所在を確認することが困難になることが想定される。現に所在不明な長机が存在していることや備品台帳と相違する場所に物干し等が存在していた。</p> <p>②備品台帳に記載されている場所ではない場所に保管されている備品があった。</p> <p>上記のような事例を考慮すれば、例えば物品移動報告書等の名称で書式を整え、所在場所の変更等も備品台帳に速やかに反映されるような仕組みを検討すべきと考える。</p>	<p>備品の所在については、夏季休暇中等のチェック時に台帳と現品を突合せることにより、適切な管理を行うことを徹底する。</p> <p>さらに、平成29年度からは、備品調査に係るマニュアルを作成し、学校に周知するとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
142	203	意見	備品調査の実施方法について	<p>大分市立の学校園では、先に述べたように毎年夏休みを利用して備品調査を実施しているが、そのやり方は学校現場に委ねられているため実施方法にも差異が見られた。</p> <p>例えば、備品リストを各担当教員に配布してそれぞれ調査してもらいそれを回収している学校もあれば、事務職員がほとんど一人で調査している学校もあった。また、調査結果の記入方法も実施者毎にまちまちであり、実物がある備品に丸をしている担当者もいれば、現物がない備品にだけ丸をしている担当者もいた。備品の状態に簡単なコメントを付している担当者もいれば、チェック証跡すらなく一見しただけでは調査したのかどうかさえもわからないものもあった。また、遊休の定義にしても明確な数値上の基準があるわけではないので、担当者の判断にばらつきが生じていることも推察される。</p> <p>以上のように、調査方法に差異があれば調査結果の精度に影響が生じ、結果的に備品台帳の信頼性に影響を与えることとなるため、備品調査要領等を作成したうえで統一した実施方法を定めておくことが望ましいと考える。</p>	<p>平成29年度からは、備品調査に係るマニュアルを作成し、台帳と現物及び備品シールの突合の方法や記録、報告の方法を定め、学校に周知するとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課
143	219	意見	余裕教室の利用頻度の把握	<p>平成27年度の大分市立小中学校の余裕教室の利用状況を見た場合、実学級数と保有教室数との差にあたる教室数168室のうち、158室は利用されていた。主な利用方法としては、少人数教室、通級学級、集会室等の当該学校施設としての利用に加え、児童育成クラブ等の学校施設外への転用も見受けられた。</p> <p>また、未使用教室は小学校で10室存在していたが、監査時点ではいずれの小学校でも少人数教室や集会室として利用されており、用途が定まっていない未使用教室はなかった。</p> <p>その一方で、他の自治体の監査委員監査報告等によれば、集会室、多目的教室等と名目的にはなっているものの、利用頻度が低く実質的には有効利用されていない教室も見受けられるという報告もある。故に、現状大分市では利用頻度の調査は実施されていないが、実質的な有効利用が図られているかという点を考慮すれば、利用頻度をモニタリングするという視点も今後は必要になると考える。</p>	<p>平成29年度から、多目的教室等の1週間当たりの利用時間について、現場確認を行い、有効活用が図られるよう必要に応じて指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
144	219	指摘 事項	学校施設 使用状況 報告書の 記載	<p>①平成27年度の学校施設使用状況報告書を閲覧した結果、手続上のミス（勘違い）や記載上のミス（事実と異なる記載）が見受けられた。</p> <p>②サンプルを抽出し、学校施設使用状況報告書を閲覧して施設利用許可申請書が提出されているか確認した結果、1先だけ施設利用許可申請書の提出がない先があった。</p> <p>③サンプルを抽出し、施設利用許可申請書を閲覧して学校施設使用状況報告書に記載されているか確認した結果、施設利用許可申請書はあるものの学校施設使用状況報告書に記載がないものが見受けられた。</p> <p>学校施設使用状況報告書の本庁への提出は、現状の運用では任意となっており全く提出していない学校も見受けられる。</p> <p>しかし、本庁として学校施設の利用状況を把握することは、学校現場へ適切な指導を行ううえで必要不可欠であると考えられる。学校施設使用状況報告書の提出を義務化し、本庁はそれによりモニタリングを行い、必要に応じて学校現場へ指導を行う体制を整えることを検討されたい。</p>	<p>学校施設使用許可については、学校施設管理規則に基づいた手続を「学校運営の手引き」内に参考資料として掲載しており、年度始め及び年度末の通知文や校長会、計画訪問、研修等の機会を通じて周知に努めている。</p> <p>平成29年度からは、学校施設使用許可に係る手続きが適正に行われるよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p> <p>また、学校施設使用状況報告書は提出するよう各校へ指導しており、学校施設課において活用し、必要に応じて指導することとした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
145	221	指摘事項	学校現場における施設管理	<p>学校現場に往査を行った結果、以下のような事項が検出された。必要な手続の確認と徹底を再度行う必要がある。</p> <p>①学校外部者の設備の保管について 3階資料室で自治会の放送用設備（一定の時間にチャイムが鳴る）を置いていたが、学外の設備を学校で保管する手続を行った資料がなかったことから、その適切性について判断できなかった。</p> <p>②学校施設使用許可申請書の許可 学校施設使用許可申請書及び学校施設使用許可証において、月をまたいで発行しているものがあった。学校施設使用許可申請書は、毎月ごとに提出、許可することになっているため、原則的な運用に改めるべきである。</p> <p>③遊具の設置について 「アドベンチャーハウス」（木製）が校庭端に設置されていた。以前の校長による手作り遊具とのことであったが、簡易建物の設置の許可または寄附受け承認等の手続が行われているのか分からなかった。設置の経緯を再度確認し、必要な手続が漏れていないか検討を行う必要がある。学校が市の予算で設置した遊具については、年に一度業者による点検を実施しているが、上記のような遊具については点検対象になっていない。しかし、どのような経緯で設置されたかにかかわらず、学校の遊具で事故が生じた場合、学校の管理責任が問われることとなるため、業者の点検対象に含めるか、あるいは別の手段で定期的な点検が行われるようにすべきと考える。</p> <p>また、最近では、体育の授業中に小学生男児がハンドボール用のゴールポストにぶら下がっていたところ、それが倒れ挟まれて死亡するという痛ましい事故も発生している。遊具や体育用備品が本来予定されていない使用法で 사용되는ことはよくあることなので、そのような場合でも重大事故に結びつかないような安全管理上の配慮がなされているか、今一度点検する必要があると考える。</p> <p>④学校施設使用許可申請書 教頭が施設利用の受付・管理を行っているが、当年度において申請書に学校長印はなく、全ての施設利用について実質学校長の決裁が無いまま許可書が作成・交付されていた。原則どおり学校長の決裁を受けるように改めるべきである。</p> <p>⑤施設台帳と現物との照合について 施設台帳に登載されている掲示黒板（野外）については現物がないことが判明している。担当者交代を機に現物照合を行った結果判明しているが、不定期ではなく定期的に施設台帳と照合することを検討すべきである。</p> <p>⑥学校施設使用許可申請書の決裁 学校施設使用許可申請書のすべてに決裁印が押されていないものや、許可証Noが記載されていないものが散見されたため、再度ルールの徹底を行う必要がある。</p>	<p>①③について、平成29年度から、過去の経過から他団体等が設置した施設に関しては、使用許可の手続きを徹底するとともに、申請者が適正に管理を行うよう、許可更新時に周知することとした。</p> <p>また、学校が設置した遊具以外の遊具についても、業者や学校の点検の対象とし、不適正なものは撤去を求めるなど安全管理に努めることとした。</p> <p>②④⑥の学校施設使用許可については、学校施設管理規則に基づいた手続きを「学校運営の手引き」内に参考資料として掲載しており、年度始め及び年度末の通知文や校長会、計画訪問、研修等の機会を通じて周知に努めている。</p> <p>今後は、学校施設使用許可に係る手続きが適正に行われるよう、学校管理支援チームにより現場確認を行い、必要に応じて指導を行うこととした。</p> <p>⑤については、毎年、学校へ施設台帳を送付した際に、施設台帳と現物を照合し、相違がある場合は報告するよう改めることとした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
146	230	指摘事項	図書館運営に係る全体ルールの整備と運用	<p>全小中学校に事前に実施したアンケートでは、蔵書点検は全ての学校で年に1度行われており、蔵書点検時は図書に貼られたバーコードを読み取ることにより現物を確認し、図書管理システム内の蔵書データ(図書原簿)との消し込みが行われている。蔵書点検は主に夏休みなどの時期に行われるが、時期や方法は決まっておらず、教育委員会への不明図書等の結果報告は特に行われていない。</p> <p><往査による検出事項></p> <p>蔵書点検時の不明図書(図書管理システムのデータ上は図書が存在するはずだが、蔵書点検で確認できなかったもの)についての処理方法の規程がない為、対応は各学校の担当者判断に任されており、学校によっては3年間所在不明の図書については除籍処理(図書管理システム上の図書原簿から除く処理)を行うとしている学校もあれば、5年間以上所在不明のまま不明図書として放置されている学校もあった。</p> <p>また、学校への往査時に不明図書の有無について確認を行ったところ、平成28年2月の蔵書点検時に不明図書が891冊発生しており、往査時現在も同様の状態である中学校があった。このうち838冊は平成27年3月に「学校図書館図書廃棄本調査票」により廃棄申請のあった不要図書及び長期間不明図書と思われるが、不要図書については既に廃棄が行われているものの「不要物品処分調査」及び廃棄処分した図書一覧は教育委員会(教育長)へ提出されないままとなっていた。また、廃棄した図書について図書管理システムからの除籍処理を行っていないため、蔵書点検では廃棄処分したものも含めて不明図書となっていた。担当者・責任者が廃棄について十分な引き継ぎ及び処理を行っていないまま交代しており、長期間「不要物品処分調査」の未提出、不明図書の放置、廃棄図書の除籍漏れとなっているなど、管理・処理が全くできていない状態となっていた。</p> <p>まず不明図書や図書の除籍に関する学校図書館運営に係る全体ルールがない為、不明図書に対する処理の方法が学校により様々であり、不明図書が発生したまま処理を行っていない学校がある。不明図書や図書の除籍についての統一したルールを決める必要があり、教育委員会としても蔵書数の増減把握だけでなく、各学校の不明図書数等の蔵書点検の結果について把握を行っていれば、より迅速な対応ができたはずである。また、学校側でも必要な情報は正しく引き継ぎを行い、適時に処理を行う必要がある。</p>	各学校では、蔵書点検等により蔵書管理に努めているところであるが、点検により明らかになった不明本の処理の仕方は学校により様々であった。そのため、各学校において、児童生徒に学校図書館の蔵書の適切な取扱いについて引き続き指導する。また、各学校における不明本の扱いがより明確になるよう、平成29年度に本市の「学校図書館運営のてびき」を改訂し、校長会や図書館担当者研修で周知、指導するなどし、適切な蔵書管理に努めるとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署	
		区分	項目 内容				
147	231	指摘 事項	図書管理 システム への登録	<p>大分市では図書管理システムは全校に導入されており、図書館の貸出図書には全てラベルとバーコードが貼られ、図書原簿はデータ管理されている。</p> <p><往査による検出事項></p> <p>現地学校担当者よりヒアリングを行ったところ、図書館の貸出図書は図書管理システムに登録が行われているが、貸出図書でないものについては図書管理システムへの登録が行われていないものもあるとのことであった。また、各学級に備えられている学級文庫はそもそも図書館から除籍されラベルをはがした本や、児童が個人で持ち寄った本等とされているが、学級文庫の図書を図書管理システムに登録し、図書館蔵書としている学校もあった。さらに、PTAや図書業者から寄贈された図書の取扱いも学校により区々であり、寄贈図書を貸出可としている学校と貸出不可（図書館内のみの利用）としている学校、図書館においている学校と学級文庫においている学校、また、業者配布の参考図書等について寄付受入れの処理を行っていないところがあった。</p> <p>学校図書館の図書は市の予算で賄われている市の財産であると同時に、未来を担う子どもたちの成長・教育に欠かせない大分市の教育財産である。現在どれだけのものを子ども達に提供できているのか管理把握を行うとともに、寄贈された図書を含め学校図書の1冊1冊の価値は重要なものであり、ルールが不明確なまま学校ごとに登録処理に違いが出ることは適切ではない。学校資産として、寄付受入や図書登録の有無については統一する等の対応がとられるべきである。</p>	<p>各学校においては、児童生徒の読書環境の充実を図る上から、学校図書館で廃棄扱いとなった本のうち、形態的に使用に耐えない本や利用価値の失われた本等を除き、学級文庫の本として活用している。また、特定の教科の学習で使用する蔵書がある場合、一定の間、学級の使用を目的とし、学級に保管している。</p> <p>また、寄附の扱いについては、必要に応じ、各学校が学校教育課に相談するとともに、各学校で蔵書としての受入れの可否を判断している。</p> <p>平成29年度からは、各学校が実情に応じて配架を工夫することと併せ、各学校における寄附受入れや図書登録の取扱い等がより明確になるよう、学校教育課において本市の「学校図書館運営のてびき」を改訂し、校長会や図書館担当者研修で周知、指導するなどし、適切な蔵書管理に努めるとともに、その状況について学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育 課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
148	232	指摘事項	図書蔵書冊数・廃棄の状況・除籍	<p>「大分市学校物品取扱基準」によると、図書の廃棄後に物品管理者により図書廃棄の決裁が行われた「不用物品処分調書」の写しと廃棄処分図書の一覧が教育長へ提出されることとなっている。しかし、教育委員会では各学校より提出されたもののみについて確認を行っており、「不用物品処分調書」の写しが全て提出されるということが前提とされているため、書類提出が網羅的に全て行われているかといった確認はなされていない。このため、「不用物品処分調書」の写しが漏れなく提出されることを確保する統制が行われていない。</p> <p>大分市では蔵書達成率が全小中学校で100%を超えており、蔵書冊数は十分であるように思われるが、蔵書冊数に数えられている図書の中に実際には貸出しできる状態にないものや、廃棄すべきだが遅れているものがあつた。</p> <p>そもそも、設置場所の不足は施設管理の問題であり、また、使用に耐えない等により廃棄準備されている図書の処分を数年に分けて行うことは、見かけ上、蔵書冊数確保がなされているだけであり、標準冊数の算出を行い学校図書館の蔵書状況の把握を行う本質にそぐわないものと考えられる。</p> <p><往査による検出事項></p> <p>図書の蔵書点検は毎年夏休みを利用して行われ、その結果を受けて不明図書等を中心に数百冊の除籍処分が行われている。しかし、蔵書の内容を質問してみると、発行年度が古いため既に文献的価値を喪失しており、本来ならば除籍することが望ましいと思われる蔵書が多数存在しているという学校があつた。</p> <p>それらの古い蔵書が一度に除籍できない理由としては、一度に除籍してしまうと生徒数に応じて定められている標準冊数を維持出来なくなるためということであつた。しかし、標準冊数の形式的な維持が優先されてしまうと、本来除却すべき古い蔵書が残り続けることになり、蔵書の教育的効果にも疑問が生じる。</p> <p>以上のことから、図書の廃棄及び除籍の判断基準が各校により区々であり、統一的な除籍の運用方針が示されていない。</p> <p>学校図書館の意義として図書を読み親しむだけでなく、図書の修理・補強を行い長く利用することにより、ものを丁寧に扱い大切に利用する習慣は学校図書館の目的である豊かな人間性を育むことにもつながると考えられる。</p> <p>しかしながら、毎年購入・寄贈により蔵書冊数が増加する分、廃棄図書の選別を進め、児童または生徒の教育に有用となる蔵書の充実を図ることも学校図書館には必要である。本棚の追加がなければ蔵書の配置スペースも限られるため、使用に耐えられない図書の入れ替えを行うなど、不明図書を除籍することに留まらず、古い蔵書についても一定の基準を設け計画的に除籍していくことが望ましい。必要な蔵書を整理し、丁寧に管理が行われることは、学校図書館としても図書を大切に扱うということになると思われる。</p>	<p>各学校においては、本市が示した「廃棄本調査票」に示した廃棄基準により、廃棄する本の選別を行っている。また、蔵書の多くは、市民の税金によるものであることから、廃棄に当たってはより慎重に取り扱う必要があるため、200冊を超える場合は、事前に大分市教育委員会に連絡することとしている。</p> <p>平成29年度からは、各学校における廃棄の判断基準等がより明確になるよう、本市の「学校図書館運営のてびき」を改訂し、校長会や図書館担当者研修で周知、指導するなどし、適切な蔵書管理に努めるとともに、その状況について学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
149	234	指摘事項	寄附受入と図書登録の正確性・網羅性	<p>学校教育課に保管されている教育長へ提出された寄附受入書によると、平成27年度は15件、405冊の図書の寄附があったが、平成28年度配当予算算出表（蔵書冊数の報告により作成されたもの）によると平成27年度は小学校約5千冊、中学校約600冊の図書の寄附があり、寄附受入書の報告冊数以上であった。なお、この寄附受入書が提出されている冊数と蔵書冊数増加として報告された寄附の冊数の差は、閉校からの移行図書分や業者から各学校に配布されるもの、まとめて教育委員会へ寄附が行われた後各学校へ配布されたもの等、各学校での寄附受入書の作成・送付が行われていないと思われるものを考慮した冊数よりも多い。寄附受入については教育長へ全件報告の必要があるが、教育委員会では特に提出の網羅性は確認されておらず、寄附受入書が提出されたものについて受理されているだけとなっている。</p> <p>寄附受入書を保管したファイルを通査したが上記15件以外のものはなく、学校教育課でもさかのぼっての回収は行っておらず、平成27年度については全件回収できていないものと思われるとのことであった。</p> <p>寄附受入書の提出ルールはあるが、管理が行われておらず、すべての受入の確認が教育委員会により行われている状況とはいえない。</p> <p>寄附受入及び廃棄に共通して、学期毎に提出資料の集計まで行っているものの、実際の発生冊数との関連付けが行われていない。各校へ提出資料の周知徹底を行うとともに、提出状況に不備があることから、網羅的な確認を行うことが望ましい。</p>	<p>平成29年度からは、寄附受入の際の取扱い等がより明確になるよう、本市の「学校図書館運営のてびき」を改訂し、校長会や図書館担当者研修で周知、指導するなどし、適切な蔵書管理に努めることとした。また、提出された寄附受入書等の確認に努めるとともに、各学校の寄附を含む蔵書管理の状況について学校管理支援チームが現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
150	234	意見	図書の購入	<p>図書の購入決裁について、図書の購入は学校ごとに購入計画をたてたうえで年数回に分けて購入していることから、30万円以上購入での教育委員会決裁が必要となることは基本的に発生しないとのことだった。</p> <p><往査による検出事項></p> <p>図書の購入について、購入同等の必要書類の通査を行い、物品管理者の承認の有無や納入業者の偏りについて確認を行ったところ、購入伺には管理者の押印が確認でき、購入先を交互に変えるなどの方法を取っているとのことであった。そこで冊数及び金額ベースでの業者間の偏りがないかを確認したところ、納品冊数が発注ごとに偏りがあるため、実質的には納品冊数等の多い業者が発生するなど、業者の偏りをなくすという指導通りとはなっていなかった。</p> <p>取引件数は多くない為、物品購入時には総合的な観点で確認が行われることが望ましい。</p>	<p>各学校が導入している図書管理システムにより、学校の要望に対応できる業者から購入している。平成29年度からは、同様の対応が可能な業者が確認できた場合は、その業者にも依頼するよう、各学校に指導することとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
151	238	指摘事項	要請訪問回数が多い学校に対する教育委員会側からの働きかけ	<p>要請訪問の内容については、前述した「学校訪問実施要項」によれば、その目的として「教育課程の編成・実施・評価に伴う諸課題について研究協議を行うことにより、教育実践の一層の推進に資する。」と記載され、内容・方法については、各校1回以上は必ず実施することとされている。また研究協議については、学校（園）の教育実践、研究推進上の諸課題等の解決が図られるよう配慮することが謳われており、さらに道徳の授業研究については、別途指導主事の派遣を要請することと決められている。</p> <p>このため、道徳の授業研究を合わせれば、各校最低でも年2回は要請訪問を実施しなければならないことになるが、平成27年度は年1回しか行われていない学校が小学校で9校、中学校で6校あり、「学校訪問実施要項」に沿っていなかった。</p> <p>学校教育課によれば、学校の規模や、小中一貫教育モデル地区か否か、基礎学力向上研究推進校に指定されているか否かによって回数が変わってくるとの話もあったが、実績からすると年間1回にとどまる学校の中に、規模の大きい学校や小中一貫教育モデル地区の学校もあった。</p> <p>また、前述したように大分市教育ビジョンに示された第Ⅱ期基本計画において、その重点項目に「学校教育の充実」があげられており、その具体的な施策としての「大分っ子基礎学力アップ推進事業の実施」の中で、当該事業の指標として『指導主事の学校要請訪問』の回数がとられている。</p> <p>その中では、指導主事による学校要請訪問の回数について、現状（平成22年度）年3回、目標となる指標（平成28年を目標として）年5回となっていることから、上記実績からすると未達の学校が多い状況にあり、達成は厳しい状況にある。</p> <p>より優れた授業を受ける権利は全ての子供にある。要請の少ない学校では各教員の授業レベルが高く、要請訪問の必要性がないと言えるのであれば問題はないが、教育委員会自ら大分市教育ビジョンの第Ⅱ期基本計画において「大分っ子基礎学力アップ推進事業」の指標として『指導主事の学校要請訪問』の回数がとられていることからしても要請訪問の必要性は各学校で高いと考えられる。</p> <p>したがって、教育委員会としては要請訪問による教員相互間での授業や生徒指導等についてのケースを交えた「研修」の重要性に鑑み、要請訪問回数が極端に少ない学校に対しては、学校側からの申請を待つのみでなく、要請の少ない理由を把握して、それに基づき学校側に申請を促す等の対応をとり、基準（教育委員会自らが目標としている年5回）を満たす訪問を行う必要がある。</p> <p>なお、今回の監査時点において、平成28年度の途中（平成28年9月1日申請分まで）の実績数値を集計すると、途中経過であるが学校間で偏りが大きく、いまだ未実施の学校もあったことから、監査実施過程においても問題提起を行った（平成28年9月）。</p>	<p>要請訪問は、教育課程の編成・実施・評価に伴う諸課題について研究協議を行うことにより、教育実践の一層の推進に資することを目的に実施している。</p> <p>平成28年度は、学校教育課指導主事等が各学校の授業研究会等に平均3.5回程度参加し、指導した。しかしながら、学校により訪問回数に差が見られたため、平成29年度からは、要請の少ない学校に教育委員会各課から積極的な働きかけを行うこととした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
152	240	意見	ある程度 の統一し た様式で の資料に 基づく上 席者への 報告・承 認と保存	<p>学力面に係る要請訪問の具体的な内容としては、指導案づくりに関する助言、授業参観、授業研究会（指導主事による講評等）等となっており、これに関わる記録や資料のファイルを10校程度閲覧した。</p> <p>ファイルの中には大まかに各教科の指導案、授業記録、指導主事の感想メモや講評文書等が残されていた。かなり詳細に授業内容を検討している状況は見て取れたが、担当指導主事によって作成する文書様式等が異なっており、どこをどのように指導したのかわかりづらいものがあった。</p> <p>指導担当班の中では、上席者のアドバイス等指導方法の面でのコミュニケーションは取れているとのことであるが、班の中にも経験年数等異なる職員がおり、その中で学校に対してよりよい指導を行うためには、以下の点を改善する必要があると考えられる。</p> <p>①要請訪問の際に指導主事が作成する資料や記録につき、ある程度の様式の統一化</p> <p>②講評事項に関して授業記録や指導案との結び付けの明確化（どのような箇所のような内容に対して指摘やアドバイスに至ったのか、もしくは全体的な印象か）</p> <p>③指導後における上席者への報告とそれに基づく上席者による指導内容のレビュー（現在は上席者への報告と上席者がそれをレビューした証跡がない）</p> <p>なお、これらは指導内容や方法を画一化するというのではない。それぞれの創意工夫が活かされるべきことに異存はない。目的は指導水準の維持・向上のために現状をより良くするにはどうするのか、指導の内容を第三者にもわかるようにするにはどうするのか、指導内容を他の学校にも活かすにはどうするのか、そのような観点から現状のファイル資料を閲覧すると上記の改善が必要と考える。</p>	<p>訪問を行う際には、各学校の要望に応じた適切な指導助言ができるよう、「要請訪問指導記録」等によりこれまでの学校への指導内容等を把握するとともに、指導主事同士の学習会や上席者への相談等を行っている。平成29年度からは、指導内容をより共有できるよう、報告書の様式を統一するとともに、指導の内容の上席者への報告及び上席者からの適切な指導に努めることとした。また、指導資料を作成するなど、指導する内容の統一化を図り、指導水準の維持・向上を図ることとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
153	256	意見	碩田中学校区新設工事監理業務委託について	<p>本工事は地上6階建、延床面積約23,000㎡、事業費は約60億円と近年建替え工事を実施している小学校校舎の4～5倍の規模となっている。そのため、工事の施工上必要な立会い、段階検査、工程管理や品質管理を行うための業務量は膨大になることが想定され、現行の職員数では、他の業務を兼務したうえで工事監理を行うことが困難となることが予想され工事監理業務が委託されている。</p> <p>今回は監理業務のみの契約となっており、設計業務と切り離して契約が行われていた。コスト的には設計業務と監理業務を一体として入札したほうが工事金額の低減につながると思われるが、品質的な観点からは両者を別々に発注した方が良いという考えもあり、どちらを採用するかは一長一短ある。</p> <p>入札状況を見てみると、設計業務と監理業務は別々に入札されていたが設計者も監理業務の入札に参加していた。そのため、設計業務の入札時に設計と監理を一体として入札を行っていたならば価格低減につながっていたかもしれない。</p> <p>今回のような大規模場工事は稀であるため、監理業務の委託を行うか否かの判断が後手に回ったように思われる。大規模工事の場合は、設計の仕様書の作成段階から監理業務をどのように扱うか検討したうえで入札を行う必要がある。</p>	<p>今回の工事では、品質的な観点から設計と監理業務を別の事業者が行うこととした。</p> <p>平成29年度からは、大規模工事を行う場合は、設計の仕様書の作成段階から監理業務をどのように扱うか検討したうえで入札するよう、関係課と協議することとした。</p>	措置済	学校施設課
154	257	意見	委託契約の区分について	<p>教育センターが担当した「大在小学校 校務用ネットワーク光回線切り替え業務委託（契約価格：172,800円）」「大在小学校 校務教育用パソコン移設業務委託（契約価格：199,800円）」「大在小学校 校務教育用LAN配線移設業務委託（契約価格：183,600円）」の3件の契約は同日に、同じ3業者から見積りをとっていることから、同時に合わせて1つの契約とすることが可能であったと思われる。3つの契約を合わせると556,200円となるため入札が必要となる契約になる。このような場合、見積り合わせより入札のほうが、取引の透明性や契約価格の低減につながりやすいことから同種の契約については一体として取り扱うべきであった。</p>	<p>今回の委託業務については、「校務用ネットワークのみのサーバの設定変更」、「運送部門による運搬」、「電気配線事業者との連携によるネットワークの構築」と委託業務内容が異なるため分割したものであるが、今後とも引き続き、契約範囲や指名業者等の精査を徹底し、公平かつ公正な契約締結に努めることとする。</p>	措置済	教育センター

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
155	257	意見	ボイラーの取り換え工事について	<p>スポーツ健康教育課の「豊府小学校給食調理場ボイラー外取替工事（契約価格：2,312,655円）」「八幡小学校給食調理場ボイラー取替工事（契約価格：1,827,360円）」について、豊府小学校の入札結果は6者のうち3者が最低制限価格未満で入札をしており、八幡小学校においても6者中3者が最低制限価格未満で入札を行い無効となっている。</p> <p>工事設計書を見てみると工事価格の約45%程度がボイラーの機器の価格となっており、ボイラーの単価自体は大分市の積算単価がないため、見積り比較表を根拠に決定されている。</p> <p>このように機器のウエイトが高い工事では、見積り業者が高い見積りを作ることによって予定価格を高くすることが懸念されるため、より幅広く情報を入手する等により、見積価格の更なる精度を高め、予定価格を適正に決定することが必要である。</p> <p>また、このような工事においては、最低制限価格を用いない方法も検討の余地があると思われる。</p>	<p>本市では、平成18年度より最低制限価格制度を試行し、ダンピング受注による工事の品質の低下や下請業者へのしわ寄せ等の防止に努めてきた。</p> <p>これまでの算定方法は、入札参加者の平均入札率等を用いる変動型であったことから、結果的に入札金額が最低制限価格未満となり無効となるケースが散見されたが、平成29年度に制度の見直しを行い、中央公契連モデルに準拠した固定型の算定方法に改めた。新たな算定方法は、機器の設置を含めたすべての建設工事について、共通の算定方法とし、工事等の設計金額を構成する直接工事費や間接工事費を構成する共通仮設費、現場管理費等の諸経費別に定めた率を乗じることとしている。また、予定価格の積算に必要な設計単価の決定については、工事等に係る設計単価等決定方針に基づき、複数の業者から見積を徴して行なっているところであり、決定のプロセスにおいては、類似の資材単価等を参考に見積価格を補正するなど、適正な設計単価の算定に努めている。</p> <p>なお、最低制限価格制度については、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき実施していることから、今後も経済性に配慮しながら適正な最低制限価格を設定し、ダンピング受注の防止に努め、工事等の品質を確保してまいりたい。</p>	措置済	体育保健課・契約監理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
156	258	意見	保守点検業務について	<p>スポーツ健康教育課の①「大分市学校給食西部調理場 厨房機器保守点検業務委託（契約価格：442,800円）」と「大分市学校給食東部調理場 厨房機器保守点検業務委託（契約価格：442,800円）」、②「大分市学校給食西部調理場 貫流ボイラー保守点検管理業務委託（契約価格：498,960円）」と「大分市学校給食東部調理場 ボイラー保守点検委託（契約価格：494,640円）」、③「大分市学校給食西部調理場 自家用電気工作物保安管理業務委託（契約価格：498,960円）」と「大分市学校給食東部調理場 自家用電気工作物保安管理業務委託（契約価格：498,960円）」について、上記に記載した委託契約は東部と西部の調理場において同様に発生する業務委託であり、かつ、同じ者と契約を行っている。東部と西部には別々の予算配当が行われているが、両者に発生するような業務委託に関しては、各々の随意契約ではなく、合わせて入札を行った方が契約の透明性や価格面においても良い結果になると考えられる。</p>	<p>平成29年度からは東部共同調理場と西部共同調理場において同様に契約する保守点検業務委託等については、必要に応じて合わせて入札を行い、公正かつ公平な契約締結に努めることとした。</p>	措置済	体育保健課
157	259	指摘事項	強化磁器食器の購入について	<p>スポーツ健康教育課の「学校給食管理事業（支出負担行為総額：3,826,278円）」「西部共同調理場運営事業（支出負担行為総額：352,134円）」「東部共同調理場運営事業（支出負担行為総額：966,816円）」について、強化磁器食器は、学校給食管理事業、及び西部共同調理場運営事業、並びに東部共同調理場運営事業の3事業各々で契約が行われている。</p> <p>この内、学校給食管理事業においては強化磁器食器を見積もり合わせを行って購入しているが、A者とB者の2者からの購入となっている。形式的には見積り合わせを行っているが、購入先は最初から決まっているように考えられるため、他に当該種類の強化磁器食器の取扱いが出来る業者がないか、再度調査する必要があると考える。なお、東部共同調理場はABを除く4者で見積もり合わせを実施していた。</p>	<p>平成29年度からは、強化磁器食器の購入については、購入方法や業者選定を見直し、大分市契約事務規則に基づき、公平かつ公正な契約締結に努めることとした。</p>	措置済	体育保健課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
158	259	指摘 事項	検査調書 について	<p>30万円を超える物品を購入した場合は、納入後10日以内に検査を行い、検査調書を作成しなければならない。検査調書のフォーマットに立会人氏名の記載欄が設けられており、実際に検査に立会いを行った者の氏名を記載することが想定されるが、学校施設課で作成された検査調書を閲覧した結果、納入業者の代表者名が記載されているものが大半であった。実際に社長自ら立会いを行う契約業者もあるかもしれないが、形式的に代表者の名前が書かれていると考えられる。</p> <p>検査に立会う趣旨を理解して立会者欄には実際に検査立会を行った者の氏名を記載する必要がある。</p>	<p>立会者欄には実際に検査立会を行った者の氏名を記載することとしており、今後とも適正に事務処理を行うよう引き続き指導を徹底することとした。</p>	措置済	学校施設課
159	259	意見	学校運営 費における 契約者の 分析	<p>学校に配当された学校運営費において、負担行為額の年間総額が10,000千円を超えている者は7者あり、この7者のシェアは全体の57.7%となっている。特にこの7者とは消耗品費や備品の取引が多く、取引額が大きくなると価格の低減につながることも考えられるが、業者との馴れ合いや癒着が生じやすい環境も懸念される。例えば、見積もり合わせが必要な場合であっても、取引業者が他社の見積もりを準備することが生じる可能性も考えられる。</p> <p>また、学校別に見てみると、学校に配当された学校運営費の合計金額の50%を超える金額を1つの業者と契約を行っている学校が見受けられ、このような状況は契約者との馴れ合いが生じやすくなるため、是正が必要と考える。</p>	<p>業者の選定に当たっては、特に明確な理由がある場合を除いて偏ることは認めておらず、適正に行うよう指導している。</p> <p>学校運営費の執行に当たっては、「学校運営予算の手引」を作成することにより、関係法令を順守し適正に行うよう指導しているほか、年度始め及び年度末の各学校への通知文や校長会、計画訪問、研修等の機会を通じて周知に努めるとともに、平成29年度からは学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課
160	260	指摘 事項	見積り合 わせにつ いて	<p>5万円超から10万円以内の消耗品を購入する場合は、2者以上の者から見積りをとるように定められている。その際、契約業者ではない業者の見積りが必ず手書きとなっている学校が見られ、適正な見積り依頼が行われているのか疑念が生じた。適正な予算執行を行うため運用を見直す必要がある。</p>	<p>学校運営費の執行に当たっては、「学校運営予算の手引」を作成することにより、関係法令を順守し適正に行うよう指導しているほか、年度始め及び年度末の各学校への通知文や校長会、計画訪問、研修等の機会を通じて周知に努めるとともに、平成29年度からは学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
161	261	指摘事項	中学校における試験問題の印刷製本費	<p>中学校運営費の中の試験問題に関する印刷製本費が1者のみと契約されている状況が見受けられた。契約原義の中では見積り合わせの書類は添付されていたが、結果的に1者随意契約となっていたため支出の透明性に疑念が生じた。内容について質問したところ、テスト問題の構成や時間的な制限に対応できる業者が契約業者しか存在しないため1者との契約を行っているという回答があり、見積り合わせに用いられている見積書は物品購入伺いの形式を整えるためだけに作成されているという結論を得た。</p> <p>契約のルールどおり、見積り合わせを実施したうえで契約を結ぶことが正しいやり方ではあるが、他者と契約することにより教員の職務の効率性が損なわれるのであれば望ましい結果ではない。</p> <p>そのため、教育委員会で教員がどの程度まで試験問題の作成をすべきかという論点も踏まえたうえで、見積り合わせを実施するのか等を検討する必要がある。</p>	<p>試験問題の作成は、教員が行うものであるが、印刷製本の発注については、他の運営予算の執行と同様、関係法令を順守し適正に行うよう、平成29年度から学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導を行うこととした。</p>	措置済	学校施設課
162	261	意見	備品購入計画について	<p>学校ごとに備品購入までの意思決定方法は相違している点もあったが、多くの学校は教員の要望から購入するといった流れであり、その方法も1つの方法ではあるが、現場視察で備品を確認した際、老朽化して使えないものも散見されており、事務系の職員から現場の状況や備品の耐用年数、備品台帳の情報から購入を提案する方法も検討の余地がある。</p>	<p>備品の購入については、学校が次年度の運営予算の配当計画を作成する時点で、購入計画を作成している。</p> <p>平成29年度からは、備品台帳の情報や備品の状況を勘案し、購入計画の検討を行うよう指導するとともに、学校管理支援チームにより現場確認を行い、指導することとした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
163	265	意見	教科書採 択の公正 確保に係 る報告書 制度につ いて	<p>平成28年7月に「教科書採択の公正確保について（通知）」が発出されている。これによれば、学校教職員が教科書発行者等と接触を図った場合、校長を通して教育委員会に「教科書採択の公正確保に係る報告書」という書面で報告することになっている。</p> <p>また、教科書発行者等から教職員に対して意見聴取等の依頼があった場合や、逆に教職員から教科書発行者等に対して情報提供等を依頼する場合には事前に校長の許可が必要とされている。</p> <p>学校訪問時に当該制度について校長に質問を行ったところ、運用が開始されたことは認識されていたが、校長から教育委員会へ報告する場合の書面様式の存在等が十分に認識されていない面が見受けられたため、教育委員会から発行される通知が学校全体に浸透しているのか疑念が生じた。特に今回は、教科書会社と教員の関係が社会的な問題となって定められた制度であるため、学校側では周知されなければならない重要な内容である。</p> <p>教育委員会としては、通知を発出して終わりとするのではなく、学校側で周知されていることの確認や学校訪問により説明もしくは研修を実施して運用ルールを浸透させる必要がある。</p>	<p>平成29年度からは、教科書発行事業者等との接触があった場合の教育委員会への報告について、各学校に対して再度通知するとともに、校長会や学校訪問等で周知徹底することとした。また、過去、教科書、指導書の編集、執筆に携わったか、市民からの疑惑や不信を招くような会食・贈答・遊戯・金銭の授受等の接触の有無を把握した上で教科書選定に携わる調査員等を選定することとした。</p>	措置済	学校教育課
164	277	意見	問題点を 把握する ためのよ り詳細な 分析	<p>平成27年度に中核市教育長会が教育要覧を作成し、中核市ごとの教育費を集計しているが、大分市はその集計結果を分析し将来の意思決定に利用する必要がある。</p> <p>一般会計に占める教育費の割合や1人当たり教育費の金額が他の中核市と比較して相対的に低い要因をより詳細に分析する必要がある。</p> <p>効率的な運営等の合理的な理由により差が生じているのか、改善すべき点があるのか数値の中身を検討することで現状の問題点や今後の課題が明確になると思われる。</p>	<p>一般会計に占める教育費の割合や1人当たり教育費の金額が他の中核市と比較して相対的に低い要因について、平成29年度中に中核市調査を行い、合理的な理由により差が生じているかどうかを分析することとした。</p>	措置済	教育総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
165	282	意見	1人当たりの学校運営費の分析	<p>「大分市立小中学校適正基本配置計画」で統廃合が必要とされる過小規模校においては、1人当たりの学校運営費は高い金額となっているが、このような学校は統廃合の計画の中で確認され、将来的には解消されると見られる。</p> <p>学校園の適正配置に記載しているとおり、幼稚園については、私立幼稚園や認定こども園が増加していることから、今後は1人当たりの学校運営費も参考にしうえで幼稚園の統廃合等を検討する必要がある。</p> <p>来年度より市長部局として「子どもすこやか部」が設置され、保育園と幼稚園の管理を一元化する構想になっており、幼保一元化の検討を実施する際は、1人当たりの学校運営費も1つの参考指標として利用して検討されたい。</p>	平成29年度から有識者による検討委員会を設置し、市立幼稚園・保育所の今後のあり方を検討しており、その検討に当たっては、市立幼稚園に係る1人当たりの学校運営費も含んだ学校運営費についても参考値の一つとして活用することとしている。	措置済	子ども企画課
166	288	意見	認定業務について	<p>学校訪問時点の8月において、前年度就学援助を受給していたが当年度保留となっている児童が複数みられた。</p> <p>前年度は就学援助から給食費を直接回収していたが、当年度は保留のため給食費が未納となったままであった。就学援助は、当初の審査から保留が3カ月以上続くと保護者あてに辞退扱いとする旨の文書を送付し、その後、連絡がなければ辞退として取り扱うこととしており、仮に辞退扱いとなれば、学校の方でも給食費の回収が困難になることが想定される。書類上の不備のため保護者側に問題があったケースではあるが、就学援助が必要な児童に対しては制度の趣旨が生かされるよう保護者と早めに連絡をとるなど早期に認定が実施されるような対応が必要である。</p>	審査保留については、保護者が税の申告をしていなかったり、必要書類が添付されていないなど、申請の不備によるものであることから、今後は、審査保留を早期に解消するため、各学校に対して、審査保留の世帯に対して、文書や電話等を使用し、よりこまめに連絡をとるよう徹底することとした。	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
167	289	意見	給付事務 について	<p>就学援助の給付状況を確認するため、学校訪問時に通帳の閲覧や学校主事に対して質問を実施したところ、銀行振込で就学援助を渡す場合は、大分市教育委員会から学校長口座に振り込まれた日に保護者口座への振り込みが行われていたが、現金で手渡しする場合は、学校長口座から現金を引き出した日から1週間程度学校の事務室の金庫に現金が保管された後に保護者に給付している学校があった。</p> <p>金庫の中であっても学校内に現金を保管することは盗難や紛失のリスクがあるため避けるべきであり、保護者に渡す当日あるいは前日に現金を引き出すようにすべきである。</p> <p>また、就学援助の給付状況を確認するため、学校訪問時に通帳の閲覧や学校主事に対して質問を実施したところ、学校長口座に振り込まれた修学旅行に係る就学援助2,119,730円のうち、2,062,440円が現金で生徒の保護者に給付されている学校があった。</p> <p>現金での給付は盗難や紛失のリスクがあるため可能な限り銀行振込で保護者に渡すことを検討されたい。</p>	<p>就学援助費の支給については、盗難や紛失のリスクを考えると銀行振込が望ましいことから、原則として銀行振込を推奨するが、保護者の家庭状況などの都合により、やむを得ず現金支給を認める場合には、速やかに保護者に支給するよう、平成29年度に各学校へ文書にて通知及び校長会に対し説明を行い、再度徹底した。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
168	289	意見	就学援助システムについて	<p>九州の政令市と中核市の49先に対して就学援助の業務処理に関してシステムの導入状況を照会した結果、導入している市は41先、導入を検討している市は3先であり、大分市においては、他都市の状況を調査しているものの、いまだ具体的な導入の検討までには至っていない状況であった。</p> <p>大分市の事務手続は、每期申請があった児童や生徒の情報を新しく入力しているため業務的には非効率といえる。また、每期データを新しく作成するため前期情報との比較も困難になっており、家庭状況の変化や前年度の問題状況が把握しづらくなっている。</p> <p>就学援助システムの導入に至ってはコスト的な問題も生じるが、就学援助利用者が増加している状況を鑑みるとシステムによって管理する利点も大きいと思われることから導入の可否を検討されたい。</p>	<p>就学援助システムを導入することにより、就学援助の認定事務や支給事務が効率的に行えるようになることから、入学・転学など学籍管理との連携を含め、導入に向け関係部署と協議を進めることとした。</p>	措置済	学校教育課
169	299	意見	小中学校の適正配置について	<p>大分市立小中学校適正基本配置計画では優先順位3として位置付けられている戸次中学校区の上戸次小学校と竹中中学校区の竹中小学校は隣接する学校であり、平成28年から平成34年にかけて上戸次小学校では26名の児童数の減少、竹中小学校では13名の児童数の減少が見込まれている。</p> <p>上戸次小学校には小規模特認校制度が導入されているが、隣接する竹中小学校においては児童の取り合いが生じることも懸念されるため小規模特認校制度の導入は行われていない。そのため、小規模特認校制度が導入されていない竹中小学校では児童数確保が困難な状況となっている。</p> <p>「大分市立小中学校適正基本配置計画」では上戸次小学校と戸次小学校を統合し、竹中小学校を小規模特認校とするような計画が練られている。計画の合理性は認められるが、現時点においては地域住民との協議中であり、計画の実現可能性は不透明である。目標の平成33年度までに達成できるように地域住民の調整を図る必要がある。</p>	<p>児童数の推移等を見守りながら、地元との協議を継続する中、平成33年度までに統合についての方向性を定めることとした。</p>	措置済	学校施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
170	307	意見	今後の市立幼稚園の役割と再編の必要性	<p>これまで、市立幼稚園は、幼稚園教育要領に基づくスタンダードな教育を提供するとともに、特別な教育的支援を必要とする幼児の保育についても、可能な限り受け入れるという方針で特別な教育的支援を必要とする幼児の全体的な発達を促していくことに配慮した指導も行ってきた。一方、私立幼稚園は、それぞれの教育理念に基づく特色ある教育を実践し、市民の様々なニーズに応じた教育機会を提供してきており、保護者はそれぞれのニーズにより、市立幼稚園、私立幼稚園の選択を行ってきた。</p> <p>このような中、今後進行していく少子化を考慮すると、園児の全体的な減少は避けられないことが考えられ、幼稚園を適正規模で維持することは困難になってくることなどから、公私の役割分担を十分に考慮の上、再編を検討する必要がある。</p> <p>すなわち、今後の市立幼稚園の役割としては、私立幼稚園が対応できる領域については積極的にその役割を移していき、地域の実情やバランスを考慮してその規模を縮小する必要がある。それとともに、これまで同様に特別支援教育にも力を入れることはもちろん、さらに少子化を念頭に置いた子育て支援施策を実施するなど、その役割を充実させていくことがあるべき方向性と考えます。</p> <p>ここに言う子育て支援施策とは、幼児教育の専門機関たる幼稚園として、子どもの発達段階での保護者が抱える育児に関する不安や悩みなどに対応するため、子育て相談の実施、親子の交流の場の提供、子育て関連情報の提供などを進めていくことと考える。</p>	市立幼稚園・保育所の今後のあり方については、平成29年度に設置した子どもすこやか部において、有識者による検討委員会を設置する中、市立幼稚園の適正な規模と配置、特別支援教育の充実、地域における子育て支援拠点としての機能の充実、幼稚園や保育所から市立認定こども園への移行の必要性等を総合的に検討しているところである。	措置済	子ども企画課
171	308	意見	市立幼稚園の施設利用について	<p>市立幼稚園の定員に対する園児数の割合を見てみると、平成28年5月1日現在では全体で25.6%となっており、施設の有効利用という観点からは不十分な状態である。来年度より市長部局として「子どもすこやか部」が設置される予定となっており、幼稚園と保育所を一体となって管理する体制が計画されている。そこでは、待機児童の解消に幼稚園の余裕教室を利用することについても検討する余地がある。</p>	市立幼稚園の余裕教室の利用については、公立保育所の分園や児童育成クラブのクラブ室としての活用実績があり、今後も必要に応じて保育所の分園の利用など、積極的に活用していくこととした。	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
172	315	意見	学校主事の配置について	<p>学校主事の配置計画をみると、正規職員が44名、非正規職員が58名となっており、各中学校区の小中学校のいずれか一つの学校に正規職員1名を配置し、それ以外の学校には非正規職員1名を配置している。また、市内の小中学校を4つのエリアに分割し、各エリアに学校主事への業務指導や支援等の業務を行う指導的立場の職員として、非正規職員の配置校にエリア長1名とエリア指導員3名ないし4名を配置している。</p> <p>各中学校区に1名配置している正規職員については、他の学校の非正規職員のフォローを行うことを想定しているものであるが、実質的には担当している学校以外の事にまで目を配ることは業務量的に困難であることも考えられる。</p> <p>中学校区に対して正規職員を1名設置するより、学校を担当する学校主事を非正規職員にして、正規職員をエリア指導員にした方が、複数の学校を横に見るべき人員が増加し、並列的に比較対象を見ることができると管理レベルの向上につながると考えられる。</p> <p>また、給与の面からも正規職員と非正規職員という採用の違いで大きく相違することは望ましいとはいえないため、正規職員の業務は責任が大きいエリア全体の管理や非正規職員の業務指導にシフトしていった方が良いと考えられる。</p> <p>そのため、学校主事の配置について再度検討されたい。</p>	<p>学校主事については、現在エリア体制を実施する中で、エリア長1名・エリア指導員3名程度を各エリアに配置し、主に非正規職員への業務指導や応援業務を行っている。今後は、引き続きエリア体制を実施する中で、正規職員の業務をマネジメント業務へと移行していくなど、業務運営方式のさらなる見直しを行い、より効率的な業務体制の構築に努めることとした。</p>	措置済	教育総務課
173	321	意見	特別支援学級の配置について	<p>平成28年度の特別支援学級の申請に対する設置状況は小中学校どちらも93%、さらに特別支援教育を支援する補助教員の申請に対する設置割合は88%となっており、特別支援学級を必要とする者への対応は100%とは言えないが増加し比較的高水準となっている。申請に対して100%の対応をするためには、資格を持った教員の確保、予算の確保、設備面の問題などが存在する。しかし、特別支援教育サポート事業では補助教員の配置目標を100%としており、社会のニーズに応えるために特別支援教育に関しては充実させる必要がある。</p>	<p>「特別支援学級」設置の申請をしたものの未設置となった学校に対して、「補助教員」の配置を行うなど、支援を要する者への対応を行っている。また、平成29年度の配置率（補助教員配置学校数／補助教員配置希望学校数×100）は、97.2%となっており、平成28年度よりも上昇しているが、今後も支援を要する児童生徒へ対応できるよう、申請校に対する配置率100%を指標として特別支援教育サポート事業の充実を図ることとした。</p>	措置済	学校教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
174	336	指摘事項	提出書類の不備	<p>抽出したサンプルについて「提出書類一覧表および確認表」に基づいて書類は提出されていたが、以下の事項についてその内容に不備があった。</p> <p>提出された定款の目的の中に「保育所の経営」という項目がない事業者があった。</p> <p>定款とは、会社の組織・活動を定める根本規則であり、会社の活動できる範囲を規定するものである。</p> <p>そもそも定款の目的に「保育所の経営」がない事業者に保育所の設置・運営が行えるのか疑問である。本来であれば定款の目的の中に「保育所の経営」という項目を加えたうえで申請を行わせるべきであった。</p> <p>また、職員配置計画には主任保育士として1名記載されているが、保育士資格証明書が提出されていないものがあった。</p>	<p>平成29年度から、大分市保育所設置・運営事業者募集要項に事業者の応募資格要件として、定款及び登記事項に保育所の経営に関する事項が目的として記載されていることを追加した。</p> <p>また、新規事業者に対しては、職員配置計画書とあわせて、雇用する保育士の保育士証の写しの提出を求めているところであるが、今後はその指導を徹底することとした。</p>	措置済	子ども企画課
175	338	意見	要綱の見直し	<p>大分市特定教育・保育施設等運営補助金交付要綱を閲覧したところ、補助金の実績報告書の添付書類（運営補助金精算書、収支決算書等）については具体的に記載されている一方、交付申請時の添付書類については条文に定めていなかった。事業計画書や収支予算書等の添付書類について要綱本文の中において明らかにしておくことが望ましい。</p>	<p>補助金交付申請時の添付書類について、平成29年度に要綱改正を行い、要綱上で明確に規定することとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課
176	338	指摘事項	実績報告書の検討	<p>収支決算書の費用の金額が丸い数値となっており、不自然なものであるにもかかわらず、市は追加的な調査等を行っておらず、実績報告の真実性に疑念のあるものが見受けられた。</p> <p>実績報告書及び添付書類の十分なチェック及び必要に応じて追加的な調査等を行い、補助金の適正利用が図られていることを確かめる必要がある。</p>	<p>平成29年度から、実績報告書及び添付書類の複数名による十分なチェックを行い、真実性に疑念のある場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めなどの追跡調査を行うこととした。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
177	338	意見	退職職員に係る資料について	<p>監査手続を実施したところ、意見として検出されるものはなかった。</p> <p>市の担当者により園児定員数や毎月の園児数、職員数が集計把握され、交付額の確定、受領印による職員支給額の確認が行われている。ただ、職員支給の受領印の入手については、押印があっても退職者分は押印の正当性に疑問が残るため、追加資料の入手の検討も考えられる。</p>	<p>平成29年度から、退職者分については、押印のほか、給与明細等の追加資料を求めて、確認を行うこととした。</p>	措置済	保育・幼児教育課
178	340	意見	補助金申請額算出内訳表の確認	<p>補助金の交付額は延長保育事業に要する経費から収入額を控除して得た額と、利用人数や時間から定められた補助基準額（補助限度額）とを比較していずれか少ない金額とされている。</p> <p>申請書では収入額をゼロとしていた保育施設があり、確認を行ったところ、申請時の記入漏れで実際は収入（園児からの徴収額）があるとのことであった。当案件については実績表を確認したところ収支の差引後金額は基準額を超えており、限度額までの交付であったため補助金交付額に影響はなかったが、収入額によっては限度額を下回り補助金の過払いが発生することも考えられる。</p> <p>当申請書の審査時には補助金を交付することの重要性を念頭に置き、計算結果のみを確認するだけでなく、異常と思われる申請内容の記載があったような場合には内容の確認を行うなど、審査は慎重に行う必要がある。</p>	<p>平成29年度から、実績報告書及び添付書類の複数名による十分なチェックを行い、真実性に疑問のある場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めなどの追跡調査を行うこととした。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
179	340	意見	補助対象 経費支出 予定額内 訳書の確 認	<p>延長保育事業の支出予定額内訳表が添付資料として提出され審査が行われているが、根拠となる費目毎の支出の内訳額が記載されていない保育施設があった。なお、実績報告時の資料にも内訳は記載されていなかった。延長保育事業経費については特段の証拠書類の送付は行われておらず、園が作成する報告資料をもとに支給が行われている。根拠となる内訳すら無い請求については経費支出の正当性・信頼性があるとはいえず、申請時・実績報告時の審査の確認で内訳記入のないものが2度もそのまま承認されている状況であった。補助金交付の審査はより慎重に行うべきである。</p>	<p>平成29年度から、実績報告書及び添付書類の複数名による十分なチェックを行い、真実性に疑問のある場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めるなどの追跡調査を行うこととした。</p>	措置済	保育・ 幼児教 育課
180	341	意見	対象者の 区分	<p>大分市特別支援教育・保育事業補助金交付要綱によると、補助金交付の対象となる施設等は次のいずれかに該当する障害児を受け入れている施設等とされている。</p> <p>i) 大分市特別支援保育事業実施要綱第2条に規定する障がい児であって、福祉事務所との協議の上施設等を利用しているもの</p> <p>ii) 市内に住所を有する他の児童との集団による教育及び保育が可能である障がい児（子ども子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法20条第4項に規定する支給認定子どもである障がい児に限る）であって、大分市特別支援保育事業実施要綱第2条各号のいずれかに該当するもの</p> <p>なお事業実施要綱第2条では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、身体障害者福祉法に定める身体障がい者手帳の交付を受けた児童、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた児童等が対象障がい児とされている。</p> <p>一部の障がい児については、療養手帳のコピーなどが確認できたが、補助金の対象となった施設の対象障がい児すべてが要件を満たしていることを確認できる証跡がなかった。補助対象施設及び対象障がい児リストは作成していることから、今後は当該リストに、対象障がい児が補助金の交付要綱や事業実施要綱のどの区分に該当したかを記録として残しておく必要がある。</p>	<p>平成29年度から、補助対象障がい児リストに、根拠となる交付要綱の区分を記載することとした。</p>	措置済	保育・ 幼児教 育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
181	343	指摘事項	適正な交付申請	<p>補助金交付を受けようとする者は補助金交付申請書に関係書類を添えて申請することとされている。関係書類は、補助金の交付要綱に定められていないが、交付申請書の様式（ひな形）には、添付書類として、申請額算出内訳書、収支予算、見積書等が記載されている。</p> <p>交付申請書の添付書類を閲覧すると、見積書の添付書類のないものや、支出先の欄が空欄になっているものなどが複数見受けられ、交付申請が適正に処理されていない。市は申請書類の記載や添付書類の不備がないかを丁寧に確かめるとともに、補助事業者に対して適切に指導を行う必要がある。なお、交付申請の処理業務が効率的に実施されるよう、見積書の提出を要する取引を金額や費目を絞り明らかにすることも必要と考えられる。</p>	<p>平成29年度から、申請書類の記載や添付書類の不備がないかを複数名により丁寧に確認するとともに、補助事業者に対して適切に指導を行うこととした。</p> <p>なお、交付申請の処理業務が効率的に実施されるよう、添付書類の内容の見直しを行うこととした。</p>	措置済	保育・ 幼児教育課
182	344	意見	実績報告	<p>補助事業者は補助事業完了後等において補助事業実績報告書に関係書類を添えて提出することとされている。関係書類は、補助金の交付要綱に定められていないが、実績報告書の様式（ひな形）には、添付書類として、補助金精算書、事業実績書、収支決算書、契約書又は領収書の写しが記載されている。</p> <p>添付書類を閲覧すると、領収書の添付がないものが見受けられた。市は提出書類の不備や補助金が適正に使用されているのかを丁寧に確かめるとともに、補助事業者に対して指導を適切に行う必要がある。なお、実績報告の処理業務が効率的に実施されるよう、契約書や領収書の提出を要する取引を金額や費目を絞り明らかにすることも必要と考えられる。これに合わせて通帳等の資金の裏付けをとる必要がないかについても検討することが望ましい。</p>	<p>平成29年度から、提出書類の内容、添付書類について、複数名により丁寧に確認するとともに、提出書類の記載内容や必要な添付書類について見直しを行うこととした。</p>	措置済	保育・ 幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
183	344	意見	自己収入の有無の検討	認可保育所等休日保育事業費補助金は、寄付金やその他の収入（いわば自己収入）を除いた分について補助されることがとされている。収支予算書や収支決算書に、保護者が負担している金額（保険料や検診、施設の備品等）が記載されなければ、保護者負担と市補助金から二重に資金が補助事業者に送られることになる。自己収入の記載がもれなく行われているかといったことについて、税金の申告書控や通帳の閲覧、保護者負担額の状況を調査することで確認することが有用であるとする。	平成29年度から、自己収入や保護者負担額の状況を効果的に確認する書類（料金徴収票など）の提出を求めることとした。	措置済	保育・ 幼児教育課
184	345	指摘事項	前年度の領収書に基づく補助金支給	平成27年度大分市保育のための研修事業補助金の簿冊を閲覧したところ、支出されている項目は会場借上費、講師謝礼金、講師招聘旅費、印刷製本費のみであり要綱、要領で認められていない支出はなかった。 ただし平成27年7月14日に開催された研修の領収証の中に前年度の平成27年3月18日付のものがあり、また平成27年8月21日に開催された研修の領収証の中に前年度の平成27年3月30日付のものがあった。 このような前年度の領収証に基づいて事業補助金の申請書類を作成し補助金を受給していることについては、適正ではない。	大分市保育のための研修事業補助金は、平成28年度をもって廃止したものの、今後、同様の事例があった場合には、実績報告書及び添付書類の複数名による十分なチェックを行い、当該年度以外の領収書は認めないこととした。 なお、前年度の領収書に基づいて補助を行ったものについては、返還処理を行った。	措置済	保育・ 幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
185	349	指摘 事項	随意契約 の合理性	<p>病児・病後児保育事業は随意契約により実施されているが、随意契約の理由書において各施設が契約にあたり適切な対応を行ったのか、具体的に示されておらず、契約が合理的であることを確認できなかった。</p> <p>当事業は、市の担当者によるとおよそ20年前からモデル事業により始まり、契約の相手先について大きな見直しなどは行われていない。当事業からは収益性は認められず、積極的に事業を実施したいというところは少ないと判断しているようである。</p> <p>今後は、市内に仕様書を満たす、あるいは事業を実施することにより満たしうる施設がどの程度あるかどうか調査したうえで、その結果を理由書に示すなどして、契約の合理性を確保しておく必要がある。</p>	<p>病児・病後児保育を実施する事業者は、児童福祉法に基づく届出が必要であり、届出のある4事業者は本市の定める仕様を満たしているため、事業者は病児保育を委託している。</p> <p>平成29年度から、随意契約の理由書において、実施可能な事業者が4事業者のみである旨を記載し、契約の合理性を確保することとした。</p>	措置済	保育・ 幼児教 育課
186	350	意見	委託業務 の内容の 検討	<p>国からの通知に基づき委託事業が年度末（平成28年3月）に追加されているが、当該追加の委託業務がどの程度履行されたのかどうか、実績報告等で確認できなかった。契約追加に伴い、事業実績報告書及び添付資料の見直しを行い、事業が適切に行われたのかを確かめる必要があったといえる。当事業は国1/3、県1/3、市1/3の財源負担となっており、内容や実施方法を吟味し、事業の効果を考えて事務を進めていくことが必要である。</p> <p>委託業務の追加の内容は、平成28年3月1日から3月31の間、病児保育事業実施の際、担当する職員は利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供、巡回支援等を適宜実施するよう努めることにより、1施設あたり2,417千円支出されるという契約となっていた。内容からみると、4施設に対して同額に出すよりも、施設の活動度合いにより支出することの方が効率的であると考えられる。委託業務の内容、金額の見直しを検討する必要があると言える。</p>	<p>追加された委託事業については、国からの通知によると、病児保育事業所等が通常、備えている機能に基づくものであり、利用児童数が多く巡回等が行えない場合であっても、保育所等への情報提供などを適宜行うことで、委託料の加算の対象となることとされていることから、活動度合いにより委託金額を変更することは適さないものである。しかしながら、当該事業を効果的に推進するために、平成29年度より活動実績を把握しながら、利用の少ない時期には当該事業の積極的な実施を促すこととした。</p>	措置済	保育・ 幼児教 育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
187	350	意見	委託契約の審査について	<p>事前協議書には看護師等の免許証または保育士証の添付が必要となっているが、検証した4先の病院の内、2先で従事（予定）職員の資格証明の添付が不足していた。同じ人のものが複数入っていたり、事前協議書に記載されている職員とは別の人のものが入っていたりするなど、実施施設の要件を満たし随意契約としているものの、必要書類には不備があり、適切な審査が行われているとは思われない。</p> <p>内容の精査を行わない資料の入手に意味はなく、随意契約とする場合も前年度に引き続き当年度も委託事業者として問題がないかの確認は必要である。</p>	<p>平成29年度から、添付書類に不備がないか複数名で十分に確認を行い、実施要項、仕様書に適合する事業者かどうかの審査を行うこととした。</p>	措置済	保育・幼児教育課
188	350	意見	利用状況の把握について	<p>病児・病後児保育事業の利用児童の人数は日によって変動が激しく、利用者ゼロの日もあれば、定員を越す利用申請が発生する日もある。利用児童が対象要件に該当しない場合や利用定員を越えた場合は利用を断るケースもあるが、現在、利用を断られ保育を受けられなかった児童数とその理由の調査は一部でしか行われず、全体が把握されていない。</p> <p>市の委託事業として当該事業が十分なサービスを提供できているのか、今後このままの運営方法で持続可能なのか等を把握・検討することがまず必要であり、施設の運営状況や利用状況の実態把握を行い、施設・定員の過不足、利用者が少ない場合への対応等について今後の検討課題を確認することが必要ではないかと考える。</p>	<p>平成29年度から、病児保育を委託する4施設に対し、利用を断った人数等の報告を依頼し、利用実態の把握を行うこととした。</p> <p>また、実態を踏まえ施設・定員の過不足、利用者が少ない場合の対応等、解決すべき課題を整理することとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
189	351	意見	<p>施設からの退園報告の妥当性</p> <p>施設が故意または失念等により、年度途中の退園の事実を市にタイムリーに報告しない場合には、過大な保育費が施設に支出されるおそれがある。今後は、退園についての市への報告ルールを定め、前述の月次報告の内容との照合を行うこと、また、定期的に施設を訪問した場合には、児童の出欠記録（出席簿）や保護者からの保育料の収入資料等との照合を行うなどして、施設の報告が適切なものであるかどうかをチェックすることが必要である。</p> <p>入園の際には保護者が施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼現況届を作成・押印の上、施設に提出することとなっている。施設が当該申請書を確認・押印後、市に提出することとされ、その後市による確認や、人員の設定や保育料（保育費）の算定が行われる。保育料を算定するにあたっては、市民税の課税額等の確認を行うため、施設からの報告が適切に行われななかった場合であっても一定のけん制は機能することになる。</p> <p>これに対し、退園については、保護者から退所届を求めているが、園または保護者が仮に、故意または失念によって、タイムリーに退園届を市に提出しなかった場合には、市にはその事実を把握することができず、結果として、退園後も、公費負担部分が施設に支払われるおそれがある。</p> <p>したがって、年度途中の退園連絡を施設が市にタイムリーに行っているかどうかを確かめる必要がある。</p> <p>現在は、指導監査課が、毎年度1回各園を往査しているが、子ども保育課から聞いた往査月の人数と、施設で口頭により聞いた人数とを照合するといった手続のみで、十分とはいえない。この指導監査課の人数確認は、当事業のためではなく、認可の最低基準に合っているかといった観点から行われている。これだけでは、年度途中の入退園児数の実態が施設からの報告人数と異なっていたとしても発見できないリスクがある。</p> <p>今後は、施設からの報告人数について、保育料等の収入人数や出欠簿、その他の取引に係る資料を閲覧するなどして整合性を確かめるといった十分なチェックを行うことが望ましいと言える。</p>	<p>平成29年度から、定期的な確認監査において、出欠簿等の関係書類を確認することで、適正な給付事務に努めることとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
190	357	意見	<p>保育需要の高い地域への対応</p> <p>平成27年度に待機児童数が大幅に増加しているが、これについては、まず厚生労働省の待機児童の定義が変更されてそれまでカウントしていなかった「求職活動中」の保護者を含めることになったことが原因のひとつであるということであった。また、国は特定の施設の入所を希望して入所できない場合は、待機児童から外してよいとしているが、大分市では1施設しか希望しない人を除きすべてカウントしていることがもうひとつの原因である、とのことであった。</p> <p>しかし、仮に平成24年度、平成25年度、平成26年度と同じ旧定義で待機児童を算出したならば平成27年度が263人、平成28年度が197人となるため、待機児童数が年々増加している傾向に変わりはない。</p> <p>その一方で国は、認定こども園への移行を希望する既存の幼稚園及び保育所については、たとえば幼稚園教諭免許状を有し幼稚園等において一定の実務経験を有する者を対象として保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許・資格の併有を促進するといった特例措置を設けて移行を促している。また大分市は既存施設の整備による定員拡大、家庭内保育事業や小規模保育事業の開設を支援する手法により、保育を提供する体制の確保に努めようとしている。</p> <p>平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業が認められたことの影響もあり、大分市の保育所等の施設数、利用者数とも増加している。従って施設面における待機児童対策は一定程度進められているものと考えられる。</p> <p>待機児童数を減少させるためには保育所等を増やすことが考えられるが、今後少子高齢化が進行して子どもが減少することが想定される中で、保育所等を増やしてしまうと施設が遊休化してしまうリスクも出てくるのが想定されることから単純に施設を増やすことは現実的な対策ではない。</p> <p>利用定員よりも入所児童数が多い施設で、さらに入所を申し込んだが入所できなかった数が20人以上の施設の周辺は保育機能の需要が高いものと考えられる。そのため「小規模保育」や、「家庭的保育」を行うことができる場所や保育士の資格を持った家庭的保育者（保育ママ）を市報やホームページで積極的に募る等の対応を行うことを検討する必要がある。</p>	<p>待機児童の解消に向けては、未入所者の地区別・年齢別の状況や、潜在的な保育ニーズの伸びなども可能な限り勘案する中で、保育需要の高い地域を対象に必要なに応じて既存施設の増改築や新規開設などにより定員拡大を図っている。</p> <p>平成29年度の新規開設事業者募集の際においても、保育所に加えて、比較的短期間で開設でき、高い保育需要に応えることができる小規模保育事業所も募集を行ったところである。</p>	措置済	子ども企画課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
191	363	意見	認定こども園の制度の周知	<p>大分市全体では保育施設の定員数に比べて入所者数が下回っている現状にある。</p> <p>その内訳をみると保育所については定員数より入所者数が126人多い状況にあり、その一方で、認定こども園については定員数が入所者数を253人上回っている。</p> <p>子ども・子育て支援新制度が導入されて間もないため、いまだ認定こども園のメリットが保護者に十分浸透していないことも考えられる。</p> <p>したがって、アンケート調査を行う等により、認定こども園が親の就労状況は問わずに入園が可能であることや、保育と幼児教育を一体的に提供すること、また預かり時間は4時間にも8時間にも対応可能であること、などが保護者に十分周知されているのか確認する必要があると考える。</p> <p>そして、これが不十分であれば、ホームページや市報などを通じてこれまで以上に積極的に広報活動を行っていく等の対応を検討する必要がある。</p>	<p>認定こども園が、保護者に十分周知されているかの確認については、平成30年度の入所申込（平成29年11月下旬から開始）の際、利用申込み者へアンケート調査を実施し、周知状況の把握を行なうこととした。</p> <p>認定こども園を含めた保育施設の施設別の特徴については、保育施設利用希望者に配布する「保育所入所てびき」で説明するとともに、本市ホームページでも公開し、引き続き広く周知に努めることとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課
192	365	意見	ライフサイクルを考慮した施設整備計画について	<p>平成27年度から「大分市公共施設等総合管理計画」に基づいて公共の施設のライフサイクルを考慮した整備計画を策定することになったが、現状は個別の公立保育所に具体的に展開されてはいない。</p> <p>大分市では今後は年少人口の減少も予想されることから、既存の私立認可保育施設の整備や認可外保育施設の認可化など民間活力を積極的に活用しながら、地域ごとの需要を捉え必要な定員数を含めた最適なあり方を検討するとしている。</p> <p>しかしながら公立保育所の半数以上の8施設が築30年以上経過しているなかで、施設の維持管理コストの見積もりも高騰することが予想されるためライフサイクルコストを抑えるために保育所ごとの整備計画の策定を早急に具体化すべきである。</p> <p>特にあかつき保育所と佐賀関保育所の建物は築30年が経過している。「大分市公共施設等総合管理計画」では計画的な「予防保全」により、公共建築物の安全性を確保し、長寿命化を図るための方針及び推進に向けた取組を定めているが、これら2園については大分市公共施設等総合管理計画に従って、劣化状況の評価を行い、目標耐用年数を設定し、その後の使用年数に対応する修繕工事あるいは建替えの方針を決定すべきである。</p>	<p>平成28年度に「大分市公共施設総合管理計画」に基づいて、整備の個別計画である「大分市公立保育所長寿命化計画」を策定したところであり、今後も状況に応じた見直しを適宜行うこととした。</p> <p>また、あかつき保育所、佐賀関保育所について、平成29年度中に長寿命化診断を行うこととし、その結果を踏まえ対応方針を決定することとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
193	366	指摘事項	意思決定の迅速化について	<p>昭和56年耐震基準改正前に建築された施設については耐震化改修が必要である。全14施設のうち耐震化改修が必要な施設は6施設であるが、河原内保育所のみが耐震化改修が未実施となっていた。</p> <p>河原内保育所は平成28年度に耐震化改修工事が終了することであるが、平成27年度まで安全性が確保されていない中で保育を行っていたことになる。</p> <p>今後は、意思決定の遅れを長引かせないように予めタイムスケジュールを決めてから議論を進める等の方策を検討する必要がある。</p>	<p>今後、同様の事例が生じないよう、定期的に課題の集約を行い、それぞれの課題に応じて、解決のための体制の編成、方策の検討、スケジュールの管理を行うこととした。</p>	措置済	保育・幼児教育課
194	367	意見	賃貸料無償期間決定根拠の明確化	<p>平成26年度から民営化された新桜町保育所について、運営者である社会福祉法人に対して大分市の市有地を無償で貸し付ける契約が締結されている。</p> <p>その経緯について子ども保育課の担当者にヒアリングを行ったところ、無償とする理由として社会福祉法人は平成25年9月から建物の新築費用を負担する必要があり、移管時に土地を有償とすると経営面の負担が増大するため10年程度は大分市が面倒を見る、ということであった。</p> <p>しかしながら無償期間が平成25年9月1日から平成36年3月31日までの10年6カ月となっているが、当該期間とした根拠が明確ではなかった。10年6ヶ月とした具体的な根拠を明確にしておくべきであった。</p>	<p>今後、土地を無償で貸し付ける場合は、貸し付け期間の設定根拠を明確にすることとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課
195	368	意見	指導監査のフォロー	<p>平成26年度から平成28年度までの指導監査の結果を入手して閲覧したところ、すべての公立保育所14施設に対する指導監査が計画されそれが実施されていた。</p> <p>特に文書による指摘事項はなかったが、改善が必要と思われる指導事項があった。</p> <p>これらの事項が他の保育所においても情報共有され、それぞれの保育所でどのような対応をとっているかについて質問を行った。</p> <p>指摘事項等については所長会で各保育所間での情報を共有し、それぞれにおいて改善するようにしているとのことであったが、これらのプロセスが書面では残っていなかった。</p> <p>改善を要する事項についてはどの保育所でも発生する可能性があるため、所長会等で資料等に基づき報告し、改善方策を議論し周知徹底するという明確なプロセスを定着させる必要がある。</p>	<p>平成29年度から、指摘事項や改善を要する事項については、所長会等で資料等に基づき報告し、改善方策を決定し、書面において周知徹底することとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
196	375	意見	<p>滞納者に関する交渉履歴を閲覧し、子ども保育課の担当者にヒアリングを行って、滞納者に対して保育料徴収事務スケジュールに沿って適切に対応していることを確かめた。</p> <p>この結果、大分市の現年の徴収率（収入額／認定額×100）は、平成23年度99.60%、平成24年度99.54%、平成25年度99.55%、平成26年度99.67%、平成27年度99.72%という推移となっており一定の徴収率を維持している。</p> <p>それに対して過年度の徴収率は、平成23年度15.45%、平成24年度15.95%、平成25年度16.21%、平成26年度14.21%、平成27年度14.69%という推移となっており過年度の未納額を徴収することは容易ではない状況にある。</p> <p>この原因について子ども保育課の担当者にヒアリングしたところ、過年度の滞納者は連絡がとれず接触することができない先や、接触が困難な先であり交渉さえできない先ばかりが残っているためであるということであった。</p> <p>このように過年度に発生した滞納について解消することは非常に困難となるため、今後滞納をより低い水準に抑えるためにはこれが発生した初期の段階で迅速かつ手厚い対応をとることが特に重要となる。</p> <p>現状は当年度分の滞納は収納委託契約により各保育施設により徴収が行われる。過年度分については滞納者から納付相談を受けて、それでも滞納が解消されない先について最終催告書を発送することになっているが、滞納が発生して何か月後に最終催告書を発送するのか明確な定めがなされていない。当期の滞納が翌期に持ち越された場合、より迅速に対応できるように最終催告書の発送の期間の定めを設けることを検討することが必要といえる。</p> <p>また、その他の滞納者への働きかけについても、初期滞納の段階で可能な限り前倒しすることが過年度の徴収率を改善する重要なポイントと考える。</p>	<p>滞納繰越した保育料に対する最終催告書について、毎年10月上旬に送付することとした。</p> <p>最終催告書は、差押可能財産が不明な者や納付約束ができていない者、接触困難な者に送付することとし、その前段階として、金融機関への財産調査や高額滞納者を優先した納付の催告を行う期間が必要となる。</p> <p>また、現年分の滞納管理に関しては、初期段階における働きかけが重要であるため、平成29年6月から、これまで3か月ごとに出力していた保育料滞納者リストを毎月出力し、収納委託している保育施設と連携を図り、電話・文書・訪問等の催告の取組を行うこととした。</p>	措置済	保育・ 幼児教 育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
197	377	意見	正規職員と臨時職員の構成比率の見直しについて	<p>正規職員と臨時職員の人員の比率は概ね半々であるが、金額の比率は正規職員が84%となっている。</p> <p>単純に一人当たりの人件費に換算してみると、正規職員の一人当たり人件費は約700万円であるのに対して、臨時職員の一人当たりの人件費は約150万円となりその差は顕著である。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項では「保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。」、また第2項では「保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下回るできない。」と規定されている。</p> <p>特に正規職員と臨時職員に関する定めはないため、保育の質を下げないことを前提に正規職員と臨時職員の構成を見直して、人件費の低減を図る方策を検討する必要がある。</p>	<p>近年の高い保育ニーズに対応するため、利用定員を超えた児童の受け入れを積極的に行うこととしており、そのための保育士は臨時職員の雇用により対応することとした。</p> <p>今後も引き続き正規職員と臨時職員の配置については職務内容等を勘案し、適正な構成となるよう必要な見直しを行って行く。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
198	378	指摘事項	民営化した保育所に係る検証について	<p>平成26年4月に民営化した新桜町保育所について具体的な検証は行われていない。国の方針として「待機児童解消加速プラン」において、平成27年度からの3カ年（取組加速期間）で、更なる保育の受け入れ枠確保を進め、平29年度末までに待機児童の解消を目指す、とされている。このため現状では公立か私立かということよりも、とにかく児童の保育を行う認可施設を拡大することに主眼を置いている。そのため民営化の検証はできていない状況にある。</p> <p>しかしながら平成26年度から新桜町保育所を民営化したことによって年度あたり8千万円以上の正規職員の人件費は減少している。</p> <p>人件費は減少しているが、他方で民営化した社会福祉法人が使用する土地の賃借料を無料にするなど、得られるはずの利益を逸失しているという面もある。</p> <p>人件費の削減や機会損失の発生などの他に、多様な保育サービスが提供されているかどうか、保育所が効率的に運営されるようになっているか、施設の老朽化への対応ができていないか、待機児童の解消に結びついているかなど民営化による様々な影響があると考えられるが、現在は何も検討されていないということである。</p> <p>民営化の影響について大分市が中心となり保護者、移管した法人と協力して、様々な観点から検証することが必要である。</p>	<p>新桜町保育所の民営化は、定員の拡大により待機児童の解消へ寄与するとともに、3歳以上児の受け入れによる対象児童の拡大や、一時預かり事業の実施によるサービスの向上のほか、人件費の削減など、一定の効果について検証を行っているところである。さらに、平成29年度中に、民営化当時の保護者アンケート結果等を踏まえ、必要に応じ移管した法人と協力しながら、民営化の効果について、運営経費など様々な観点から検証することとした。</p>	措置済	保育・幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
199	381	意見	研修管理	<p>保育者の資質向上のため、大分市保育部会や大分県保育連合会等が主催する研修に出席している。これらは年間計画が策定され、日程が決まっており、各保育所において参加予定者名簿が作成されている場合もある。そして基本的には研修が実施された後は参加者の持ちかえった資料等を保育所内で回覧し、情報の共有化を図っている。</p> <p>各保育所内において誰がどの研修に参加するのか、計画が明確になっているものもあったが、それらの該当者が実際に予定どおり参加したのか、何らかの事情により欠席したのか、また欠席した場合においては資料等を入手するなどして当該内容がフォローされたのかが明確でなかった。</p> <p>資料を回覧していることで、担当者が出席したことが明確になっているのではないかという返答があった。そこで研修計画の中から、今年度すでに終了している研修の一部を特定し、資料が回覧されているか確認したところ、研修資料が回覧されていない研修があり、担当者が出席していなかったのか、あるいは出席したが資料の回覧を失念していたのかわからなかった。</p> <p>研修の出欠管理を十分に行い、出席予定者がやむを得ず欠席した場合には、何らかの形でフォローするとともに、確実に情報共有を行う必要がある。</p>	<p>研修の出席確認については、県外や宿泊を伴う研修では文書復命により、それ以外の研修では口頭復命により行っているが、平成29年度から、口頭復命の研修についても、情報共有のために研修資料等の回覧を確実に行うこととした。</p> <p>また、欠席した場合は、欠席者が必ず資料を入手し、回覧を行うこととした。</p>	措置済	保育・ 幼児教育課
200	382	指摘事項	出勤簿の管理	<p>臨時職員に関わる出勤簿において、出勤印が押されていないものが散見された。出勤簿は本人が出勤したことを疎明するものであり、これに基づいて給与等が支払われることになるため、出勤した場合には確実に本人が押印する必要がある。</p>	<p>平成29年度から、臨時職員に対し、出勤簿の押印について周知・徹底を行うとともに、毎日所長による確認を行うこととした。</p>	措置済	保育・ 幼児教育課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
201	382	意見	保育料等の 収受における証 跡	<p>保育料等、保護者との間で金銭の受け渡しを行う場合に、集金袋が使われている。氏名の記載されている個人ごとの集金袋にてお金を受け取ると、その袋の該当月の欄に日付のついた印をつけて記録するとともに、内部管理のための資料に記録、押印して入金証跡としている。</p> <p>一部の入金袋と内部管理資料を突合したところ、以下の事象があった。</p> <p>①集金袋の記録によると7月分が8月1日に入金されたことになっているが、内部管理資料の調定複数相手方内訳書に入金の押印が無かった。</p> <p>②内部管理資料の収納金納付簿によれば8月29日に収納された証跡（スタンプ）があったが、集金袋には8月31日に入金された印が押されていた。</p> <p>ごく一部の抽出件数において上記事象が見られたことから、金銭の授受の記録については誤りなく厳格に行っておく必要がある。</p>	<p>平成29年度中に、集金の受領処理が、厳格かつ速やかに処理可能となるように、現在所長1名の金銭出納員を2名体制とすることとした。</p>	措置済	保育・ 幼児教 育課
202	383	意見	事務取扱 マニュアル	<p>事務取扱に関する通達や説明書等については、所長会で配布されたものを各保育所においてファイル等に綴られているが、そのうちどの部分までが最新のものが、すべてがそろっているものなのか判明せず、各所で前任のやり方を踏襲していた。</p> <p>その結果、事務取扱については、例えば物品を処分する場合に本庁に対して物品処分報告書が提出されることとなっているが、日付や相手先、提出者の印等が無いものが散見されたり、処分する際に備品に貼付されていたシールを張っているものと無いものが混在しており、正当に提出されたものか不明であった。</p> <p>事務取扱については、最低限守るべき事項をまとめてマニュアルとし、各保育所に配布し、やり方を統一する必要がある。</p>	<p>平成29年度中に、事務取扱については、最低限守るべき事項をまとめてマニュアルとし、各保育所に配布し、処理方法を統一することとした。</p>	措置済	保育・ 幼児教 育課